

事業年度	令和4年度
工事種別	改修工事（建築工事）
工事番号	地域工-3

工事名 桜ヶ丘地区センター外部改修工事

◎注意事項

この内訳書の工事項目及び数量は、積算する上での参考資料です。  
積算の際は、設計図面にて工事項目及び数量を拾い出し積算して下さい。

可児市

市民部

地域振興課

当初 設計書

工事番号	地域工-3	工事箇所	可児市 皐ヶ丘 地内	施設名	桜ヶ丘地区センター
工事名	桜ヶ丘地区センター外部改修工事				
理 由			工 事 概 要		
<p>当該建物の外壁部分は、建築基準法第12条に基づく定期報告の対象となっている。本工事は、次回報告に合わせて外壁等の調査及び改修を実施するもの</p>			<p>桜ヶ丘地区センター 敷地面積:9,874.46㎡ 延べ床面積:3,021.88㎡ 構造:鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 建設年度:平成4年頃</p> <p>建築改修工事(防水改修工事、外壁改修工事、塗装・外装改修工事)</p>		
金 額	円	内消費税相当額	円		
特 記 仕 様 書					
<p>1. 一般事項</p> <p>(1) 受注者は、工事請負契約書、可児市建設工事共通仕様書及び特記仕様書に基づき施工するものとする。なお、特記仕様書は共通仕様書に優先する。</p> <p>(2) 受注者は、本工事が「可児市工物品質証明実施要領」の対象となる場合、要領に基づき品質の証明を実施しなければならない。</p> <p>(3) 提出・提示書類は別添「可児市建設工事における取扱い書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿(指示、協議、承諾は除く)、材料確認簿、夜間・休日作業届けの書類を提出する場合は、別添様式に基づき、電子メールにて提出するものとし、書面には署名または押印する必要はないものとする。これらに定めのない事項については、監督員と協議する。</p> <p>2. 建設副産物有効利用及び適正処理について</p> <p>(1) 受注者は、建設副産物を排出するにあたっては、建設リサイクル法を遵守するとともに、「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」により、適切に実施すること。</p> <p>(2) 建設発生土については、工事間流用とし、流用先は監督員が指示する。都合により工事間流用ができなくなった場合は、別途協議する。また受注者の都合により処分場を変更する時は監督員に報告するものとする。なお、「岐阜県埋立等規制に関する条例」及び「岐阜県建設発生土管理基準」に基づき適正な利用の推進を図ること。</p> <p>3. 使用材料</p> <p>(1) 生コンクリートについて 本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリート(24N/mm<sup>2</sup>以上)については55%以下、無筋コンクリート及び鉄筋コンクリート(21N/mm<sup>2</sup>以下)については60%以下、均しコンクリートについては60%程度とし、品質を証明する書類を提出して、事前に監督員の許可を得ること。</p> <p>4. 工事施工について</p> <p>(1) 受注者は、工事着手に先立ち、現場付近の地元住民等に対する周知、説明、説得等を行い、トラブルの生じないように努めること。</p> <p>(2) 工事による既設構造物の破損については、未然に防止するよう予め十分調査をし、また、支障を及ぼさないよう相当の防護工を施工しなければならない。なお、誤って損傷を与えた場合は、請負人の責任において復旧しなければならない。調査に際しては、記録保存の必要を認めた場合は写真撮影、測量等を行わなければならない。</p> <p>5. 工事保険について 本工事において、発注者、受注者及び全下請人を被保険者として、工事着手から工事目的物の引渡しまでの期間について、賠償責任保険(保険対象:第三者に与えた損害)及び工事保険(保険対象:工事目的物、工事材料及び仮設物等)に加入するものとする。</p> <p>6. ワンデーレスポンスの取組について</p> <p>(1) この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事です。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議、報告、承諾願、立会願等への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することです。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。</p> <p>(2) 実施にあたっては、可児市工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領に基づき実施する。</p> <p>(3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合や計画工程と実施行程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。</p> <p>(4) 受注者は、施工計画書に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら、施工するものとする。</p>					

7. 電子納品について  
「岐阜県電子納品要領」等に基づき、電子納品を行うこと。なお、電子納品の内容については、監督員と事前に協議し、決定すること。
8. 暴力団等による不当介入における通報義務について  
(1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報するとともに、可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年可児市訓令甲第47号)に定める様式第9号により可児市に報告しなければならない。なお、通報・報告がない場合は、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。  
(2) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に工事等を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
9. 現場代理人の兼務について  
現場代理人は、工事請負契約約款第10条第2項の規定により、契約工期内の現場常駐が義務付けられているが、契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間については、監督員との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和するものとする。  
また、以下の条件を全て満たす場合に、他工事の現場代理人又は専任でない主任技術者を兼務することができる。  
1. 他工事は、可児市発注の建設工事で、工事現場が市内であること。  
2. 他工事においても、本工事と同様に現場代理人の兼務を認めていること。  
3. 兼務を行う工事の総数が、本工事を含めて3件までであること。  
4. 兼務を行う工事の請負代金額の合計が3,500万円未満であること。  
5. 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。  
なお、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がある場合、及び、発注者との連絡体制が確保されていないと監督員の認めた場合は、兼務を取り消すものとする。  
現場代理人が兼務となった場合は、本工事の監督員及び他工事の監督員の双方に、現場代理人兼務届を提出しなければならない。
10. 可児市公共基準点の保全について  
公共施工区域内に可児市公共基準点が設置してある場合は、基準点紙を滅失・き損または、その効用に支障をきたすことのないよう充分に留意すること。施工上止むを得ず支障となる場合は、事前に監督員に報告すること。
11. 法定外の労災保険の付保  
本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
12. 建築物・工作物等の解体・改修工事に伴うアスベスト調査について  
工事規模、請負金額にかかわらず事前にアスベストの使用の有無の事前調査を行うこと。  
また、一定規模以上の工事は、事前調査結果を岐阜県に報告すること。
13. その他  
・国土交通省大臣官房庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(建築・電気設備・機械設備工事編) 最新版  
・国土交通省大臣官房庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築・電気設備・機械設備工事編) 最新版

その他図面特記仕様書による。

特記仕様書  
(条件明示)

工事名 桜ヶ丘地区センター外部改修工事

下記項目、事項のうちレ印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。  
なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、市と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目	明示事項	制約条件等
工 程	<input type="checkbox"/> 1. 関連する別途発注工事あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 ( ) <input type="checkbox"/> B. 期間 ( ~ )
	<input type="checkbox"/> 2. 他機関協議による工程条件あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 ( ) <input type="checkbox"/> B. 期間 ( ~ )
	<input type="checkbox"/> 3. 他機関との協議状況	<input type="checkbox"/> A. 協議済機関及び内容 ( ) <input type="checkbox"/> B. 未協議機関及び内容 ( )
	<input type="checkbox"/> 4. 占用許可状況 ( )	<input type="checkbox"/> A. 許可済 <input type="checkbox"/> B. 申請中
	<input type="checkbox"/> 5. 建築確認	<input type="checkbox"/> A. 許可済 <input type="checkbox"/> B. 申請中
	<input type="checkbox"/> 6. 河川区域、保全区域内作業あり	<input type="checkbox"/> A. 許可済 <input type="checkbox"/> B. 申請中
	<input type="checkbox"/> 7. 文化財協議 (文化財課)	<input type="checkbox"/> A. 協議済内容 ( ) <input type="checkbox"/> B. 未協議内容 ( )
	<input checked="" type="checkbox"/> 8. 施工時期	<input checked="" type="checkbox"/> A. 施工時期 ( 担当課と施設利用状況等の確認の上決定すること )
	<input type="checkbox"/> 9. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ( )
用 地	<input type="checkbox"/> 1. 用地補償物件撤去まで着工制限あり	<input type="checkbox"/> A. 区間 (No. ~ No. ) <input type="checkbox"/> B. 着工見込時期 ( ) <input type="checkbox"/> C. 内容 ( )
	<input type="checkbox"/> 2. 工事用地の未買収	<input type="checkbox"/> A. 場所 ( ) <input type="checkbox"/> B. 処理の見込み時期 ( ) <input type="checkbox"/> C. 未買収地への立ち入り可否 ( )
	<input checked="" type="checkbox"/> 3. 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> A. 官有地 <input type="checkbox"/> B. 民有地 <input type="checkbox"/> C. その他 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> D. 別途協議
	<input type="checkbox"/> 4. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ( )
公 害 対 策	<input type="checkbox"/> 1. 施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> A. 騒音 ( ) <input type="checkbox"/> B. 振動 ( ) <input type="checkbox"/> C. 水質 ( ) <input type="checkbox"/> D. その他 ( )
	<input type="checkbox"/> 2. 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> A. 調査の項目 ( )
	<input type="checkbox"/> 3. 環境影響調査あり	<input type="checkbox"/> A. 生物・植物調査あり
	<input type="checkbox"/> 4. 土壌汚染対策法に関する届出	<input type="checkbox"/> A. 届出済 (3,000㎡以上の土地の形質の変更、工事着手30日前まで)
	<input checked="" type="checkbox"/> 5. 石綿含有に関する事前調査	<input type="checkbox"/> A. 発注者による含有調査 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> B. 受注者による含有調査 <input checked="" type="checkbox"/> C. 調査結果の報告 (一定規模以上)
	<input type="checkbox"/> 6. その他	<input type="checkbox"/> A. フロン回収あり <input type="checkbox"/> B. その他 ( )
安 全 対 策	<input type="checkbox"/> 1. 交通規制あり	<input type="checkbox"/> A. 全面通行止め <input type="checkbox"/> B. 片側通行止め <input type="checkbox"/> C. 時間制限あり ( )
	<input type="checkbox"/> 2. 通学路あり	<input type="checkbox"/> A. 迂回路あり <input type="checkbox"/> B. 仮設歩道必要
	<input checked="" type="checkbox"/> 3. 交通整理員	<input checked="" type="checkbox"/> A. 区間 出入口 ( 大型車両搬出入時必要に応じて ) <input type="checkbox"/> B. 区間 (No. ~ ) 配置人員 人/日 <input type="checkbox"/> C. 区間 (No. ~ ) 配置人員 人/日 <input type="checkbox"/> D. 交替要員あり
	<input type="checkbox"/> 4. 鉄道等の近接作業制限あり	<input type="checkbox"/> A. 工法制限あり ( ) <input type="checkbox"/> B. 作業時間制限あり ( )
	<input type="checkbox"/> 5. バス路線 (運行者との協議)	<input type="checkbox"/> A. 協議済内容 ( ) <input type="checkbox"/> B. 未協議内容 ( )
	<input type="checkbox"/> 6. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ( )
工 事 用 道 路	<input type="checkbox"/> 1. 一般道路 (搬入路) の使用制限	<input type="checkbox"/> A. 搬入経路指定あり <input type="checkbox"/> B. 時間帯制限あり
	<input type="checkbox"/> 2. 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> A. 一般交通供用あり <input type="checkbox"/> B. 安全施設必要 ( ) <input type="checkbox"/> C. 路面工 ( ) <input type="checkbox"/> D. 工事完了後存続又は撤去 ( ) <input type="checkbox"/> E. 構造 ( ) <input type="checkbox"/> F. 用地 (借地) <input type="checkbox"/> G. 用地 (公用地) <input type="checkbox"/> H. 用地 (その他)
	<input type="checkbox"/> 3. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ( )
指 定 仮 設 備	<input type="checkbox"/> 1. 仮設物の指定又は一部指定あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 ( )
	<input type="checkbox"/> 2. 仮設構造物の転用、兼用あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 ( ) <input type="checkbox"/> B. 内容 ( )
	<input type="checkbox"/> 3. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ( )

明示項目	明示事項	制約条件等
建設発生土 建設(産業)廃棄物 関係	<input type="checkbox"/> 1. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [場所が未確定]	<input type="checkbox"/> A. 運搬距離 ( km ) <input type="checkbox"/> B. 投棄料計上あり <input type="checkbox"/> C. 整地(押土、敷均、締固等)必要 <input type="checkbox"/> D. 整地(押土)必要
	<input type="checkbox"/> 2. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [自工事へ流用]	<input type="checkbox"/> A. 盛土、埋戻 <input type="checkbox"/> B. スtockヤード利用あり ( ) <input type="checkbox"/> C. 仮置場必要 ( ) <input type="checkbox"/> D. 運搬距離 ( km ) <input type="checkbox"/> E. 仮置場の用地借上費計上あり
	<input type="checkbox"/> 3. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [他工事へ流用、または処分地指定]	<input type="checkbox"/> A. 場所 ( ) <input type="checkbox"/> B. 盛土、埋戻 <input type="checkbox"/> C. 整地(押土、敷き均し、転圧)あり <input type="checkbox"/> D. スtockヤード利用あり ( ) <input type="checkbox"/> E. 仮置場必要 ( ) <input type="checkbox"/> F. 運搬距離 ( km ) <input type="checkbox"/> G. 仮置場の用地借上費計上あり <input type="checkbox"/> H. 処分料計上あり
	<input type="checkbox"/> 4. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [他工事からの流用]	<input type="checkbox"/> A. 他工事名 ( ) <input type="checkbox"/> B. 請負者運搬あり(運搬距離 km ) <input type="checkbox"/> C. 盛土、埋戻し <input type="checkbox"/> D. スtockヤード利用あり ( ) <input type="checkbox"/> E. 仮置場必要 ( ) <input type="checkbox"/> F. 仮置場の用地借上費計上あり
	<input type="checkbox"/> 5. 産業廃棄物の処理条件あり [特別管理産業廃棄物]	<input type="checkbox"/> A. 種類 ( ) <input type="checkbox"/> B. 場所 ( ) <input type="checkbox"/> C. 中間処理施設までの運搬距離 ( km ) <input type="checkbox"/> D. 処理費計上あり
	<input type="checkbox"/> 6. 浄化槽、汲み取り便槽の取壊し処分あり	<input type="checkbox"/> A. 槽内洗浄必要 <input type="checkbox"/> B. 可児市環境課と打合せの必要あり
	<input checked="" type="checkbox"/> 7. 「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」に基づく提出・提示書類あり	<input checked="" type="checkbox"/> A. 産業廃棄物管理票(マニフェスト) <input type="checkbox"/> B. 建設発生土管理状況書類及び処理地の関係図書 <input checked="" type="checkbox"/> C. コブリス <input checked="" type="checkbox"/> D. 廃棄物処理委託契約、許可書
工事支障物件	<input type="checkbox"/> 1. 占用支障物件あり(電気)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期(R 年 月頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期(別途協議)
	<input type="checkbox"/> 2. 占用支障物件あり(電話)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期(R 年 月頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期(別途協議)
	<input type="checkbox"/> 3. 占用支障物件あり(水道)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期(R 年 月頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期(別途協議)
	<input type="checkbox"/> 4. 占用支障物件あり(下水道)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期(R 年 月頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期(別途協議)
	<input type="checkbox"/> 5. 占用支障物件あり(ガス)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期(R 年 月頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期(別途協議)
	<input type="checkbox"/> 6. 占用支障物件あり(マンホール蓋、仕切り弁蓋等)	<input type="checkbox"/> A. 管理者による高さ調整 ( ) <input type="checkbox"/> B. 請負者による高さ調整 ( )
	<input type="checkbox"/> 7. 占用支障物件あり(その他)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 ( ) <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	<input type="checkbox"/> 8. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ( )
排水工関係	<input type="checkbox"/> 1. 濁水、湧水処理条件あり	<input type="checkbox"/> A. 方法 ( )
	<input type="checkbox"/> 2. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ( )
再生材使用	<input type="checkbox"/> 1. 再生材使用指定あり	<input type="checkbox"/> A. RC <input type="checkbox"/> B. アスファルト再生合材(30%再生) <input type="checkbox"/> C. アスファルト再生合材(100%再生) <input type="checkbox"/> D. 再生材を使用できない場合別途協議 <input type="checkbox"/> E.
	<input type="checkbox"/> 2. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ( )
その他	<input type="checkbox"/> 1. 現場発生材あり	<input type="checkbox"/> A. 品名 ( ) <input type="checkbox"/> B. 納入場所( )
	<input type="checkbox"/> 2. 支給材あり	<input type="checkbox"/> A. 品名 ( ) <input type="checkbox"/> B. 引渡し場所( )
	<input type="checkbox"/> 3. 現場環境改善	<input type="checkbox"/> A. 仮設費 ( ) <input type="checkbox"/> B. 安全費 ( ) <input type="checkbox"/> C. 営繕費 ( ) <input type="checkbox"/> D. 地域連携 ( )
	<input type="checkbox"/> 4. 「可児市工物品質証明実施要領」該当あり	<input type="checkbox"/> A. 品質証明員の配置あり
	<input type="checkbox"/> 5. 部分使用	<input type="checkbox"/> A. 範囲 ( ) <input type="checkbox"/> B. 時期 ( )
	<input type="checkbox"/> 6. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ( )

記号	工事名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
	桜ヶ丘地区センター外部改修工事						
A	建築工事		1.0	式			
I	直接工事費 計		1.0	式			
II	共通仮設費	(共通仮設工事費積上分を含む)	1.0	式			
	純工事費 計						
III	現場管理費		1.0	式			
	工事原価 計						
IV	一般管理費等負担額		1.0	式			
	工事価格 計						
V	消費税相当額		1.0	式			
	総合計						



名 称		仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
A-1	直接仮設工事						
	養生	外壁改修	1.0	式			別紙明細書-1
	清掃・後片付け	外壁改修	1.0	式			別紙明細書-2
	外部足場	手摺先行くさび緊結式 W=900 最上階手摺共	1.0	式			別紙明細書-3
	外部足場	脚立足場 直列	1.0	式			別紙明細書-4
	災害防止	メッシュシート	1.0	式			別紙明細書-5
	小 計						
	改 め 計						



名 称		仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
A-2	防水改修工事						
	シーリング	PS-2 20×15程度 タイル面打継・伸縮目地	552.0	m			
	シーリング	MS-2 15×10程度 建具周囲	1,066.0	m			
	シーリング	MS-2 15×10程度 外壁各部取合	53.3	m			
	シーリング	MS-2 15×10程度 軒先先端取合	441.0	m			
	防水あご天端塗膜防水	ウレタン樹脂系塗膜防水 密着工法(X-2)	18.0	m <sup>2</sup>			
	小 計						
	改 め 計						

名 称		仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
A-3	外壁改修工事						
	施工数量調査	タイル面	2,299.0	m2			
	〃	コンクリート打放し面	556.0	m2			
	外壁タイル面補修	一般部 ・注入口付アンカー ピンニング部分球キ樹脂注入工法(16本/m2)	153.0	m2			
	〃	窓台・天端・建具水切面 ・注入口付アンカー ピンニング全面球キ樹脂注入工法(16本/m2)	26.6	m2			
	〃	上裏・梁下面 ・注入口付アンカー ピンニング部分球キ樹脂注入工法(16本/m2)	35.9	m2			
	〃	コーナー側面・建具抱き部 ・注入口付アンカー ピンニング部分球キ樹脂注入工法(16本/m2)	20.4	m2			
	〃	出隅コーナー部(狭幅部) ・注入口付アンカー ピンニング部分球キ樹脂注入工法(5本/m)	78.7	m			
	〃	欠損・ひび割れ・陶片浮き・汚染部分 張替工法 45二丁・モザイクタイル張り	69.0	m2			
	〃	タイル下コンクリート躯体面ひび割れ補修 Uカットシール材充填工法	6.9	m			
	〃	タイル下コンクリート躯体面ひび割れ補修 自動式低圧球キ樹脂注入工法	17.2	m			
	外壁コンクリート面補修	ひび割れ補修(幅1.0mm超) Uカットシール材充填工法	10.0	m			
	〃	ひび割れ補修(幅0.2mm以上) 自動式低圧球キ樹脂注入工法	111.0	m			
	〃	ひび割れ補修(幅0.2mm未満) シール工法	278.0	m			

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
外壁 欠損・爆裂面等補修	200×100程度 エポキシ樹脂モルタル充填工法	4.0	箇所			
〃	100×100程度 エポキシ樹脂モルタル充填工法	8.0	箇所			
〃	50×50程度 エポキシ樹脂モルタル充填工法	30.0	箇所			
外壁タイル面高圧洗浄	水洗工法 15MPa程度（調整）	2,299.0	m2			
外壁タイル面クリーニング	工業用塩酸使用	2,299.0	m2			
サッシクリーニング	外部面のみ ガラスクリーニング含む	701.0	m2			
小 計						
改 め 計						

名 称		仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
A-4	塗装・外装改修工事						
	外壁面下地処理	コンクリート面 高压水洗工法 30MPa程度	556.0	m2			
	外壁面下地調整	コンクリート面 C-2	556.0	m2			
	複層仕上塗材E	凹凸模様	556.0	m2			
	耐候性塗料塗り (DP)	改修 A-1種 1級 (ふっ素樹脂塗料) 下地調整RB種 (縦樋VP管) 共	63.2	m2			
	耐候性塗料塗り (DP)	改修 B種 1級 (ふっ素樹脂塗料) 下地調整RB種 (鋼製建具面) 共	23.1	m2			
	耐候性塗料塗り (DP)	改修 B種 1級 (ふっ素樹脂塗料) 下地調整RB種 (金属屋根面) 共	386.0	m2			
	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	改修 B種 下地調整RB種 (ボード面) 共	265.0	m2			
	小 計						
	改 め 計						

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
A-5	その他改修工事					
	床 磁器質タイル張り	磁器質150角 下地モルタル共	10.0	m2		
	床 モルタル金こて	t=30 金こて仕上	25.2	m2		
	段鼻ノンスリップタイル	磁器質ノンスリップタイル	4.7	m		
	床 平板ブロッカー一時撤去再取付	300×300 一時撤去のうえ再敷込	1.0	式		別紙明細書-6
	埋戻し	人力 購入土 転圧共	1.0	式		別紙明細書-7
	バンドキャップ取替	アルミ製 丸型φ300 指定色焼付塗装品	2.0	箇所		
	縦樋	ステンレス製 φ100	21.2	m		
	小 計					
	改 め 計					

名 称		仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
A-6	解体・撤去工事						
	シーリング撤去	弾性シーリング	2,112.0	m			
	カッター掛け	タイル撤去部	275.0	m			
	外壁タイル撤去	45二丁タイル 下地モルタル共	69.0	m2			
	床磁器質タイル撤去	150角磁器質タイル モルタル下地共	10.0	m2			
	床モルタル塗り撤去	t=30程度 段鼻ノンスリップタイル共	25.2	m2			
	外壁面バンドキャップ撤去	アルミ製 丸型 φ300	2.0	箇所			
	縦樋撤去	ステンレス製 φ100程度	21.2	m			
	発生材積込費	コンクリート・モルタル類	3.9	m3			
	発生材積込費	ガラス・陶磁器類	1.1	m3			
	発生材積込費	廃プラスチック類	0.4	m3			
	発生材積込費	金属類	28.0	kg			
	発生材運搬費	コンクリート・モルタル類	3.9	m3			
	発生材運搬費	ガラス・陶磁器類	1.1	m3			
	発生材運搬費	廃プラスチック類	0.4	m3			



名 称		仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
A-7	発生材処分費						
	発生材処分費	コンクリート・モルタル類	3.9	m3			
	発生材処分費	ガラス・陶磁器類	1.1	m3			
	発生材処分費	廃プラスチック類	0.4	m3			
	発生材処分費	金属類	28.0	kg			
	小 計						
	改 め 計						



名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
共通仮設（積上分）						
仮囲い	成形鋼板 H=2000	25.0	m			
工事用出入口	キャスターゲート W6000×H1800 程度	1.0	箇所			
足場通用口扉	鋼製片開き扉 鍵付	2.0	箇所			
交通整理員		1.0	式			別紙明細書－8
アスベスト含有・分析費	外壁仕上塗材 調査分析・報告書作成	1.0	式			別紙明細書－9
小 計						
改 め 計						

名 称		仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
AB1	別紙明細書－ 1	養生					
	養生	外壁改修	979.0	m2			
	小 計						
	改め計						
AB2	別紙明細書－ 2	清掃・後片付け					
	清掃・後片付け	外壁改修	979.0	m2			
	小 計						
	改め計						

名 称		仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
AB3	別紙明細書－ 3	外部足場					
	外部足場	手摺先行くさび緊結式 W=900 最上階手摺共	2,728.0	m2			
	小 計						
	改め計						
AB4	別紙明細書－ 4	外部足場					
	外部足場	脚立足場 直列	30.0	m			
	小 計						
	改め計						

名 称		仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
AB5	別紙明細書－ 5	災害防止					
	災害防止	養生シート（防災Ⅰ類）	2,728.0	m2			
	小 計						
	改め計						
AB6	別紙明細書－ 6	床 平板ブロック一時撤去再取付					
	床 平板ブロック一時撤去再取付	300×300 一時撤去のうえ再敷込	15.0	m2			
	小 計						
	改め計						


名 称		仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
AB7	別紙明細書－ 7	埋戻し					
	埋戻し	人力 購入土 転圧共	2.0	m3			
	小 計						
	改め計						
AB8	別紙明細書－ 8	交通整理員					
	交通整理員		5.0	人			
	小 計						
	改め計						




# 桜ヶ丘地区センター外部改修工事

図 面 目 録					
番号	図面名称	縮尺	番号	図面名称	縮尺
A-S01	特記仕様書(1)	—	A-S15	改修断面詳細図-3	1/50
A-S02	特記仕様書(2)	—	A-S16	改修断面詳細図-4	1/50
A-S03	特記仕様書(3)	—	A-S17	建具符号図	1/350
A-S04	コンクリート打放し部・モルタル部改修フロー図	—	A-S18	建具表-1	1/100
A-S05	タイル張り部改修フロー図	—	A-S19	建具表-2	1/100
A-S06	配置図・付近見取図	1/400	A-S20	既設外壁調査図-1【参考図】	1/200
A-S07	1階平面図	1/200	A-S21	既設外壁調査図-2【参考図】	1/200
A-S08	2階平面図	1/200	A-S22	既設外壁調査図-3【参考図】	1/200
A-S09	屋根伏図	1/200			
A-S10	立面図-1	1/200			
A-S11	立面図-2	1/200			
A-S12	立面図-3	1/200			
A-S13	改修断面詳細図-1	1/50			
A-S14	改修断面詳細図-2	1/50			

株式会社 三宅設計

I 建築工事仕様		章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																																																																																																																																								
<b>工事概要</b> 工事名称 桜ヶ丘地区センター外部改修工事 主要用途 公民館・体育館 工事種別 改修 敷地 地名地番 岐阜県可児市桜ヶ丘6丁目1-1 敷地面積 9,874.46 m <sup>2</sup> 都市計画法等 都市計画区域 ○都市計画区域内（・市街化区域・市街化調整区域○その他）用途地域 ○近隣商業地域 ○防火地域 ・準防火地域 ○指定なし ○その他の指定 ・2.2条指定区域内 ○2.2条指定区域外（ ） 建築基準法 道 路 ・国道 ・県道 ○市道 ・町道 ・村道 ・私道 幅員 16.5m 工事建物の概要 構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 階数 地上2階 延べ床面積 3,021.88 m <sup>2</sup> 建築面積 2,999.42 m <sup>2</sup> 建設年度 平成44年頃 工事の範囲 ○建築主体工事 一式 別途工事 ○なし		1	共通事項	○現場事務所（・指定なし・図示 ○敷地内） ・建設発生土仮置場（・指定なし・図示 ・敷地内） ※引渡しを要するもの（・金属類 ※PCB含有物（ ）（1.3.12）） ・特別管理産業廃棄物（※廃石綿（ ）） ・現場において再利用を図るもの（ ） ・再生資材の活用を図るもの（ ） ・アスベスト成型板としての処理を要するもの（ ） ・9章 環境配慮改修工事の特記による ・PCB含有シーリング材の分析調査 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否の判定を行う採取箇所数（計 箇所） 採取場所（※図示（ ）） ・第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う分析個数（計 個） ・除去処理工事 撤去工法 「標準施工要領書（日本シーリング工業共同組合連合会/日本シーリング材工業会）」による 除去範囲（※図示（ ）） ※再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書の提出 建設リサイクル法の実施に係る岐阜県指針に基づき、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、また、工事完了時に同計画書の実施報告書を監督員に提出するものとする。なお、計画書及び報告書は「建設副産物情報交換システム」（COBRIS）により作成したものとする。 本工事が、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律104号 以下「建設リサイクル法」という。）施行令又は、都道府県が条例で定める建設工事等であって、その規模に関する基準以上の工事（以下「対象工事」という。）である場合は、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 また、分別解体・再資源化の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面に監督職員に報告する。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1「再生資源利用計画書（実施書）」及び様式2「再生資源利用促進計画書（実施書）」を兼ねるものとする。 本工事が「建設リサイクル法」の対象工事外である場合においても前記に準じ適切な措置を講ずるものとする。 建設リサイクル法 ・対象工事 ○対象工事外 ・別表1 建築物に係る解体工事 工程ごとの作業内容及び解体方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・建築設備、内装材等</td> <td>・有</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・無</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根ふき材</td> <td>・有</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・無</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・外装材・上部構造部分</td> <td>・有</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・無</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・無</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他（ ）</td> <td>・有</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・無</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> ○別表2 建築物に係る新築工事等（・新築 ・増築 ・修繕 ○模様替） 工程ごとの作業内容及び解体方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・造成等</td> <td>・有</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・無</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・無</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・外装材、上部構造部分</td> <td>・有</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・無</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根</td> <td>・有</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・無</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・建築設備、内装材等</td> <td>・有</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・無</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>○その他（ ）</td> <td>○有</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○無</td> <td>○手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> 手作業・機械作業を併用する理由 建築設備の取り外し（ ） 内装材の取り外し（ ） 屋根ふき材の取り外し（ ） ・別表3 特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をす施設の名称及び所在地 <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・コンクリート及び鉄から成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注) 上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、提示する施設と異なる場合は、監督員と協議する。	工程	作業内容	分別・解体の方法	・建築設備、内装材等	・有	・手作業		・無	・手作業と機械作業の併用	・屋根ふき材	・有	・手作業		・無	・手作業と機械作業の併用	・外装材・上部構造部分	・有	・手作業		・無	・手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有	・手作業		・無	・手作業と機械作業の併用	・その他（ ）	・有	・手作業		・無	・手作業と機械作業の併用	工程	作業内容	分別・解体の方法	・造成等	・有	・手作業		・無	・手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有	・手作業		・無	・手作業と機械作業の併用	・外装材、上部構造部分	・有	・手作業		・無	・手作業と機械作業の併用	・屋根	・有	・手作業		・無	・手作業と機械作業の併用	・建築設備、内装材等	・有	・手作業		・無	・手作業と機械作業の併用	○その他（ ）	○有	・手作業		○無	○手作業と機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・コンクリート			・コンクリート及び鉄から成る建設資材			・アスファルト			・コンクリート			・木材			1	⑩ 環境への配慮	⑥ 印は「国等による環境物品等の調達に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。 原則としてグリーン購入法における特定調達品目の使用に努めること。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成28年2月閣議決定）」による。 化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1）から5）を満たすものとする。 1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上塗材は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 3）接着剤はフタル酸ジブチル及びフタル酸ジエチルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 5）1）、3）及び4）の建築材料を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>規制対象外</th> <th>該当する材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① J I S及びJ A SのF☆☆☆☆品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通省大臣認定品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 次の表示のあるJ A S適合品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 接着剤等不使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 第三種 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① J I S及びJ A SのF☆☆☆☆品</td> </tr> <tr> <td>② 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通省大臣認定品</td> </tr> <tr> <td>③ 旧J I SのE O品</td> </tr> <tr> <td>④ 旧J I SのF O品</td> </tr> </tbody> </table>	規制対象外	該当する材料	① J I S及びJ A SのF☆☆☆☆品		② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通省大臣認定品		③ 次の表示のあるJ A S適合品		a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用		b. 接着剤等不使用		c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用		d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用		e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用		f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料		① J I S及びJ A SのF☆☆☆☆品	② 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通省大臣認定品	③ 旧J I SのE O品	④ 旧J I SのF O品	1	⑮ 技能士	※適用する適用する技能士（1.6.2） <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能士検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>防水改修工事</td> <td>防水施工</td> <td>・ フアム防水工事作業 ○ フルコート系塗膜防水工事作業 ・ フルコート系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水 ・ F R P防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スレート施工</td> <td>・ スレート工事作業</td> </tr> <tr> <td>外壁改修工事</td> <td>樹脂接着剤注入施工</td> <td>○ 樹脂接着剤注入工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左官</td> <td>○ 左官作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タイル張り</td> <td>○ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>建具改修工事</td> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自動ドア施工</td> <td>・ 自動ドア施工作業</td> </tr> <tr> <td>内装改修工事</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内装仕上施工</td> <td>・ 鋼製下地工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内装仕上施工</td> <td>・ フォーム系床仕上工事作業 ・ カベツク系床仕上工事作業 ・ ボード仕上工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>塗装改修工事</td> <td>塗装</td> <td>○ 塗装作業</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>とび</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>環境配慮改修工事</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>路面表示施工</td> <td>・ 溶融・インパントマーカ工事作業 ・ 加熱・インパントマーカ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能士検定職種	技能検定作業	仮設工事	とび	・ とび作業	防水改修工事	防水施工	・ フアム防水工事作業 ○ フルコート系塗膜防水工事作業 ・ フルコート系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水 ・ F R P防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業		建築板金	・ 内外装板金作業		スレート施工	・ スレート工事作業	外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	○ 樹脂接着剤注入工事作業		左官	○ 左官作業		タイル張り	○ タイル張り作業	建具改修工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工事作業		自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業	内装改修工事	建築大工	・ 大工工事作業		内装仕上施工	・ 鋼製下地工事作業		建築板金	・ 内外装板金作業		内装仕上施工	・ フォーム系床仕上工事作業 ・ カベツク系床仕上工事作業 ・ ボード仕上工事作業		表装	・ 壁装作業		左官	・ 左官作業		タイル張り	・ タイル張り作業	塗装改修工事	塗装	○ 塗装作業	耐震改修工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業		型枠施工	・ 型枠工事作業		コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業		鉄工	・ 構造物鉄工作業		とび	・ とび作業	環境配慮改修工事	配管	・ 建築配管作業		路面表示施工	・ 溶融・インパントマーカ工事作業 ・ 加熱・インパントマーカ工事作業		造園	・ 造園工事作業	16	技能資格者	・溶接技能者（（社）日本溶接協会が検定した技能資格を有する者）（1.6.3） ・圧接技量資格者（JIS Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）による技量を有する者）	17	施工の検査等	・その他監督員の指示による（1.6.5~6）	18	施工の立ち会い等	・その他監督員の指示による（1.6.7）	19	化学物質の濃度測定	測定室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、報告すること。（1.6.9） 測定対象室及び測定箇所数 ・事務室 室名（ ） 測定箇所 各部屋（ ）箇所、測定回数（・着工前 ・着工後）室名（ ） ・会議室 測定箇所 各部屋（ ）箇所、測定回数（・着工前 ・着工後）室名（ ） ・上級室 測定箇所 各部屋（ ）箇所、測定回数（・着工前 ・着工後）室名（ ） ・休憩室 測定箇所 各部屋（ ）箇所、測定回数（・着工前 ・着工後）室名（ ） ・その他 測定箇所 各部屋（ ）箇所、測定回数（・着工前 ・着工後）室名（ ） 測定方法 ※パッシブ採取による蒸気拡散式分析法・厚生労働省の標準法 測定物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン（学校のみ） 換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入れ等を含む。）を開放し30分換気する。 閉鎖 測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入れ等の扉は、開放したままとする。 測定 測定は、「閉鎖」の状態のまま行う。 測定時間は、原則として2.4時間とする。但し2.4時間測定が行えない場合は、8時間測定（1.0時30分～1.8時30分）とする。 測定位置は、室中央付近の床から1.2m～1.5mの高さとする。	20	完成時の提出書類	○完成図（施工図、施工計画書を除く）（1.8.1~3）(表1.8.1) ※新規に作成 ・既存完成図を修正 記載内容は監督職員と協議する。 提出 ※完成図CADデータ（CD-R） 作成方法は「営繕工事電子納品要領」（平成14年11月改訂版）による。 ※製本2部（A3縮小二つ折り製本とする） ○保全に関する資料 提出 ※1部 ・ ○施工図（ ） 提出 ※原因及びその複写図1部 ・ ○施工計画書（ ） 提出 ※1部 ・ 本工事に係る施工図及び施工計画書の著作権者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に移譲するものとする。 製作図等て原因として提出が出来ないものは、原因に変わるものとしてよい。 設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。 ○その他詳細については監督員と協議とする	21	工事写真	※「営繕工事電子納品要領」による	22	設計GL	※設計GL=B M+ mm（現状地盤高は図示）
工程	作業内容	分別・解体の方法																																																																																																																																																																																																																																
・建築設備、内装材等	・有	・手作業																																																																																																																																																																																																																																
	・無	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																																																																
・屋根ふき材	・有	・手作業																																																																																																																																																																																																																																
	・無	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																																																																
・外装材・上部構造部分	・有	・手作業																																																																																																																																																																																																																																
	・無	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																																																																
・基礎、基礎ぐい	・有	・手作業																																																																																																																																																																																																																																
	・無	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																																																																
・その他（ ）	・有	・手作業																																																																																																																																																																																																																																
	・無	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																																																																
工程	作業内容	分別・解体の方法																																																																																																																																																																																																																																
・造成等	・有	・手作業																																																																																																																																																																																																																																
	・無	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																																																																
・基礎、基礎ぐい	・有	・手作業																																																																																																																																																																																																																																
	・無	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																																																																
・外装材、上部構造部分	・有	・手作業																																																																																																																																																																																																																																
	・無	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																																																																
・屋根	・有	・手作業																																																																																																																																																																																																																																
	・無	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																																																																
・建築設備、内装材等	・有	・手作業																																																																																																																																																																																																																																
	・無	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																																																																
○その他（ ）	○有	・手作業																																																																																																																																																																																																																																
	○無	○手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																																																																
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																																																																																																																																																																																																																
・コンクリート																																																																																																																																																																																																																																		
・コンクリート及び鉄から成る建設資材																																																																																																																																																																																																																																		
・アスファルト																																																																																																																																																																																																																																		
・コンクリート																																																																																																																																																																																																																																		
・木材																																																																																																																																																																																																																																		
規制対象外	該当する材料																																																																																																																																																																																																																																	
① J I S及びJ A SのF☆☆☆☆品																																																																																																																																																																																																																																		
② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通省大臣認定品																																																																																																																																																																																																																																		
③ 次の表示のあるJ A S適合品																																																																																																																																																																																																																																		
a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用																																																																																																																																																																																																																																		
b. 接着剤等不使用																																																																																																																																																																																																																																		
c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用																																																																																																																																																																																																																																		
d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用																																																																																																																																																																																																																																		
e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用																																																																																																																																																																																																																																		
f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料																																																																																																																																																																																																																																		
① J I S及びJ A SのF☆☆☆☆品																																																																																																																																																																																																																																		
② 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通省大臣認定品																																																																																																																																																																																																																																		
③ 旧J I SのE O品																																																																																																																																																																																																																																		
④ 旧J I SのF O品																																																																																																																																																																																																																																		
工事種目	技能士検定職種	技能検定作業																																																																																																																																																																																																																																
仮設工事	とび	・ とび作業																																																																																																																																																																																																																																
防水改修工事	防水施工	・ フアム防水工事作業 ○ フルコート系塗膜防水工事作業 ・ フルコート系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水 ・ F R P防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業																																																																																																																																																																																																																																
	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																																																																																																
	スレート施工	・ スレート工事作業																																																																																																																																																																																																																																
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	○ 樹脂接着剤注入工事作業																																																																																																																																																																																																																																
	左官	○ 左官作業																																																																																																																																																																																																																																
	タイル張り	○ タイル張り作業																																																																																																																																																																																																																																
建具改修工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																																																																																																																																																																																
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																																																																																																																																																																																
	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業																																																																																																																																																																																																																																
内装改修工事	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																																																																																																																																																																
	内装仕上施工	・ 鋼製下地工事作業																																																																																																																																																																																																																																
	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																																																																																																
	内装仕上施工	・ フォーム系床仕上工事作業 ・ カベツク系床仕上工事作業 ・ ボード仕上工事作業																																																																																																																																																																																																																																
	表装	・ 壁装作業																																																																																																																																																																																																																																
	左官	・ 左官作業																																																																																																																																																																																																																																
	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																																																																																																																																																																
塗装改修工事	塗装	○ 塗装作業																																																																																																																																																																																																																																
耐震改修工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																																																																																																																																																																
	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																																																																																																																																																																
	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																																																																																																																
	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																																																																																																																																																																
	とび	・ とび作業																																																																																																																																																																																																																																
環境配慮改修工事	配管	・ 建築配管作業																																																																																																																																																																																																																																
	路面表示施工	・ 溶融・インパントマーカ工事作業 ・ 加熱・インパントマーカ工事作業																																																																																																																																																																																																																																
	造園	・ 造園工事作業																																																																																																																																																																																																																																
備考				 <b>株式会社 三宅設計</b> TEL 0574 (62) 1881 FAX 0574 (62) 5432 1級建築士 三宅 晶 信 第68278号		承認 設計 設計年月日 2021-01		NO. A-S01		工事名 桜ヶ丘地区センター外部改修工事 工事設計図 図面名 特記仕様書（1） scale A2：—																																																																																																																																																																																																																								



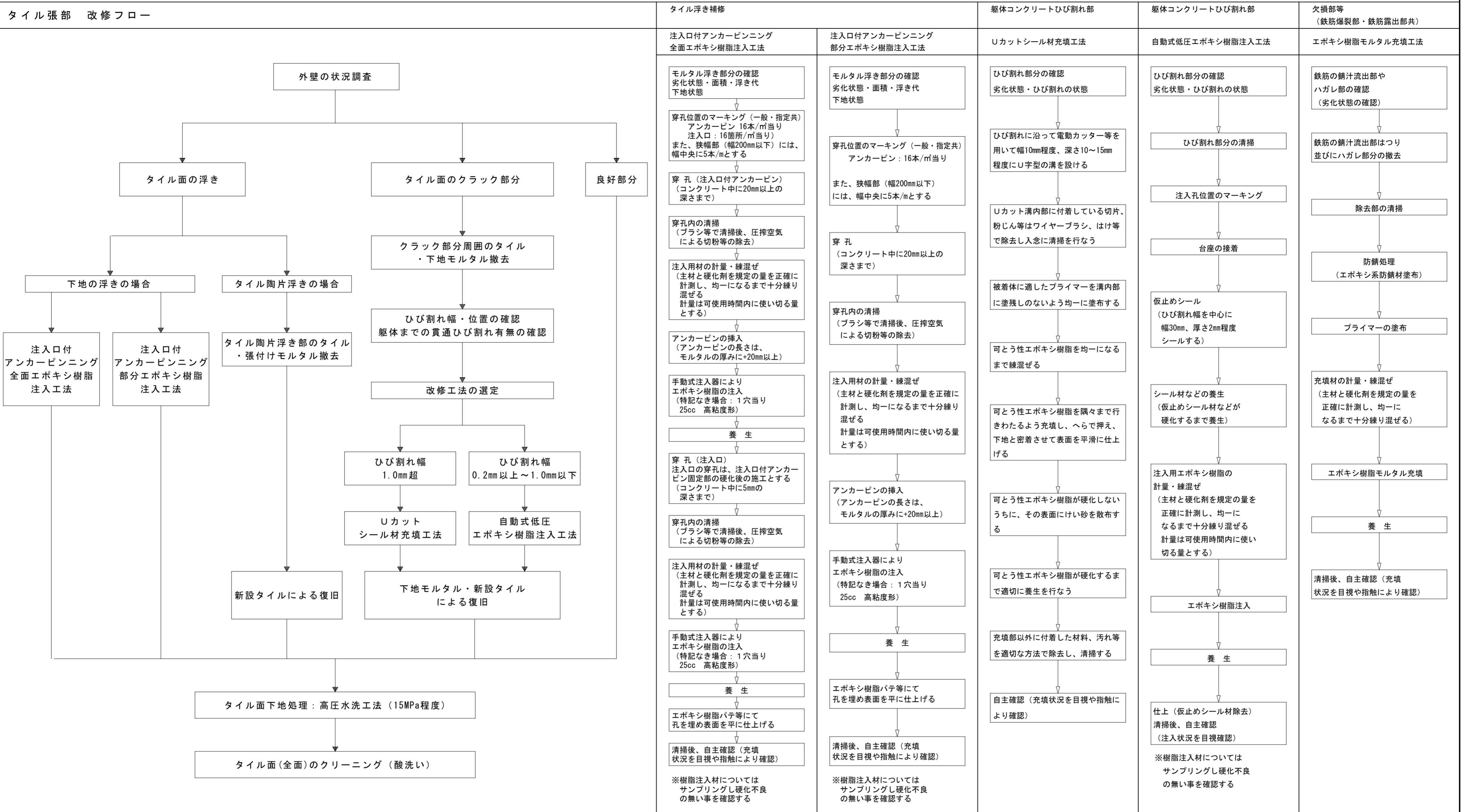
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																		
1	23 建設機械	1) 本工事においては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正 平成13年4月9日国土交通省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用する。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、必要書類を提出するものとする。 2) 本工事においては「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日建設省経機発第249号、最終改正 平成14年4月1日国総施第225号)に基づき指定された建設機械を使用する。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年建設技術評価制公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はあるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 排出ガス対策建設機械、又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。	1	共通事項 36 軽微な変更等 37 事故防止策	3) 実施に当たっては、「 <b>「可見工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」</b> に基づき実施する  現場の納まり、取り合い等の関係による協議の中で、形状寸法の軽微な変更は、監督員の指示による。なお、この場合請負金額の変更は行わない。  ①安全施設の使用・設置 1 安全施設の使用・設置は関係法令等を順守するほか次のとおり講じなければならない。 (1) 原則、昇降用梯子で作業しないこと。ただし、やむを得ず作業する場合は、本作業用、補助用の2丁掛としなければならない。 (2) 安全帯は一連の作業において親綱の架け替え等が生じる場合は、本作業用、補助用の2丁掛としなければならない。 ②定期安全訓練・研修等 2 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割って、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 さらに、工事内容や現場状況に応じて、過去の事故事例集の活用により、工事現場で予想される事故防止対策を必ず実施すること。 (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) その他、安全・訓練等として必要な事項	2	11 イー・ジ・アップ 12 建設現場環境改善対象工事	工事概要及びイメージパースを印刷した看板を 箇所設置する。 なお、内容、設置位置については監督員と協議する。  「本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善対象工事です。」「岐阜県都市建設部公共建築課発注の建設現場環境改善対象工事実施要領」に基づき、「快適トイレ」を設置すること。	7	防水剤	品質・性能 防水材の種類は、建築用のモルタルに用いるセメント防水材とし、以下の仕様を満足した製造所の製品とする。 混合割合 セメント重量の5%以下 凝結時間 始発：1時間以上、終結：10時間以内(JIS R 5201の規定8) 安定性 収縮性、膨張性のひび割れ及びひびきがないこと(JIS R 5201の規定9) 曲げ及び圧縮強度比 70%以上 吸水比 95%以下 透水比 80%以下(水圧は294kPaとし、1時間行う)																		
	24 設備工事との取り合い	本工事の施工範囲 ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ※駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ 施工図 ※設備機器の位置、取合いなどの検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。		38 工事着手前協議 39 その他	受注者は、工事請負契約後直ちに設計図書を照査し、受注者及び発注者側が現場状況を確認の上、設計と現場との整合性及び問題点を整理した後に、工事着手前協議を発注者側の発議により開催するものとする。 なお、立会者は発注者側が指定する。  ディーゼルエンジン車両の適正燃料の使用について (1) ディーゼルエンジンを動力とする車両には、JIS規格の軽油を使用すること。 (2) ディーゼルエンジンを動力とする車両の燃料検査があった場合には協力すること。	3	1 一般事項 2 既存防水層の処理 3 既存下地の補修 4 試験及び施工標識 5 塗膜防水	防水工事は、専門業者の責任施工とする。 受注者は、防水材料製作所及び防水施工者と連名で年限保証する。 なお、防水の保証年限は、10年とする。  既存露出防水層表面の仕上げ塗装除去 (3.2.3~6) ・行う(・M4AS・M4ASI・M4C・M4DI・L4X)  既存下地の補修箇所、範囲、数量等 ※図示 (3.2.6)  施工完了後の試験 漏水試験 ・行う ※行わない (アスファルト防水、改質アスファルトシート防水、合成高分子系ルーフィングシート防水、塗膜防水の場合)  (3.1.4)(3.6.2~4)(表3.1.1)(表3.6.1)	9	⑨ タイル	⑨ タイルの形状、寸法等 (4.2.2) ※張替えに使用するタイルについては、既設のタイルと同等以上の性能を有するものを選定する ※寸法、色、質感については原則として既設と同じ製品、若しくは既設に合わせたタイルを選定するものとする  見本焼き ・行う ※行わない (4.2.2) 試験張り ・行う ※行わない (4.2.2)																		
	25 事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通知するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。																											
	26 養生その他	工事施工に際し、在来部分を汚損した場合は又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、在来ならぬ補修する。 ※粉じん対策 粉じんが発生する場合には、集塵機を設置すること。 工事車両の洗車及び道路の清掃すること。 搬出時等は、周辺道路への土砂等飛散防止に努めること。 ※安全対策 工事車両の出入口及び出隅部分に透明板付の仮囲いや赤色灯を設置すること。 ・騒音対策 隣地境界地点において騒音振動測定器を設置し、測定管理すること。 ・夜間照明 仮囲い上部に仮設夜間照明を設置すること。																											
	27 完成写真	撮影箇所数 ※ ( ) 箇所 ・航空写真 ( ) 箇所 ○監督員の指示による 本完成写真の著作権の権利は、発注者に委譲するものとする。 提出内容 ※電子データ 1部 画素：長辺で2880PIX以上 記録方式：RGB(フルカラー)、JPEG最高画質 記録媒体：CD-R(ISO) ・カラープリント キャビネ版 ( ) 部 アルバム(黒表紙文字300mm×300mm程度) ※無し ・有り ・四つ切 ( ) 枚 ※アルミ額縁 ・印刷用紙：A4縦 ・半切 ( ) 枚 ※アルミ額縁 ・撮影内容：監督員の指示による ・全紙 ( ) 枚 ※アルミ額縁 ・提出部数：監督員の指示による																											
	28 建設発生土の処理	本工事は、建設発生土情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、工事の実施に当たっては土量、土質、土工期等に変更があった場合速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。  ※構外搬出適切処理 「建設発生土情報交換システム」を活用し、適切に処理する。 片道の運搬距離( )km、処分費及び整地費用 無償 注)上記については積算上の条件明示であり、提示する条件と異なる場合は監督職員と協議する。  ・構内指示の場所にたい積する。 ・構内指示の場所に敷きならす。 ・岐阜県建設発生土管理基準により土壌検査を行う。	2	① 足場その他 (2.2.1)(表2.2.1) ② 材料、撤去材等の運搬 (2.2.1) ③ 既存部分の養生 (2.3.1) 4 固定された備品、机、トカ等の移動 (2.3.1) 5 既存ブライド、カーテン等の養生 (2.3.1) 6 仮設間仕切り (2.3.2)	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。  内部足場 ・設置する ( ※脚立、足場板等 ) ・設置しない 外部足場 ○設置する ・設置しない 防護シート ○設置する(防災I類) ・設置しない  種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 C種：利用可能なエレベーター ( ) D種：利用可能な階段 ( )  ・既存部分の養生方法 ※ビニールシート等 ・既存家具等の養生方法 ※ビニールシート等 ・工事用通路の養生方法 ※ビニールシート等 ・外部開口部の養生方法 ※ビニールシート等 ・アスベスト等の撤去にかかる養生は「9章 環境配慮改修工事」による  ・行う(図示)  養生方法 ※取り外しのうえ保管 保管場所 ※構内既存施設内  仮設間仕切り 設置位置 ※図示 ・A種 ※軽量鉄骨・木 表面材 ※せっこうボード(厚さ(mm) ※9.5 ) ・合板(厚さ(mm) ※9.0 ) 塗装 ※行わない ・行う 充填材 ※グラスウール32K 厚50mm ・B種 ※軽量鉄骨・木 表面材 ※せっこうボード(厚さ(mm) ※9.5 ) ・合板(厚さ(mm) ※9.0 ) 塗装 ※行わない ・行う ・C種 ※単管 表面材 ※防災シート ・仮設扉 材質 ※木製扉(合板張程度) ・鋼製扉(片面フラッシュ程度) 塗装 ※行わない ・行う  ・設ける ・構内既存建物の一部を使用する。 ・構内に新設する。 規模(m2程度) ・10 ・20 ※35 ・65 ・100 ○設けない  構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる( ※有償 ・無償 )  構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる( ※有償 ・無償 )  建築基準法第89条に基づく「確認があった旨」の表示をする。 ・適用する ・適用しない	⑥ シーリング (3.1.4)(3.7.2~8)  シーリング改修工法の種類 ・シーリング充填工法 ○シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法(既設がブリッジ工法の部分のみ対象)  ポンドブレイカー張り ・行う エッジング材張り ・行う  シーリング材の種類、施工箇所 (表3.7.1) ○図示によるものとし、図示が無い場合は改修標準仕様書表3.7.1による  シーリング材の目寸法 ※改修標準仕様書3.7.3(a)(1)~(3)による (3.7.8) ○簡易接着性試験 ・引張接着性試験  脱気装置の種類及び設置数量 ※主材料製造所の指定による S:高日射反射率防水を示し、近赤外域における反射率が50.0%以上であること。日射反射率の求め方はJIS K 5602に準じる。G  仕上塗料 種類 ※防水材料製造所の指定する製品 仕上色 ・シルバー ・カラー  シーリング材の種類、施工箇所 (表3.7.1) ○図示によるものとし、図示が無い場合は改修標準仕様書表3.7.1による  シーリング材の目寸法 ※改修標準仕様書3.7.3(a)(1)~(3)による (3.7.8) ○簡易接着性試験 ・引張接着性試験	4-2	① ひび割れ部改修 (4.1.4)(4.2.2)(4.3.2)(4.3.4)  ② 欠損部改修 (4.1.4)(4.2.2)(4.3.3)(4.3.7)	① 樹脂注入工法 (4.1.4)(4.2.2)(4.3.2)(4.3.4) <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法の種類</th> <th>ひび割れ幅(mm)</th> <th>注入間隔(mm)</th> <th>注入量(ml/m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法</td> <td>0.2以上~1.0以下</td> <td>※200~300</td> <td>・130</td> </tr> <tr> <td>・手動式エポキシ樹脂注入工法</td> <td>0.2以上~0.3未満</td> <td>・50~100</td> <td>・40</td> </tr> <tr> <td>・機械式エポキシ樹脂注入工法</td> <td>0.3以上~0.5未満</td> <td>・100~200</td> <td>・70</td> </tr> <tr> <td>・注入工法</td> <td>0.5以上~1.0以下</td> <td>・150~250</td> <td>・130</td> </tr> </tbody> </table> エポキシ樹脂 ※低粘度形(0.5mm未満) ※中粘度形(0.5mm以上) コア抜き取り検査 ・行う(抜取り部の補修方法: ) 抜取り箇所 ※長さ500mごと及びその端数につき1箇所 ・抜取り部補修方法 ※図示 ○Uカットシール材充填工法 (4.3.5) ○シーリング材 充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系 ・ポリマーセメントモルタルの充填 ○行う ・行わない ・可とう性エポキシ樹脂 (4.3.6) ○シーリング材 ○パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂  ② 欠損部改修 鉄筋等の防錆処理 ○行う (4.1.4)(4.2.2)(4.3.3) ※充填工法 (4.3.7) ○エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル	工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入間隔(mm)	注入量(ml/m)	※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~1.0以下	※200~300	・130	・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~0.3未満	・50~100	・40	・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上~0.5未満	・100~200	・70	・注入工法	0.5以上~1.0以下	・150~250	・130
工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入間隔(mm)	注入量(ml/m)																										
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~1.0以下	※200~300	・130																										
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~0.3未満	・50~100	・40																										
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上~0.5未満	・100~200	・70																										
・注入工法	0.5以上~1.0以下	・150~250	・130																										
	29 書類の書式等	本工事の施工に関して提出する書類は、発注者が受注者に提示する「 <b>「可見工事」における取扱い書類等一覧表</b> 」様式に基づき作成する。																											
	30 概成工事	総合試運転を行う上で、関連工事を含めた各工事が工期のおおむね10日前までに支障のない状況まで完了していること。																											
	31 下請施工業務	本工事において、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を岐阜県内に本店(建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する主たる営業所含む。)を有する者の中から選定するよう努めること。																											
	32 産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物の関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物の最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認すること。																											
	33 下請け業者等	下請け業者の選定に当たっては可見市入札参加資格停止の処置がなされていないこと。																											
	34 暴力団の排除措置	妨害又は不当要求に対する通報義務 1) 受注者は、契約の履行に当たって暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止をすることができる。 2) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。																											
	35 ワンデーレスポンス	1) 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事とする。 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答を、原則「その日のうち」に回答する仕組みである。 2) 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は適宜監督員に報告するものとする。																											
備考	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">  <p>株式会社 三宅設計 TEL 0574 (62) 1881 FAX 0574 (62) 5432</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>承認 設計 設計年月日 2021-01 A-S02</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: right;"> <p>NO. A-S02</p> </div> </div>																												
	工事名	桜ヶ丘地区センター外部改修工事	工事設計図																										
	図面名	特記仕様書(2)	scale A2: —																										

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																																																																																																						
4-3	外壁改修 (モルタル塗り仕上げ外壁改修) ②欠損部改修工法 ③浮き部改修工法	①シール工法 (4.4.7) ②パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂 鉄筋等の防錆処理 ①行う (4.1.4)(4.2.2)(4.4.3)(4.4.8) ①充填工法 ②エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル ・モルタル塗替え工法 (4.4.9) 既製目地材 ・使用する(形状: ) 仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置 ※図示 既存モルタルの撤去 (4.4.4) ※行わない ・行う 範囲 ※図示 撤去後の処置 下記 ・「充填工法」・「モルタル塗替え工法」を行う (4.2.2)(4.4.10~15)	4-4	外壁改修 (タイル張り仕上げ外壁改修) ③浮き部改修工法	・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り シーリング材の種類 打ち継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 伸縮調整目地その他目地 ※変成シリコン系 既存タイルの撤去 (4.1.4)(4.5.4) ※行わない ①行う 範囲 ※図示 切り込み深さ( )面まで。 撤去後の処置 「9 ひび割れ部改修工法」、「11 ひび割れ部改修工法」の後、下記 「9ひ部分張替え工法」、「9ひ張替え工法」を行う (4.1.4)(4.2.2)(4.5.4)(4.5.9~15)	4-5	外壁改修 (塗り仕上げ外壁改修) ①所要量の確認 ②既存塗膜の除去及び下地処理 ③既存仕上塗材(アスベスト含有)の調査及び除去 ④仕上塗材仕上げ	(4.6.2)(表4.6.1) 工程ごとの所要量の確認 ※改修標準仕様書表4.6.1による (4.6.3)(表4.6.2~5) ③既存仕上塗材(アスベスト含有)の調査及び除去 ④仕上塗材仕上げ	7	④塗装	(7.4.2~7.14.2)(表7.4.2~7.14.1)																																																																																																																																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改修工法の種類</th> <th colspan="2">7コーピングの本数(本/m2)</th> <th colspan="2">注入口の箇所数(箇所/m2)</th> <th rowspan="2">充填量(ml/箇所)</th> <th rowspan="2">注入量(ml/箇所)</th> </tr> <tr> <th>一般部</th> <th>指定部</th> <th>一般部</th> <th>指定部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・7コーピング部分球状樹脂注入工法</td> <td>※16</td> <td>※25</td> <td></td> <td></td> <td>※25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・7コーピング全面球状樹脂注入工法</td> <td>※13</td> <td>※20</td> <td>※12</td> <td>※20</td> <td></td> <td>※25</td> </tr> <tr> <td>・7コーピング全面樹脂注入工法</td> <td>※13</td> <td>※20</td> <td>※12</td> <td>※20</td> <td></td> <td>※50</td> </tr> <tr> <td>①注入口付7コーピング部分球状樹脂注入工法</td> <td>※16</td> <td>※16</td> <td></td> <td></td> <td>※25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①注入口付7コーピング全面球状樹脂注入工法</td> <td>※9</td> <td>※16</td> <td>※9</td> <td>※16</td> <td>※25</td> <td>※25</td> </tr> <tr> <td>・注入口付7コーピング全面樹脂注入工法</td> <td>※9</td> <td>※16</td> <td>※9</td> <td>※16</td> <td></td> <td>※50</td> </tr> <tr> <td>・注入口付7コーピング全面樹脂注入工法</td> <td>※9</td> <td>※16</td> <td>※9</td> <td>※16</td> <td></td> <td>※25</td> </tr> <tr> <td>・充填工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・モルタル塗替え工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(狭幅部のアンカーピン及び注入口は幅中央に各々5本/mとする。)</p> <p>アンカーピンニング改修工法 ※引張試験を1箇所/100㎡かつ4面行うこと 引張強度は1.2N/㎡以上とする。</p> <p>アンカーピン ※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの (4.2.2)</p> <p>注入口付アンカーピン ※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm (4.2.2)</p> <p>・充填工法 (4.4.8) ・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル ・モルタル塗替え工法 (4.4.9) 既製目地材 ・使用する(形状: ) 仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置 ※図示</p>	改修工法の種類	7コーピングの本数(本/m2)		注入口の箇所数(箇所/m2)		充填量(ml/箇所)	注入量(ml/箇所)	一般部	指定部	一般部	指定部	・7コーピング部分球状樹脂注入工法	※16	※25			※25		・7コーピング全面球状樹脂注入工法	※13	※20	※12	※20		※25	・7コーピング全面樹脂注入工法	※13	※20	※12	※20		※50	①注入口付7コーピング部分球状樹脂注入工法	※16	※16			※25		①注入口付7コーピング全面球状樹脂注入工法	※9	※16	※9	※16	※25	※25	・注入口付7コーピング全面樹脂注入工法	※9	※16	※9	※16		※50	・注入口付7コーピング全面樹脂注入工法	※9	※16	※9	※16		※25	・充填工法							・モルタル塗替え工法								<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改修工法の種類</th> <th colspan="2">7コーピングの本数(本/m2)</th> <th colspan="2">注入口の箇所数(箇所/m2)</th> <th rowspan="2">充填量(ml/箇所)</th> <th rowspan="2">注入量(ml/箇所)</th> </tr> <tr> <th>一般部</th> <th>指定部</th> <th>一般部</th> <th>指定部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・7コーピング部分球状樹脂注入工法</td> <td>※16</td> <td>※25</td> <td></td> <td></td> <td>※25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・7コーピング全面球状樹脂注入工法</td> <td>※13</td> <td>※20</td> <td>※12</td> <td>※20</td> <td></td> <td>※25</td> </tr> <tr> <td>・7コーピング全面樹脂注入工法</td> <td>※13</td> <td>※20</td> <td>※12</td> <td>※20</td> <td></td> <td>※50</td> </tr> <tr> <td>①注入口付7コーピング部分球状樹脂注入工法</td> <td>※16</td> <td>※16</td> <td></td> <td></td> <td>※25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①注入口付7コーピング全面球状樹脂注入工法</td> <td>※9</td> <td>※16</td> <td>※9</td> <td>※16</td> <td>※25</td> <td>※25</td> </tr> <tr> <td>・注入口付7コーピング全面樹脂注入工法</td> <td>※9</td> <td>※16</td> <td>※9</td> <td>※16</td> <td></td> <td>※50</td> </tr> <tr> <td>・注入口付7コーピング全面樹脂注入工法</td> <td>※9</td> <td>※16</td> <td>※9</td> <td>※16</td> <td></td> <td>※25</td> </tr> <tr> <td>・充填工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・モルタル塗替え工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(狭幅部のアンカーピン及び注入口は幅中央に各々5本/mとする。)</p> <p>アンカーピンニング改修工法 ※引張試験を1箇所/100㎡かつ4面行うこと 引張強度は1.2N/㎡以上とする</p> <p>アンカーピン (4.2.2) ※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの</p> <p>注入口付アンカーピン (4.2.2) ※ステンレス鋼(SUS304)呼び径6mm ・タイル部分張替え工法 (4.5.7~8) 接着剤の種類 ※ポリマーセメントモルタル ・JIS A 5557による一液反応硬化形変性シリコン樹脂系 ・JIS A 5557による一液反応硬化形ポリウレタン樹脂系 ①タイル張替え工法 接着剤の種類 ※ポリマーセメントモルタル ・JIS A 5557による一液反応硬化形変性シリコン樹脂系 ・JIS A 5557による一液反応硬化形ポリウレタン樹脂系</p> <p>伸縮目地及びひび割れ誘発目地位置 ※改修標準仕様書表4.5.1による</p> <p>①セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り タイル張りの工法 外装タイル ・密着張り ②改良任着張り ・改良積上げ張り 外装ユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り</p> <p>・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り シーリング材の種類 打ち継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※図示による 伸縮調整目地その他目地 ※図示による</p> <p>4 目地改修 (4.1.4)(4.2.2)(4.5.16) ・目地ひび割れ部改修工法 (4.1.4)(4.2.2)(4.5.16) ・伸縮調整目地改修工法 (4.1.4)(4.2.2)(4.5.16) 伸縮調整目地位置 寸法 幅( )mm 深さ( )mm</p> <p>⑤施工後の確認及び試験 タイル張り施工部分については、施工後に以下の確認、及び試験を行う ①外観の確認・検査 施工箇所の全数を対象とする 検査の方法、報告等は標準仕様書内容による ②打診確認・検査 施工箇所の全数を対象とする 検査の方法、報告等は標準仕様書内容による ③接着力試験 100㎡ごと及びその端数につき1個以上、かつ、全体で6個以上とする 検査の方法、報告等は標準仕様書内容による</p>	改修工法の種類	7コーピングの本数(本/m2)		注入口の箇所数(箇所/m2)		充填量(ml/箇所)	注入量(ml/箇所)	一般部	指定部	一般部	指定部	・7コーピング部分球状樹脂注入工法	※16	※25			※25		・7コーピング全面球状樹脂注入工法	※13	※20	※12	※20		※25	・7コーピング全面樹脂注入工法	※13	※20	※12	※20		※50	①注入口付7コーピング部分球状樹脂注入工法	※16	※16			※25		①注入口付7コーピング全面球状樹脂注入工法	※9	※16	※9	※16	※25	※25	・注入口付7コーピング全面樹脂注入工法	※9	※16	※9	※16		※50	・注入口付7コーピング全面樹脂注入工法	※9	※16	※9	※16		※25	・充填工法							・モルタル塗替え工法							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">呼 び 名</th> <th rowspan="2">防火材料</th> <th rowspan="2">仕上げの形状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・薄付け仕上塗材</td> <td>・外装薄塗材S i ・可とう形外装薄塗材S i ・外装薄塗材E ・可とう形外装薄塗材E ・防水形外装薄塗材E ・外装薄塗材S</td> <td>・砂壁状 ・ゆず肌状(吹付け・ローラー) ・さざ波状・平たん状 ・凹凸状(吹付け・ローラー) ・着色骨材砂壁状(吹付け・こて塗) ・砂壁状じゅらく・京壁状じゅらく</td> </tr> <tr> <td>・厚付け仕上塗材</td> <td>・外装厚塗材C ・外装厚塗材S i ・外装厚塗材E</td> <td>・吹放し ・凹凸状・ひき起こし・かき落とし ・上塗材・適用する</td> <td>・平たん状 ・ゆず肌状 ・凸部処理 ①凹凸模様</td> </tr> <tr> <td>①複層仕上塗材</td> <td>・複層塗材CE ・可とう形複層塗材CE ・複層塗材S i ①複層塗材E ・複層塗材RE ・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材E ・防水形複層塗材RE ・防水形複層塗材RS</td> <td>・上塗材 ・耐候性 ※耐候型3種 ・溶媒 ※水系・溶剤系・弱溶剤系 ・樹 脂 ※アクリル系 ・外 観 ※つや有り(※1色・2色) ・つや無し・メタリック ・防水形増塗材 ・適用する</td> <td>①吹付け・ローラー ・耐候性 ※耐候型3種 ・溶媒 ※水系・溶剤系・弱溶剤系 ・樹 脂 ※アクリル系 ・外 観 ※つや有り・つやなし・メタリック</td> </tr> <tr> <td>・可とう形改修用仕上塗材</td> <td>・可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE ・可とう形改修塗材CE</td> <td>・平たん状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・耐候性 ※耐候型3種 ・上塗材 ・溶媒 ※水系・溶剤系・弱溶剤系 ・樹 脂 ※アクリル系 ・外 観 ※つや有り・つやなし・メタリック</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>新規仕上塗材の種類 (表4.2.4~6)</p>	種 類	呼 び 名	防火材料	仕上げの形状	・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材S i ・可とう形外装薄塗材S i ・外装薄塗材E ・可とう形外装薄塗材E ・防水形外装薄塗材E ・外装薄塗材S	・砂壁状 ・ゆず肌状(吹付け・ローラー) ・さざ波状・平たん状 ・凹凸状(吹付け・ローラー) ・着色骨材砂壁状(吹付け・こて塗) ・砂壁状じゅらく・京壁状じゅらく	・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材C ・外装厚塗材S i ・外装厚塗材E	・吹放し ・凹凸状・ひき起こし・かき落とし ・上塗材・適用する	・平たん状 ・ゆず肌状 ・凸部処理 ①凹凸模様	①複層仕上塗材	・複層塗材CE ・可とう形複層塗材CE ・複層塗材S i ①複層塗材E ・複層塗材RE ・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材E ・防水形複層塗材RE ・防水形複層塗材RS	・上塗材 ・耐候性 ※耐候型3種 ・溶媒 ※水系・溶剤系・弱溶剤系 ・樹 脂 ※アクリル系 ・外 観 ※つや有り(※1色・2色) ・つや無し・メタリック ・防水形増塗材 ・適用する	①吹付け・ローラー ・耐候性 ※耐候型3種 ・溶媒 ※水系・溶剤系・弱溶剤系 ・樹 脂 ※アクリル系 ・外 観 ※つや有り・つやなし・メタリック	・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE ・可とう形改修塗材CE	・平たん状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・耐候性 ※耐候型3種 ・上塗材 ・溶媒 ※水系・溶剤系・弱溶剤系 ・樹 脂 ※アクリル系 ・外 観 ※つや有り・つやなし・メタリック		<p>7 ① ② ③ ④</p> <p>13 ① ② ③</p>	<p>① ② ③ ④</p> <p>13 ① ② ③</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 程</th> <th colspan="4">塗料の種類</th> <th rowspan="2">塗付け量(kg/㎡)</th> </tr> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類</th> <th>等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗料塗り</td> <td>JISK5675</td> <td>屋根用塗料</td> <td>2種</td> <td>1級 2級 3級</td> <td>塗料製造所の仕様による</td> </tr> </tbody> </table> <p>つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(コンクリート面、モルタル面、ガラス面、せっこうボード面、その他ボード面)の塗替えのしめ止め ※改修標準仕様書7.9.1の工程1の下塗りとしめ止めシーラーとする 合成樹脂エマルジョンペイント塗りの塗替えのしめ止め ※改修標準仕様書7.10.1の工程1の下塗りとしめ止めシーラーとする</p> <p>・高日射反射塗料塗り G 下地調整(改修標準仕様書表7.2.2) ・RA種 ・RB種 ・RC種</p>	工 程	塗料の種類				塗付け量(kg/㎡)	規格番号	規格名称	種類	等級	塗料塗り	JISK5675	屋根用塗料	2種	1級 2級 3級	塗料製造所の仕様による	<p>① ② ③ ④</p> <p>13 ① ② ③</p>	<p>「公共施設県産材利用推進方針」(岐阜県)に基づいて県産材利用促進に取り組む。</p> <p>本工事は、週休2日制モデルの試行工事です。詳細は「岐阜県公共建築課発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。</p> <p>「日本工業規格」を「日本産業規格」に読み替える。 「改正工業標準化法(平成16年6月9日公布 法律第95号)」、「工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律95号)」、「改正工業標準化法(平成16年6月)をそれぞれ「産業標準化法」に読み替える。 適用日を令和元年7月1日とする。</p>
改修工法の種類	7コーピングの本数(本/m2)			注入口の箇所数(箇所/m2)		充填量(ml/箇所)	注入量(ml/箇所)																																																																																																																																																																																										
	一般部	指定部	一般部	指定部																																																																																																																																																																																													
・7コーピング部分球状樹脂注入工法	※16	※25			※25																																																																																																																																																																																												
・7コーピング全面球状樹脂注入工法	※13	※20	※12	※20		※25																																																																																																																																																																																											
・7コーピング全面樹脂注入工法	※13	※20	※12	※20		※50																																																																																																																																																																																											
①注入口付7コーピング部分球状樹脂注入工法	※16	※16			※25																																																																																																																																																																																												
①注入口付7コーピング全面球状樹脂注入工法	※9	※16	※9	※16	※25	※25																																																																																																																																																																																											
・注入口付7コーピング全面樹脂注入工法	※9	※16	※9	※16		※50																																																																																																																																																																																											
・注入口付7コーピング全面樹脂注入工法	※9	※16	※9	※16		※25																																																																																																																																																																																											
・充填工法																																																																																																																																																																																																	
・モルタル塗替え工法																																																																																																																																																																																																	
改修工法の種類	7コーピングの本数(本/m2)		注入口の箇所数(箇所/m2)		充填量(ml/箇所)	注入量(ml/箇所)																																																																																																																																																																																											
	一般部	指定部	一般部	指定部																																																																																																																																																																																													
・7コーピング部分球状樹脂注入工法	※16	※25			※25																																																																																																																																																																																												
・7コーピング全面球状樹脂注入工法	※13	※20	※12	※20		※25																																																																																																																																																																																											
・7コーピング全面樹脂注入工法	※13	※20	※12	※20		※50																																																																																																																																																																																											
①注入口付7コーピング部分球状樹脂注入工法	※16	※16			※25																																																																																																																																																																																												
①注入口付7コーピング全面球状樹脂注入工法	※9	※16	※9	※16	※25	※25																																																																																																																																																																																											
・注入口付7コーピング全面樹脂注入工法	※9	※16	※9	※16		※50																																																																																																																																																																																											
・注入口付7コーピング全面樹脂注入工法	※9	※16	※9	※16		※25																																																																																																																																																																																											
・充填工法																																																																																																																																																																																																	
・モルタル塗替え工法																																																																																																																																																																																																	
種 類	呼 び 名	防火材料	仕上げの形状																																																																																																																																																																																														
				・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材S i ・可とう形外装薄塗材S i ・外装薄塗材E ・可とう形外装薄塗材E ・防水形外装薄塗材E ・外装薄塗材S	・砂壁状 ・ゆず肌状(吹付け・ローラー) ・さざ波状・平たん状 ・凹凸状(吹付け・ローラー) ・着色骨材砂壁状(吹付け・こて塗) ・砂壁状じゅらく・京壁状じゅらく																																																																																																																																																																																											
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材C ・外装厚塗材S i ・外装厚塗材E	・吹放し ・凹凸状・ひき起こし・かき落とし ・上塗材・適用する	・平たん状 ・ゆず肌状 ・凸部処理 ①凹凸模様																																																																																																																																																																																														
①複層仕上塗材	・複層塗材CE ・可とう形複層塗材CE ・複層塗材S i ①複層塗材E ・複層塗材RE ・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材E ・防水形複層塗材RE ・防水形複層塗材RS	・上塗材 ・耐候性 ※耐候型3種 ・溶媒 ※水系・溶剤系・弱溶剤系 ・樹 脂 ※アクリル系 ・外 観 ※つや有り(※1色・2色) ・つや無し・メタリック ・防水形増塗材 ・適用する	①吹付け・ローラー ・耐候性 ※耐候型3種 ・溶媒 ※水系・溶剤系・弱溶剤系 ・樹 脂 ※アクリル系 ・外 観 ※つや有り・つやなし・メタリック																																																																																																																																																																																														
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE ・可とう形改修塗材CE	・平たん状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・耐候性 ※耐候型3種 ・上塗材 ・溶媒 ※水系・溶剤系・弱溶剤系 ・樹 脂 ※アクリル系 ・外 観 ※つや有り・つやなし・メタリック																																																																																																																																																																																															
工 程	塗料の種類				塗付け量(kg/㎡)																																																																																																																																																																																												
	規格番号	規格名称	種類	等級																																																																																																																																																																																													
塗料塗り	JISK5675	屋根用塗料	2種	1級 2級 3級	塗料製造所の仕様による																																																																																																																																																																																												
備考	株式会社 三宅設計 TEL 0574 (62) 1881 FAX 0574 (62) 5432 1級建築士 三宅 晶 信 第68278号						承認	設計	設計年月日	NO.	工事名	桜ヶ丘地区センター外壁改修工事	工事設計図																																																																																																																																																																																				
									2021-01	A-S03	図面名	特記仕様書(3)	scale A2 : —																																																																																																																																																																																				



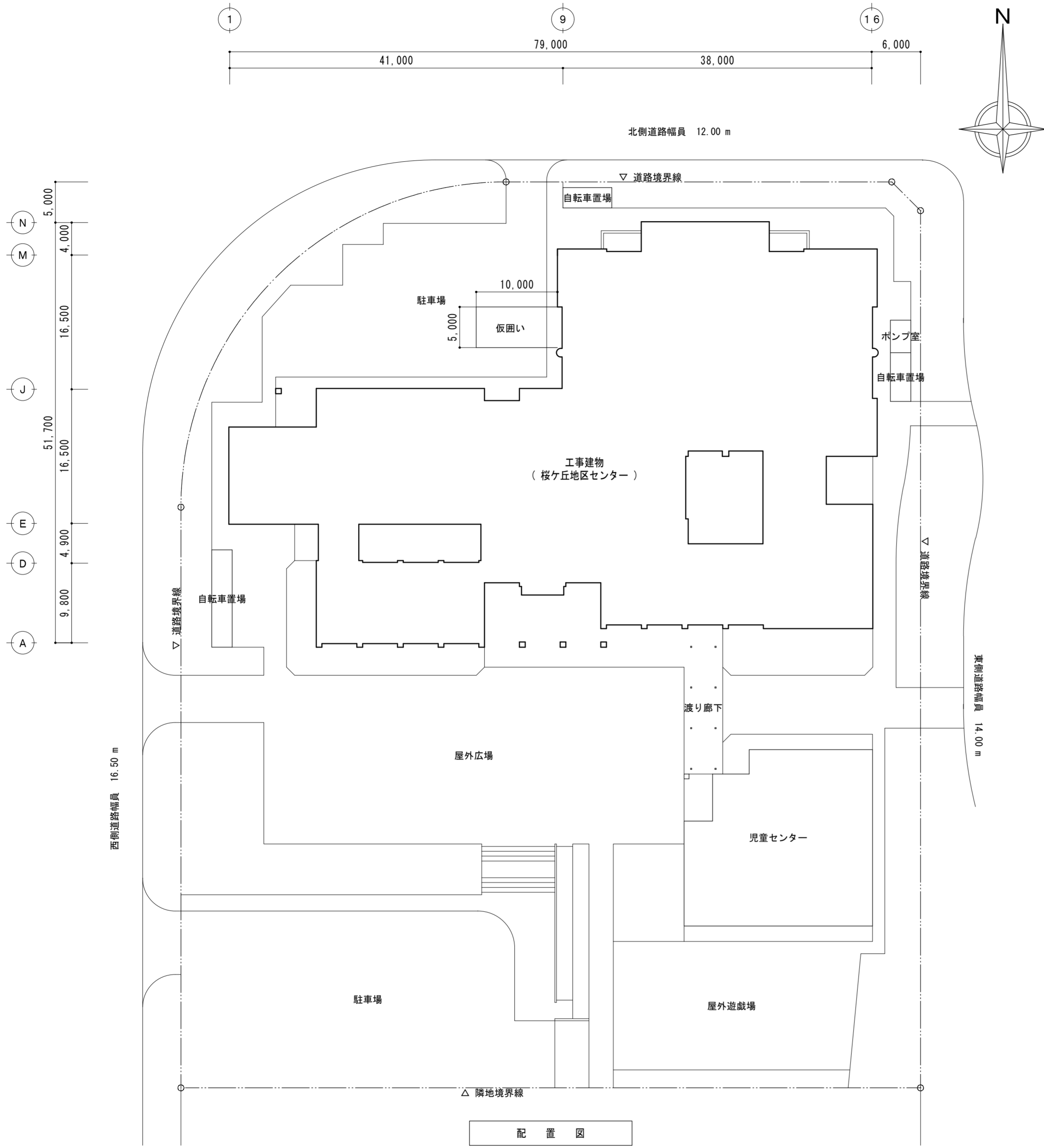
改修工法フロー図－２（外壁タイル張り面）

特記なき事項は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版による

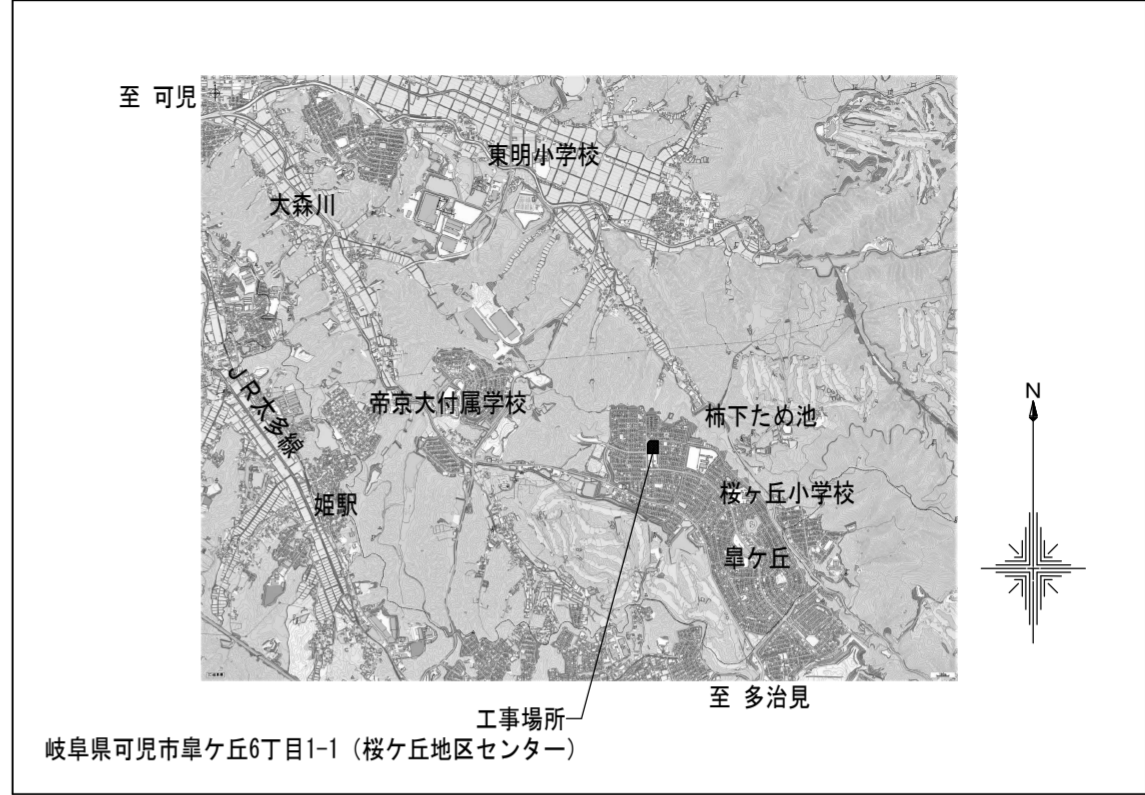


改修特記事項

- 仮設足場設置後、改修フローチャートに則り、施工対象箇所を現地調査すること。
- 調査の際、外壁診断技術をもつ者が必ず立ち会い、補修範囲をマーキングすること。
- マーキングは色分け等を行い、タイル面・下地モルタル浮き、クラック補修範囲を明示すること。
- マーキングにて補修範囲を示した後、監督員による現場確認を行い、補修工事範囲の決定をする。現場のみではなく、図面にも補修範囲を記入し、監督員に提出すること。
- 設計図と補修範囲が大きく相違する場合、監督員と協議を行うこと。



配置図

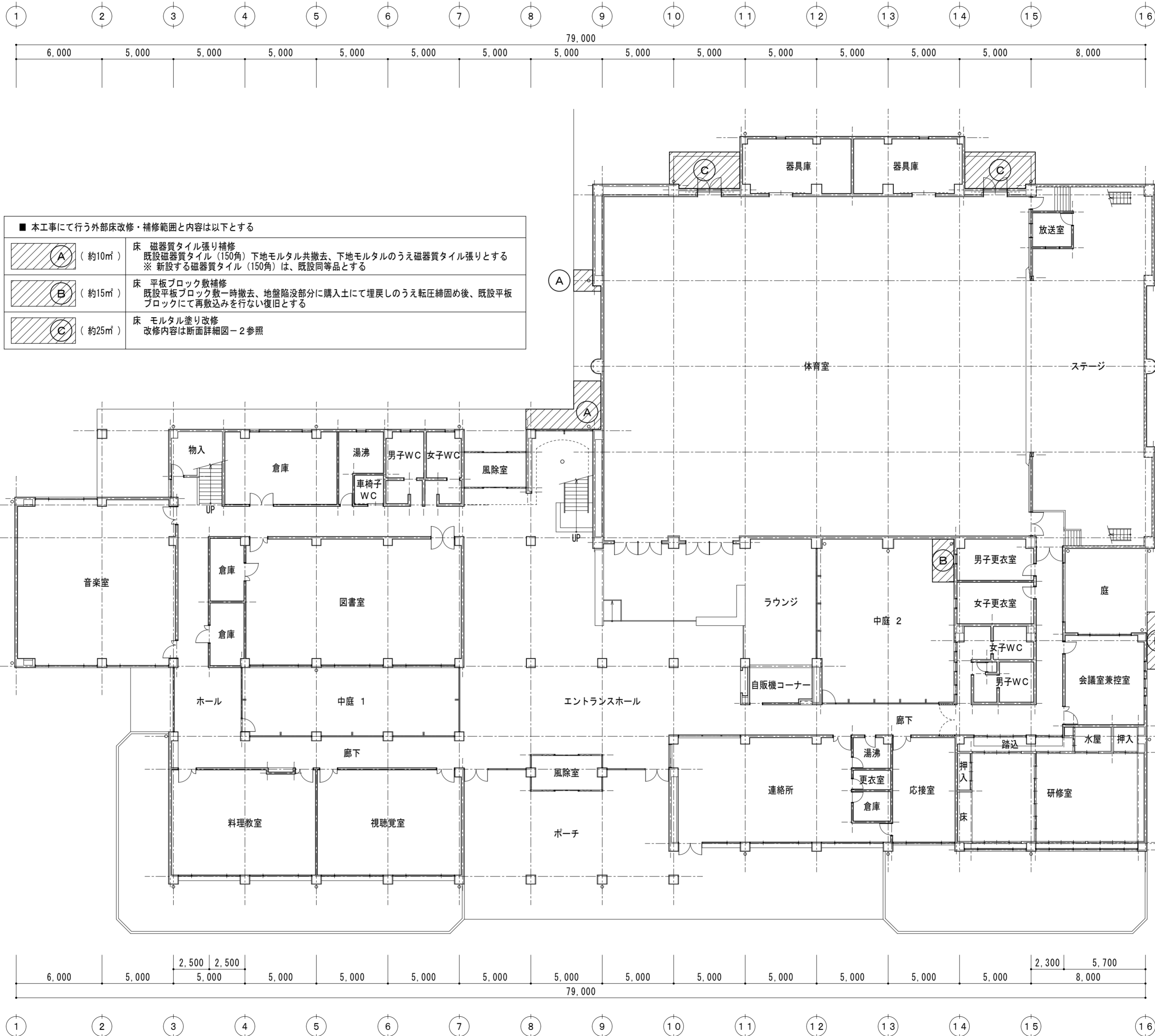


付近見取図

建物概要	
所在地	岐阜県可児市草ヶ丘6丁目1-1
地区・地域	近隣商業地域 防火指定なし
敷地面積	9,874.46 m <sup>2</sup>
建築面積	3,114.42 m <sup>2</sup> (公民館: 2,999.42 m <sup>2</sup> ・付属棟(4棟): 115.00 m <sup>2</sup> )
延床面積	3,136.88 m <sup>2</sup> (公民館: 3,021.88 m <sup>2</sup> ・付属棟(4棟): 115.00 m <sup>2</sup> )

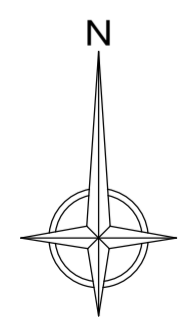
■ 特記事項

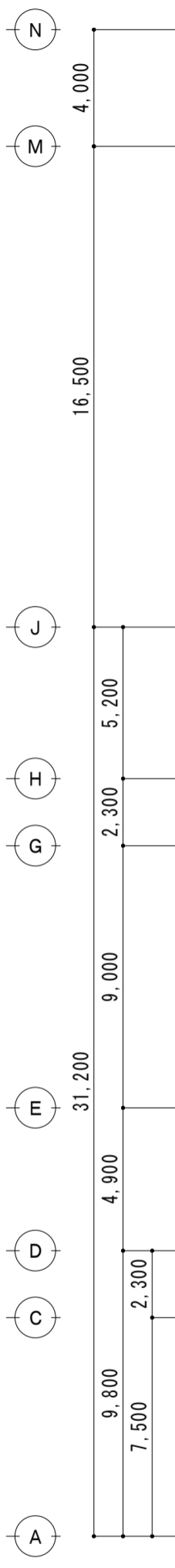
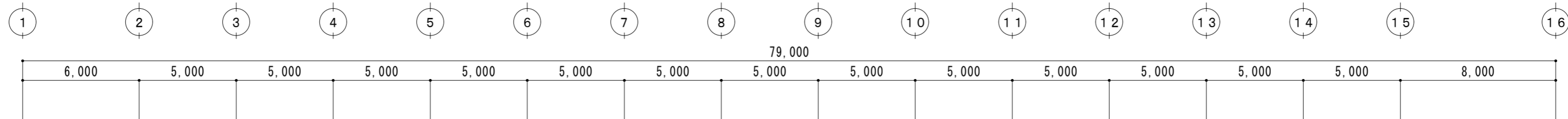
1. 工事着工に先立ち現状敷地、建物、周辺状況、及び監督員の指示する事項について現地調査を行ない、その結果を十分反映した工事計画、仮設計画を立案し、工事着手前に発注者の承諾を受けるものとする。
2. 工事期間中の危険防止対策、騒音、振動、工事車両による交通障害対策等などの、工事の進捗によって発生が予想される障害等に対しては、事前に支障のない工事計画を立て、万全の対策講じたうえで工事を行なうものとする。
3. 施設利用者、及び近隣・周辺環境等には十分配慮をし、主要資材の搬入搬出が頻繁に行われる時、その他必要と認められる場合は、工事車両の通行する各要所に保安用員を配置する。
4. 工事車両等乗入れ口周辺、及び工事に伴う重機配置箇所等については、適宜必要な箇所に、鋼板敷き養生を行なうものとする。
5. 外部足場を設置した際に、足場への出入口として鍵付きの仮設鋼製片開き扉を設け、一般の施設利用者等が外部足場に侵入し、昇降が出来ないよう安全面での対策を行うものとする。
6. 上記と合わせて仮囲い面にその旨の注意喚起を表示するものとする。
7. 敷地内に現場事務所、作業員休憩所等の工事に必要となる施設の設置、若しくは工事ヤードを計画する場合については、事前に発注者、及び建物監理者と協議を行ない、承諾を得た範囲内にて使用するものとする。
8. 上記工事ヤード部分とその他の部分とは、安全対策として仮囲いにて確実に区画を行なうものとする。
9. 工事期間中、既存の施設に破損、汚損を生じさせた場合は、工事受注者の責任において、復旧を行なうものとする。
10. 工事受注者は工事期間中において、工事進捗に合わせた必要な仮設対策等について、監督員より指示のある場合はそれ従うものとする。



■ 本工事にて行う外部床改修・補修範囲と内容は以下とする

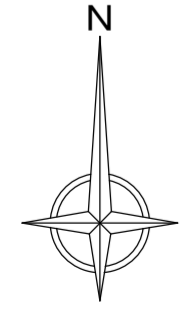
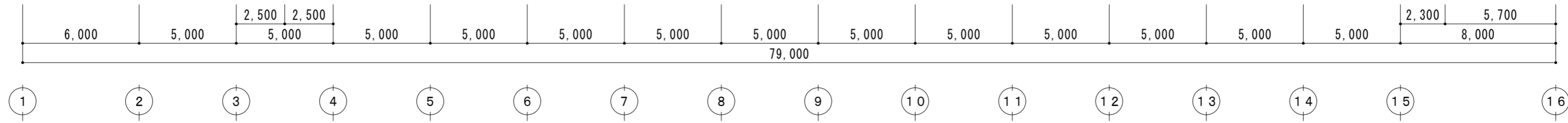
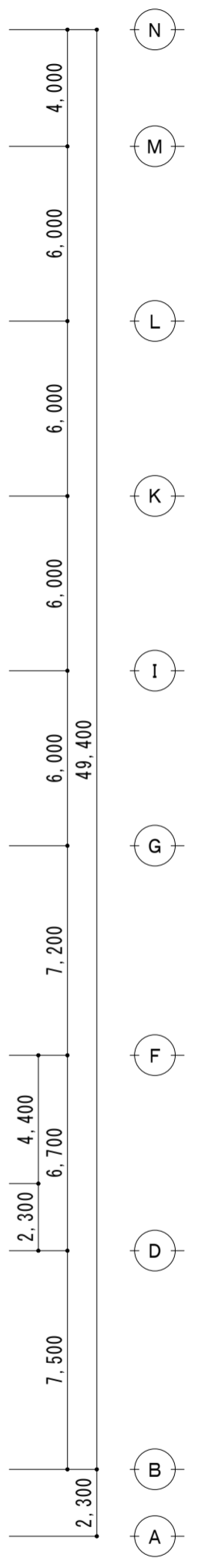
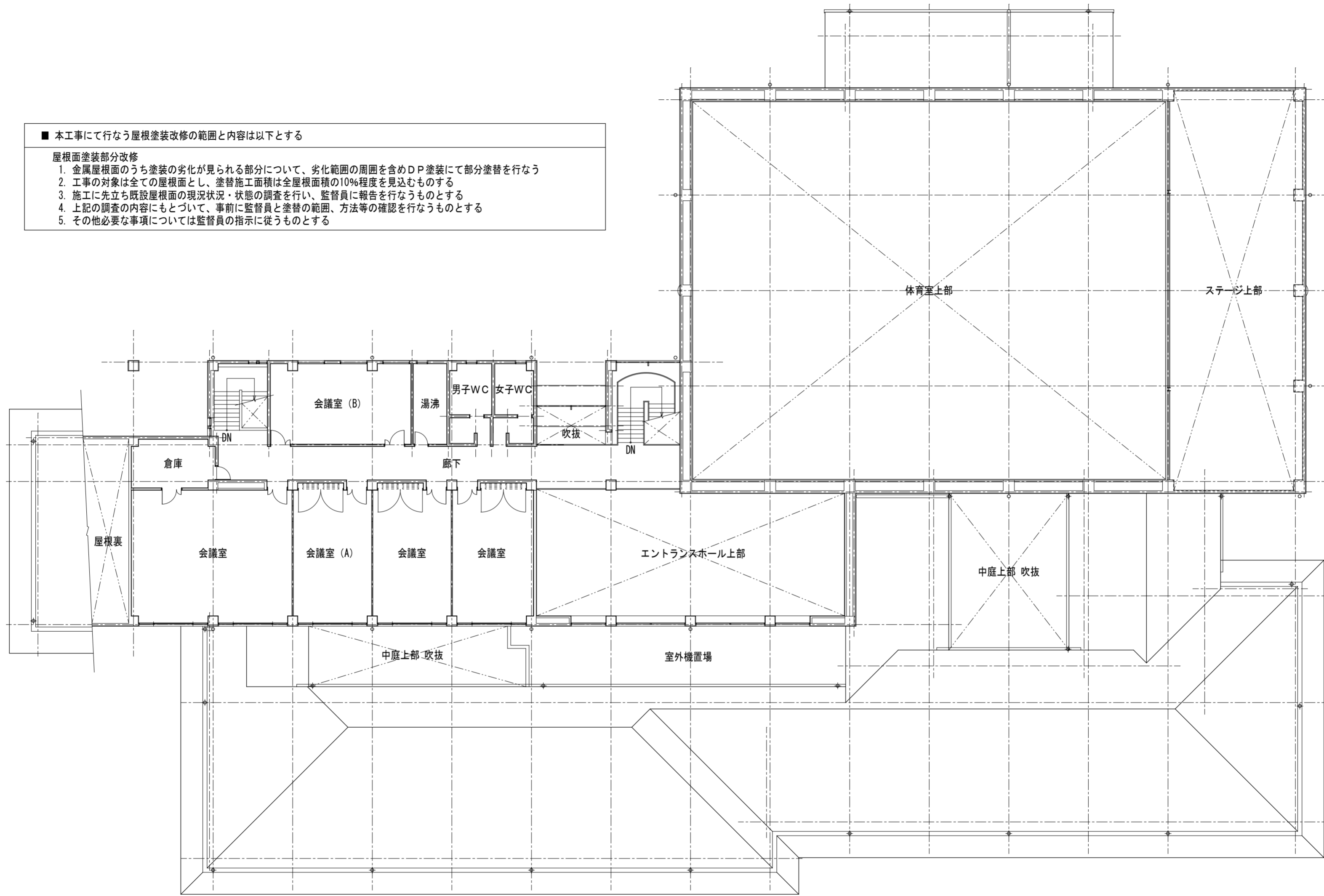
	(約10㎡)	床 磁器質タイル張り補修 既設磁器質タイル(150角)下地モルタル共撤去、下地モルタルのうえ磁器質タイル張りとする ※ 新設する磁器質タイル(150角)は、既設同等品とする
	(約15㎡)	床 平板ブロック敷補修 既設平板ブロック敷一時撤去、地盤陥没部分に購入土にて埋戻しのうえ転圧締め後、既設平板ブロックにて再敷込みを行ない復旧とする
	(約25㎡)	床 モルタル塗り改修 改修内容は断面詳細図-2参照





■ 本工事にて行なう屋根塗装改修の範囲と内容は以下とする

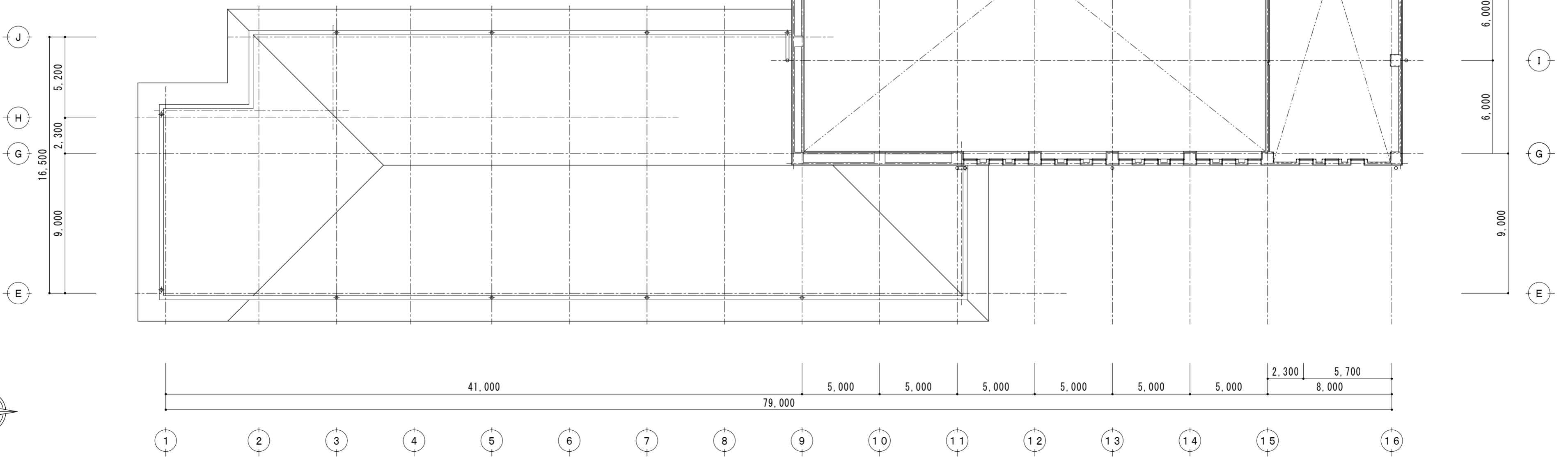
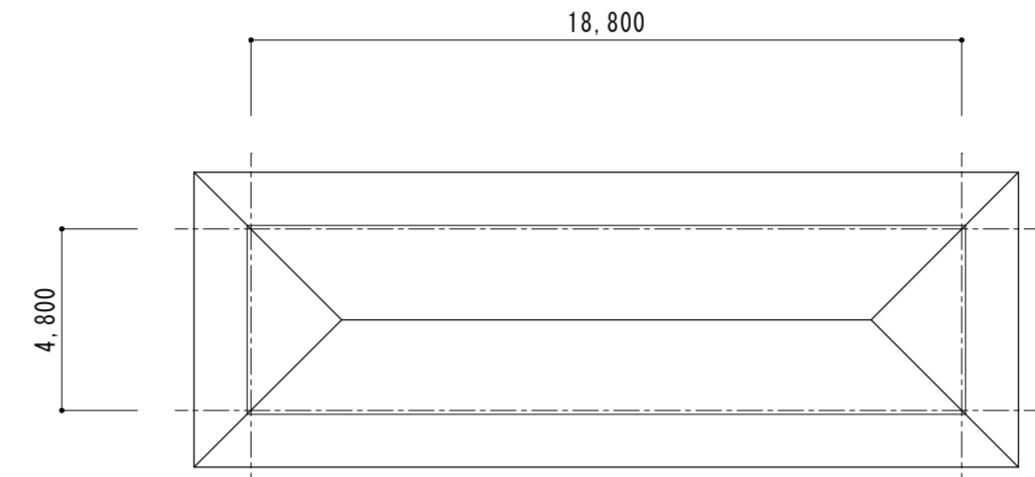
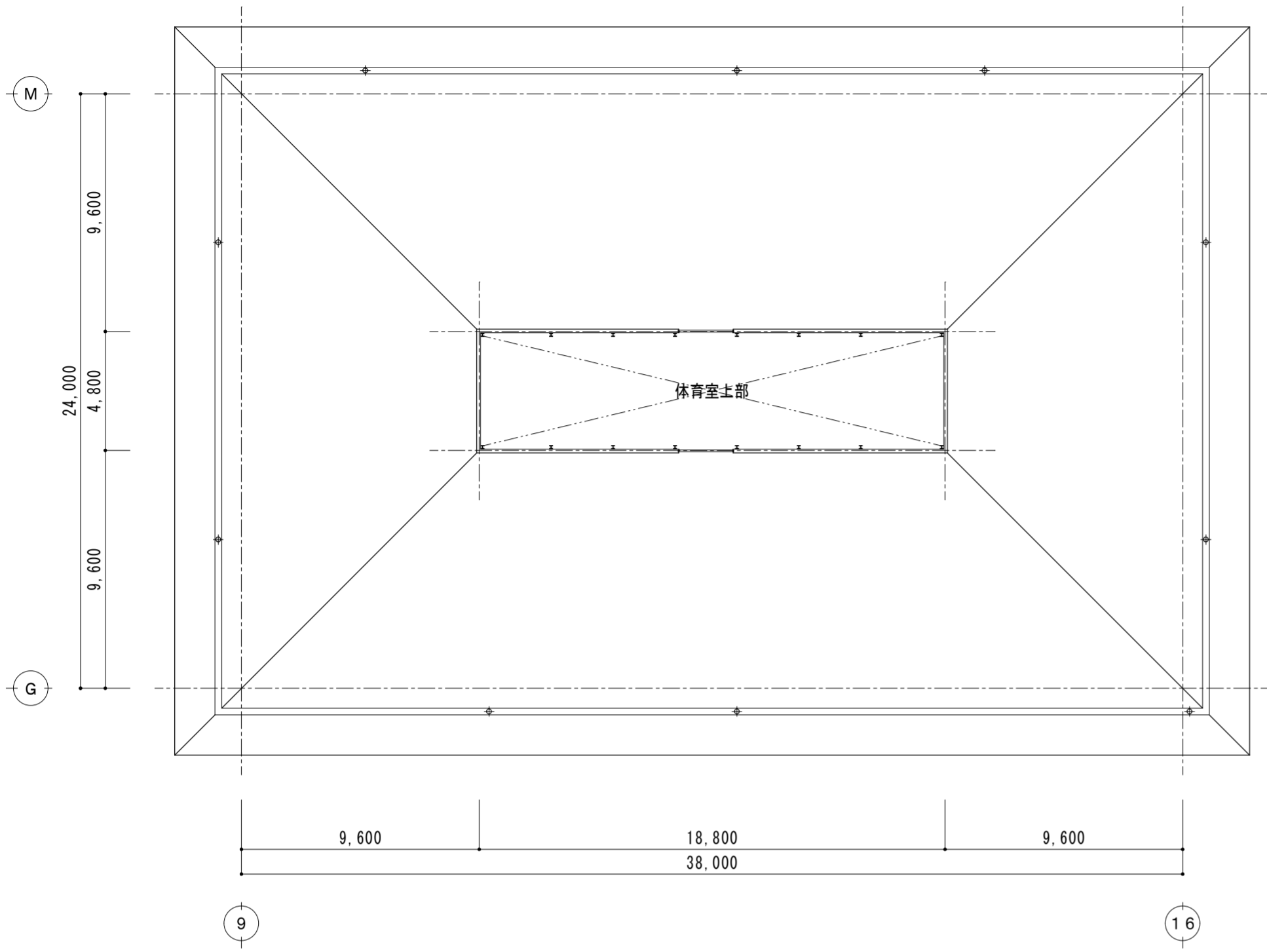
屋根面塗装部分改修  
 1. 金属屋根のうち塗装の劣化が見られる部分について、劣化範囲の周囲を含めDP塗装にて部分塗替を行なう  
 2. 工事の対象は全ての屋根面とし、塗替施工面積は全屋根面積の10%程度を見込むものとする  
 3. 施工に先立ち既設屋根面の現況状況・状態の調査を行い、監督員に報告を行なうものとする  
 4. 上記の調査の内容にもとづいて、事前に監督員と塗替の範囲、方法等の確認を行なうものとする  
 5. その他必要な事項については監督員の指示に従うものとする



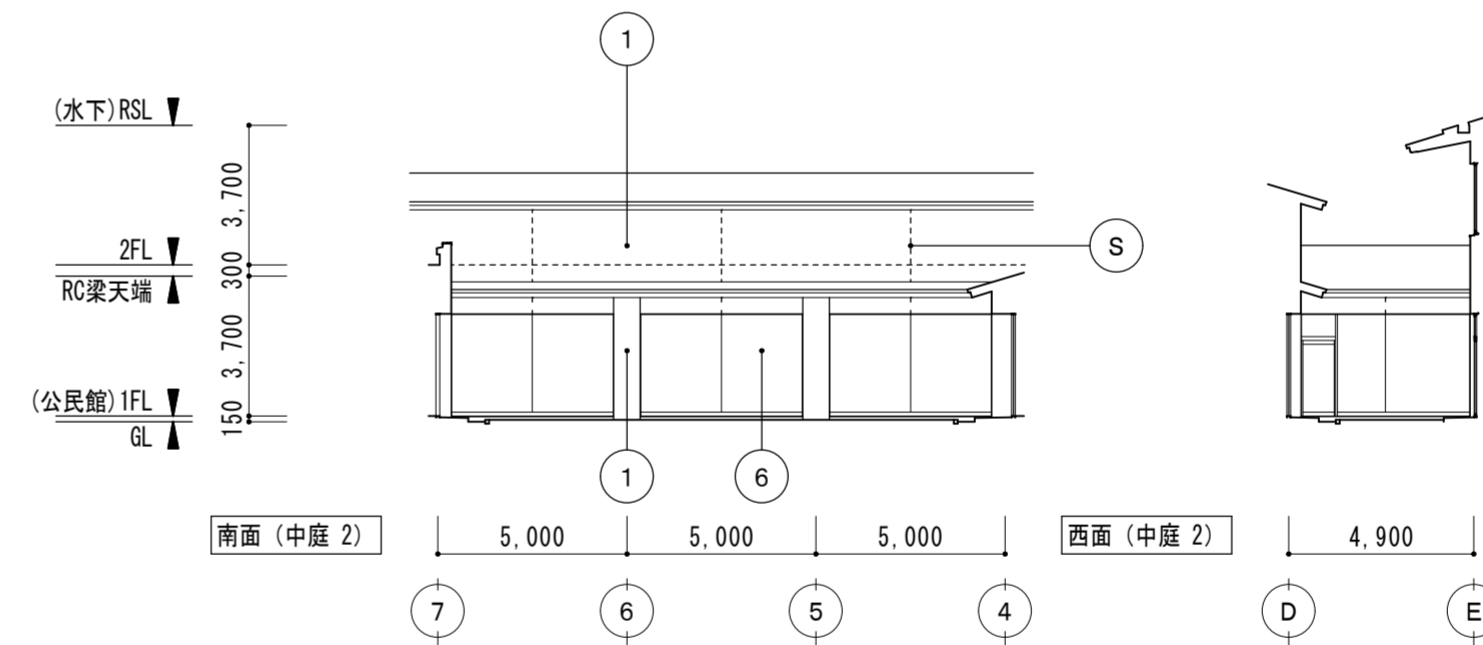
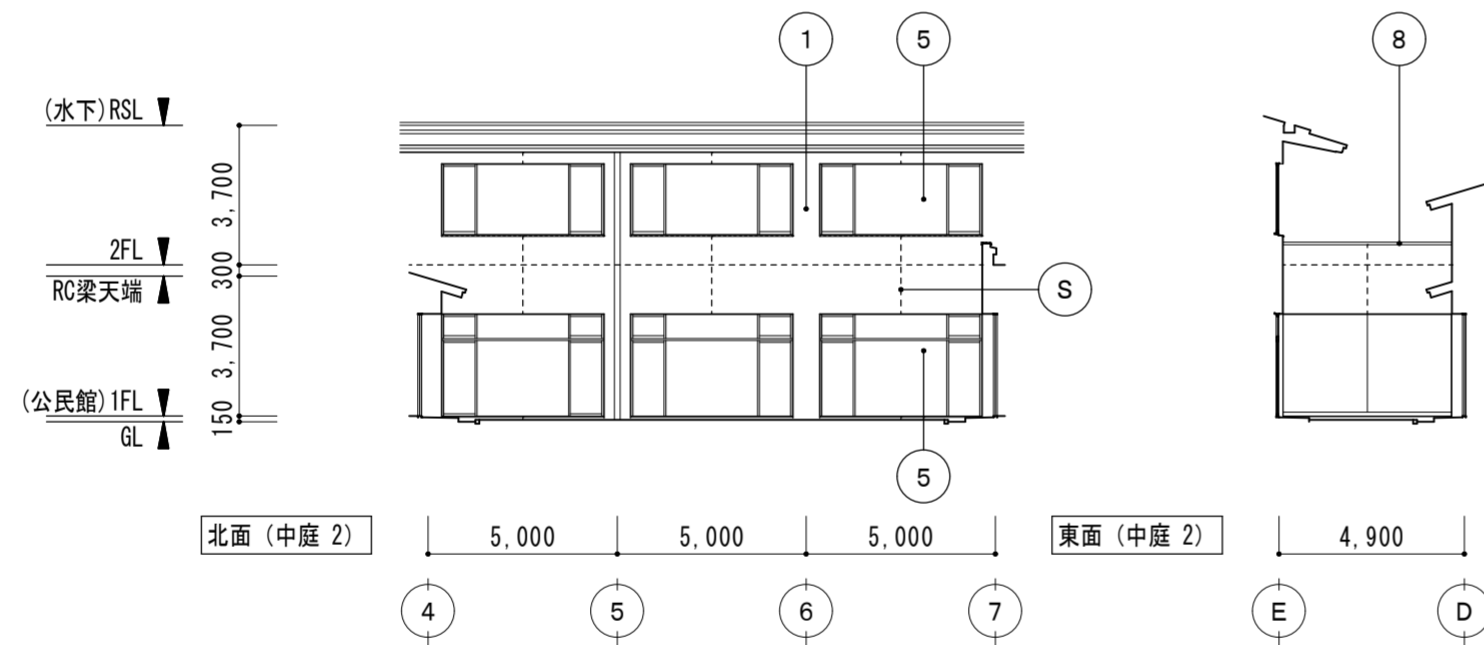
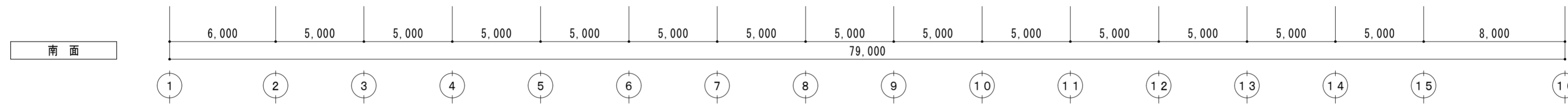
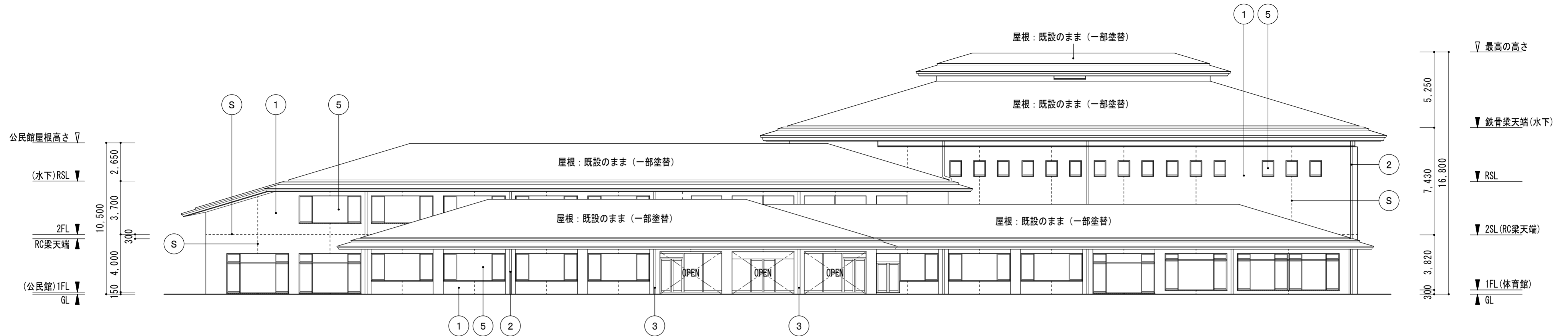
■ 本工事にて行なう屋根塗装改修の範囲と内容は以下とする

屋根塗装部分改修

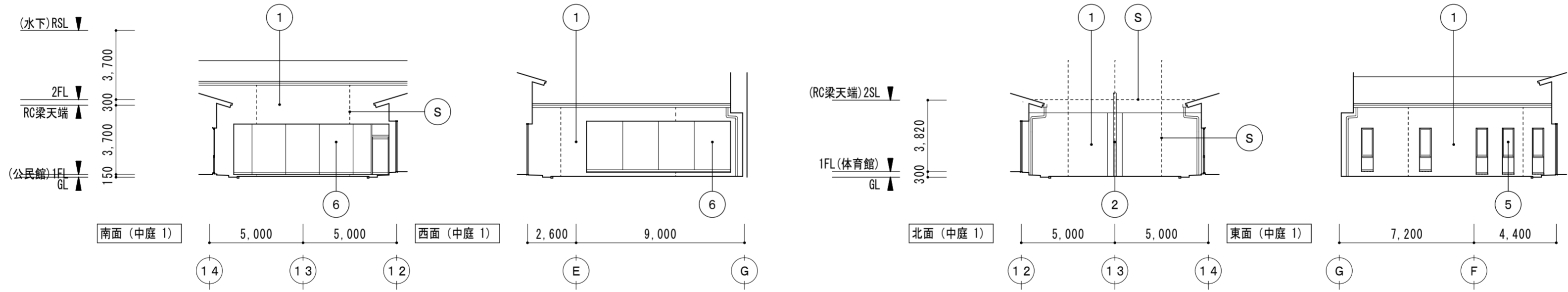
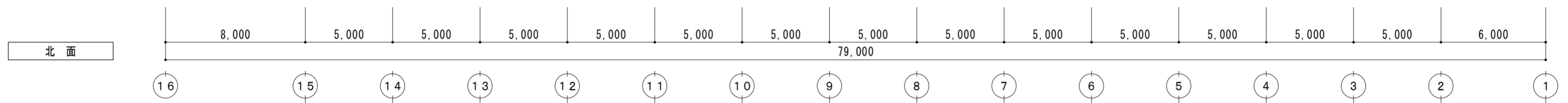
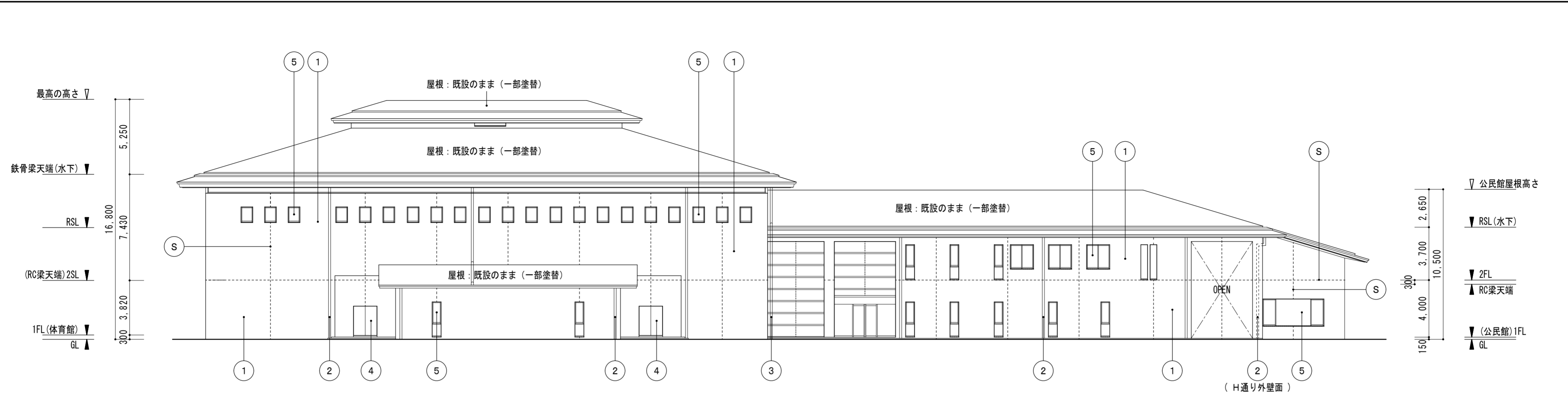
1. 金属屋根面のうち塗装の劣化が見られる部分について、劣化範囲の周囲を含めDP塗装にて部分塗替を行なう
2. 工事の対象は全ての屋根面とし、塗替施工面積は全屋根面積の10%程度を見込むものとする
3. 施工に先立ち既設屋根面の現況状況・状態の調査を行い、監督員に報告を行なうものとする
4. 上記の調査の内容にもとづいて、事前に監督員と塗替の範囲、方法等の確認を行なうものとする
5. その他必要な事項については監督員の指示に従うものとする



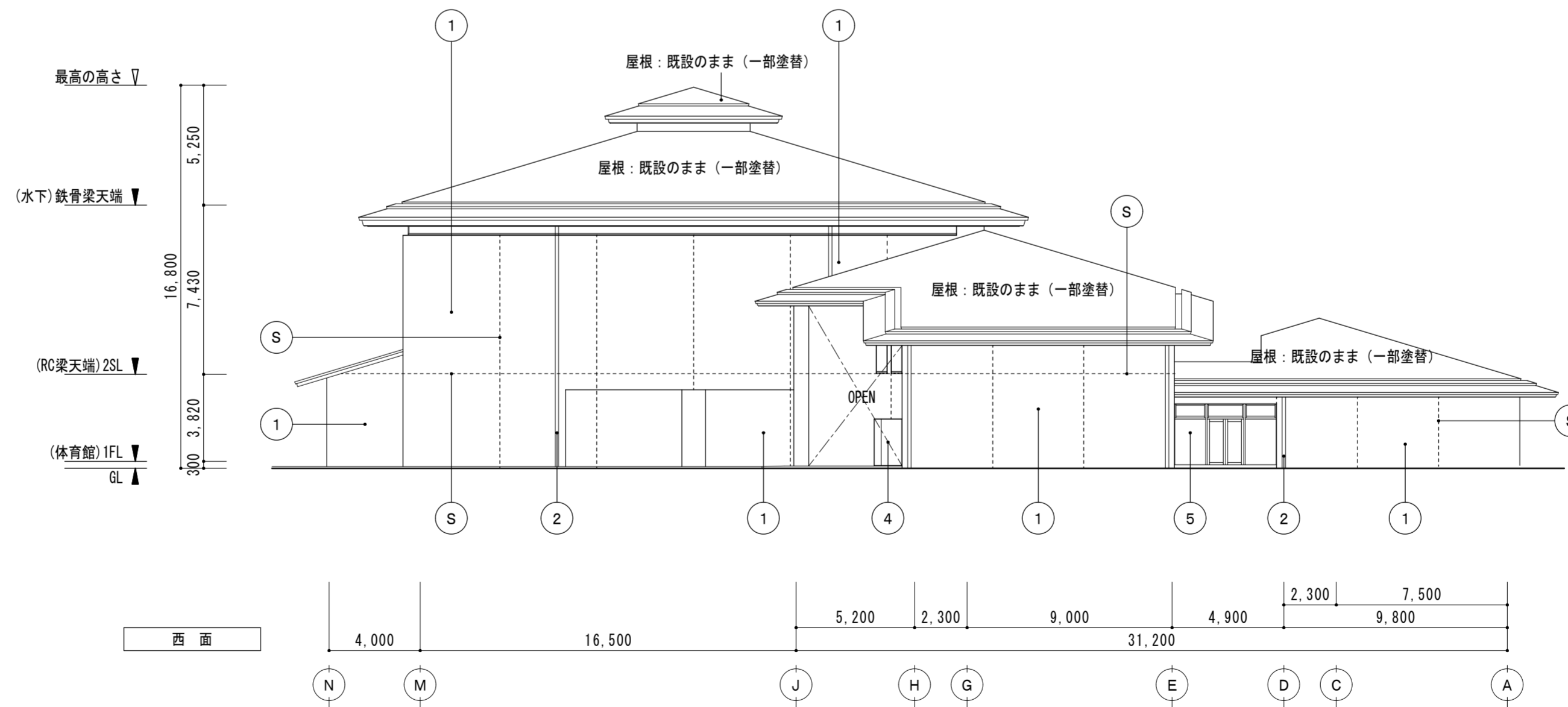
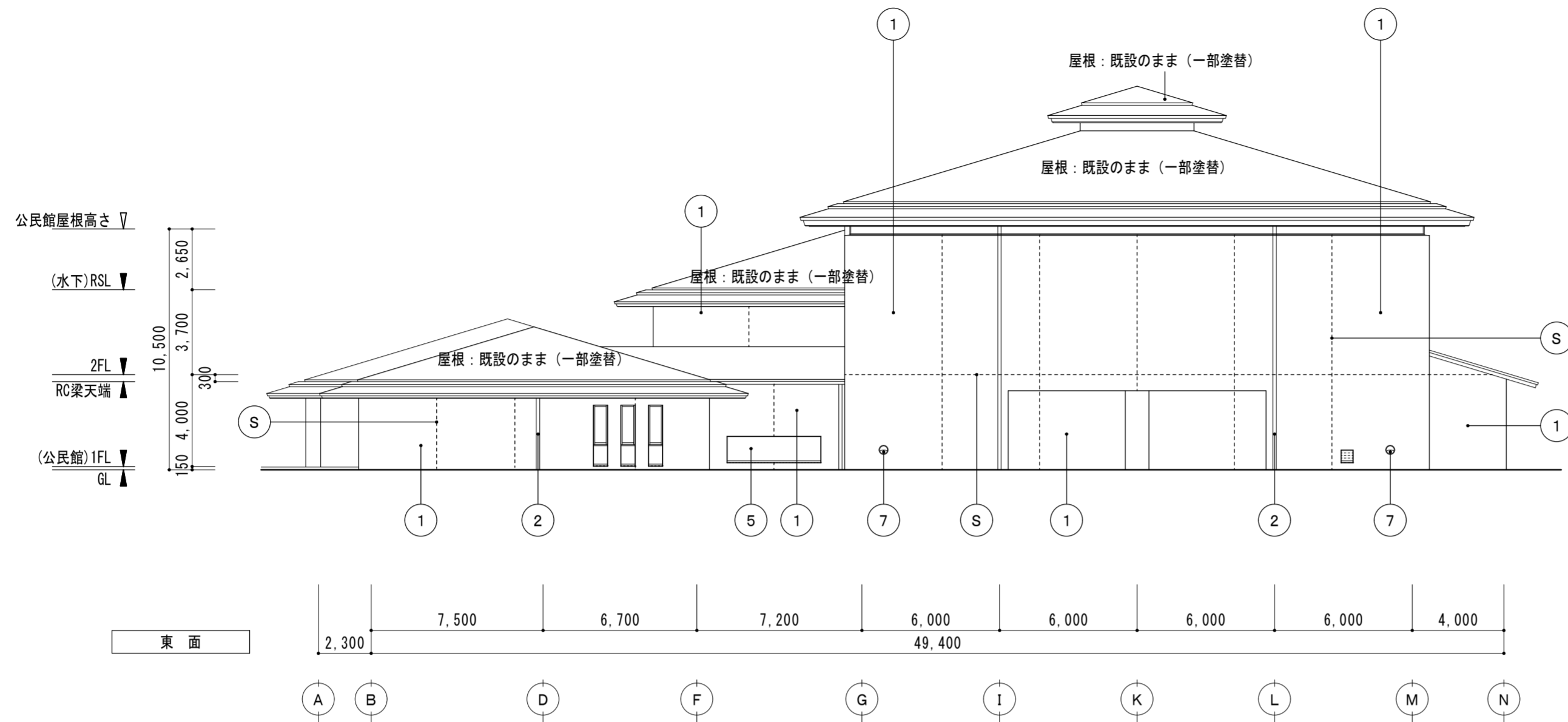




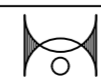
番号	種別	内容	番号	種別	内容
①	改修前	外壁一般部：下地モルタル 磁器質45二丁タイル張り(45×95)	⑧	改修前	笠木(室外機置場)：アルミニウム製笠木
	改修後	不良部補修改修 下地処理の上、高圧水洗 タイルクリーニング		改修後	既設のまま
②	改修前	たて樋：硬質塩化ビニル管(VP)φ100 VP(摺り金物@1200以内 SOP)			
	改修後	下地調整のうえDP塗替(摺り金物 DP塗替)			
③	改修前	たて樋：ステンレス管φ100 H/L仕上(摺り金物@1200以内 SUS製)			
	改修後	既設ステンレス製たて樋撤去の上 新設φ100 H/L仕上(摺り金物 既設再利用)			
④	改修前	外部銅製建具：F/P 開口部廻りシーリング	⑤		シーリング改修 打継・伸縮目地 ・外壁タイル部：PS-2 ・外壁打放し・モルタル部：以下による 塗装仕上あり：PU-2 塗装仕上なし：MS-2(ノンブリード仕様)
	改修後	下地調整のうえDP(内外共) 建具周囲シーリング打替			建具・外部取合目地：MS-2(ノンブリード仕様)
⑤	改修前	外部アルミ製建具(一般部)：アルマイトシルバー 開口部廻りシーリング	■ 注記事項		
	改修後	アルミ製建具・ガラス面クリーニング(外部のみ) 建具周囲シーリング打替	1. 外壁補修改修内容はフロー図による		
⑥	改修前	外部ステンレス製建具(一般部)：H/L仕上 開口部廻りシーリング	2. 塗装改修下地処理は特記仕様による		
	改修後	ステンレス製建具・ガラス面クリーニング(外部のみ) 建具周囲シーリング打替	3. シーリング改修位置は代表的な部位を示すものとし、必要箇所にはすべて施工とする		
⑦	改修前	排気用ベンドキャップ：アルミ製φ300 焼付塗装	4. 縦樋は取替となる部分以外については、すべてDP塗替とする		
	改修後	既設アルミ製排気用ベンドキャップ撤去の上 新設φ300 指定色焼付塗装品	5. 軒樋は原則すべて既設のままとする		



■ 外壁タイル面不良箇所		■ コンクリート打ち放し面不良箇所		■ 外壁欠損・爆裂部		■ 特記事項
タイル面の浮き(下地面の浮き部分・補修)	153.0 m <sup>2</sup>	ひび割れ(1.0mm超)	10.0 m	200×100 程度	4 箇所	1. 外壁タイル面不良箇所の項目にて(※)の記載があるものの補修については、注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法とし、アンカーピンニングの本数、及び注入箇所数は、一般部分、指定部分ともすべて16本/m <sup>2</sup> 、16箇所/m <sup>2</sup> を採用とする 2. 上記以外の補修については、注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法とし、アンカーピンニングの本数は、一般部分、指定部分ともすべて16本/m <sup>2</sup> を採用とする
欠損・ひび割れ部分・陶片浮き・汚損部分(張替)	69.0 m <sup>2</sup>	ひび割れ(0.2mm~1.0mm)	111.0 m	100×100 程度	8 箇所	
窓台等の天端タイル面の浮き(下地面の浮き部分・補修)(※)	26.6 m <sup>2</sup>	ひび割れ(0.2mm未満)	278.0 m	50×50 程度	30 箇所	
上裏(梁下端)タイル面の浮き(下地面の浮き部分・補修)	35.9 m <sup>2</sup>					
側面・建具抱き部分等の浮き(下地面の浮き部分・補修)	20.4 m <sup>2</sup>					
出隅・上端等コーナー部分等のタイル面浮き(狭幅部・補修)	78.7 m <sup>2</sup>					
タイル下コンクリート躯体面のひび割れ(1.0mm超)	6.9 m					
タイル下コンクリート躯体面のひび割れ(0.2mm~1.0mm)	17.2 m					



	タイル張り		コンクリート打ち出し		モルタル塗り
--	-------	--	------------	--	--------



株式会社 三宅設計

TEL 0574 (62) 1881  
FAX 0574 (62) 5432 1級建築士 三宅晶信 第68278号

承認

設計

設計年月日

2021-01

NO.

A-S12

工事名 桜ヶ丘地区センター外部改修工事

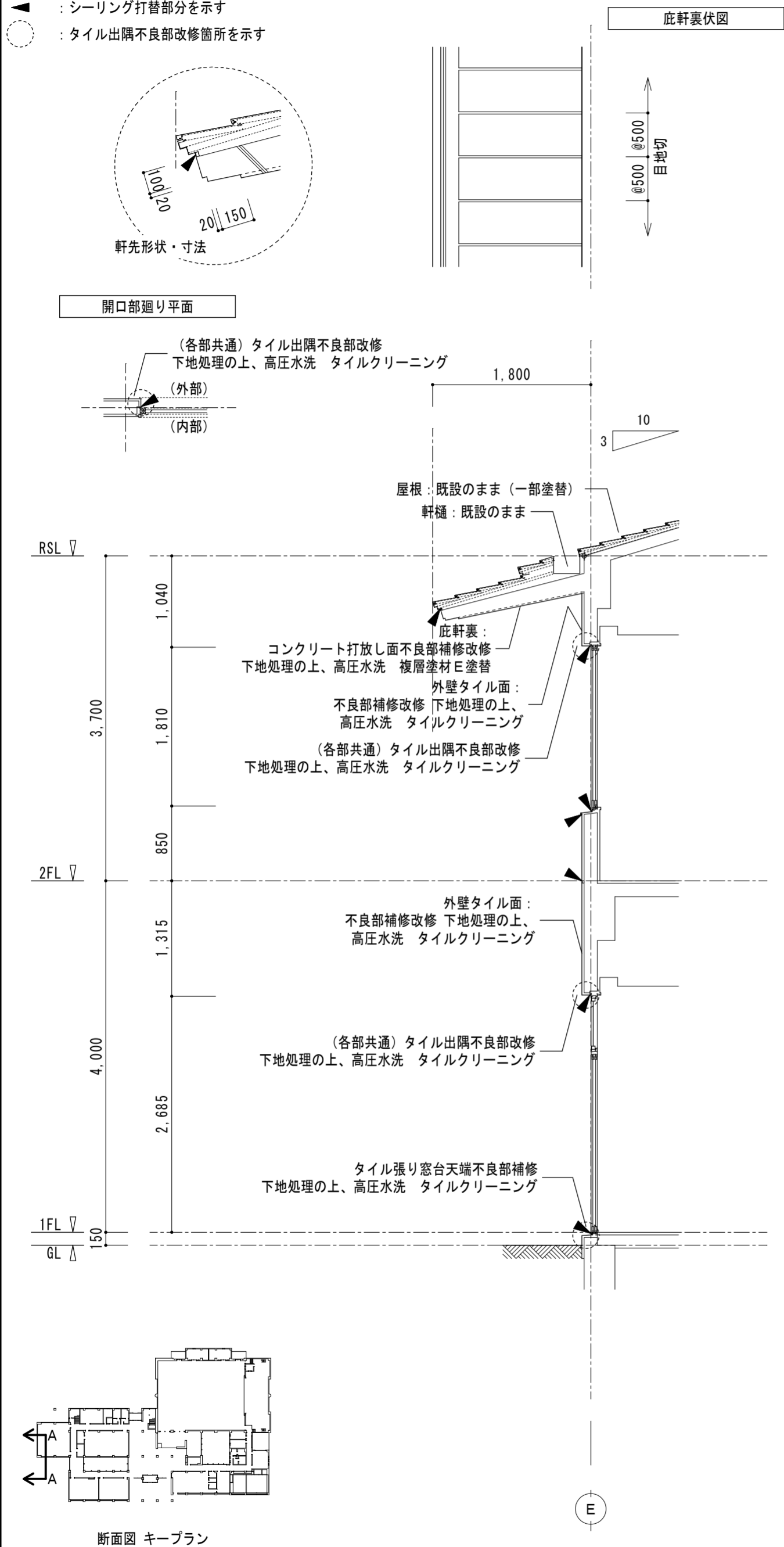
工事設計図

図面名 立面図-3

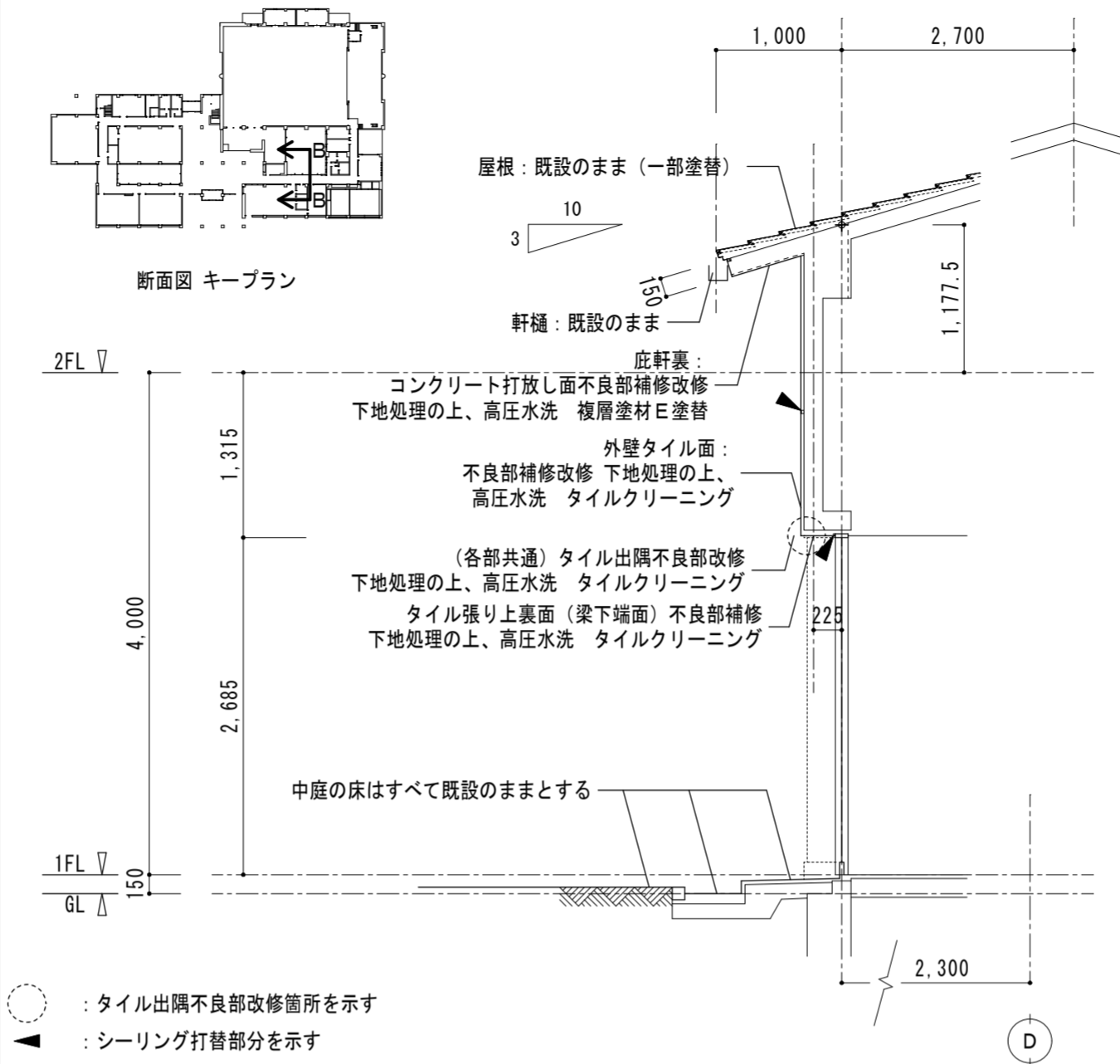
scale A2 : 1/200

A-A 断面詳細図

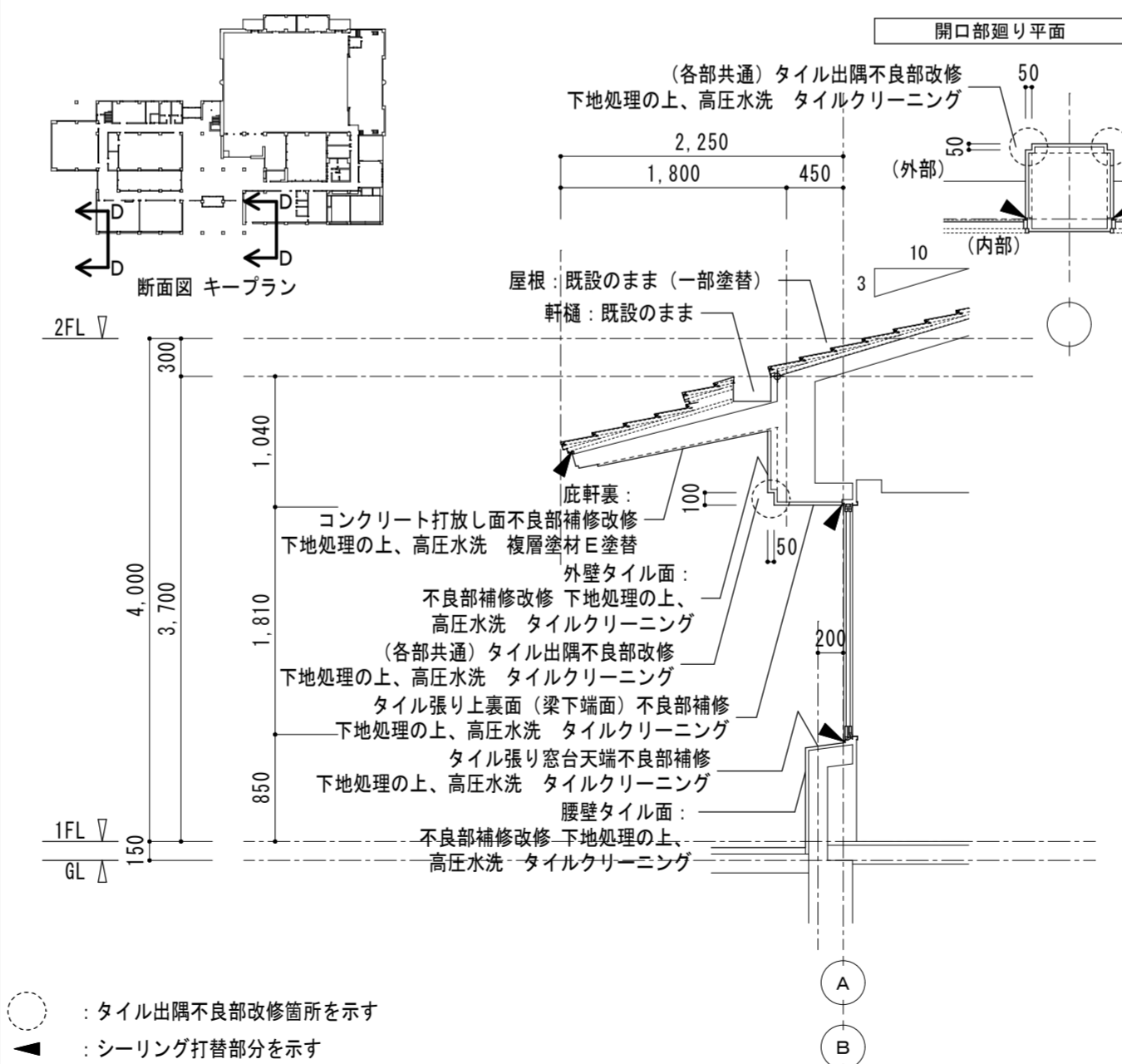
- ▲ : シーリング打替部分を示す
- : タイル出隅不良部改修箇所を示す



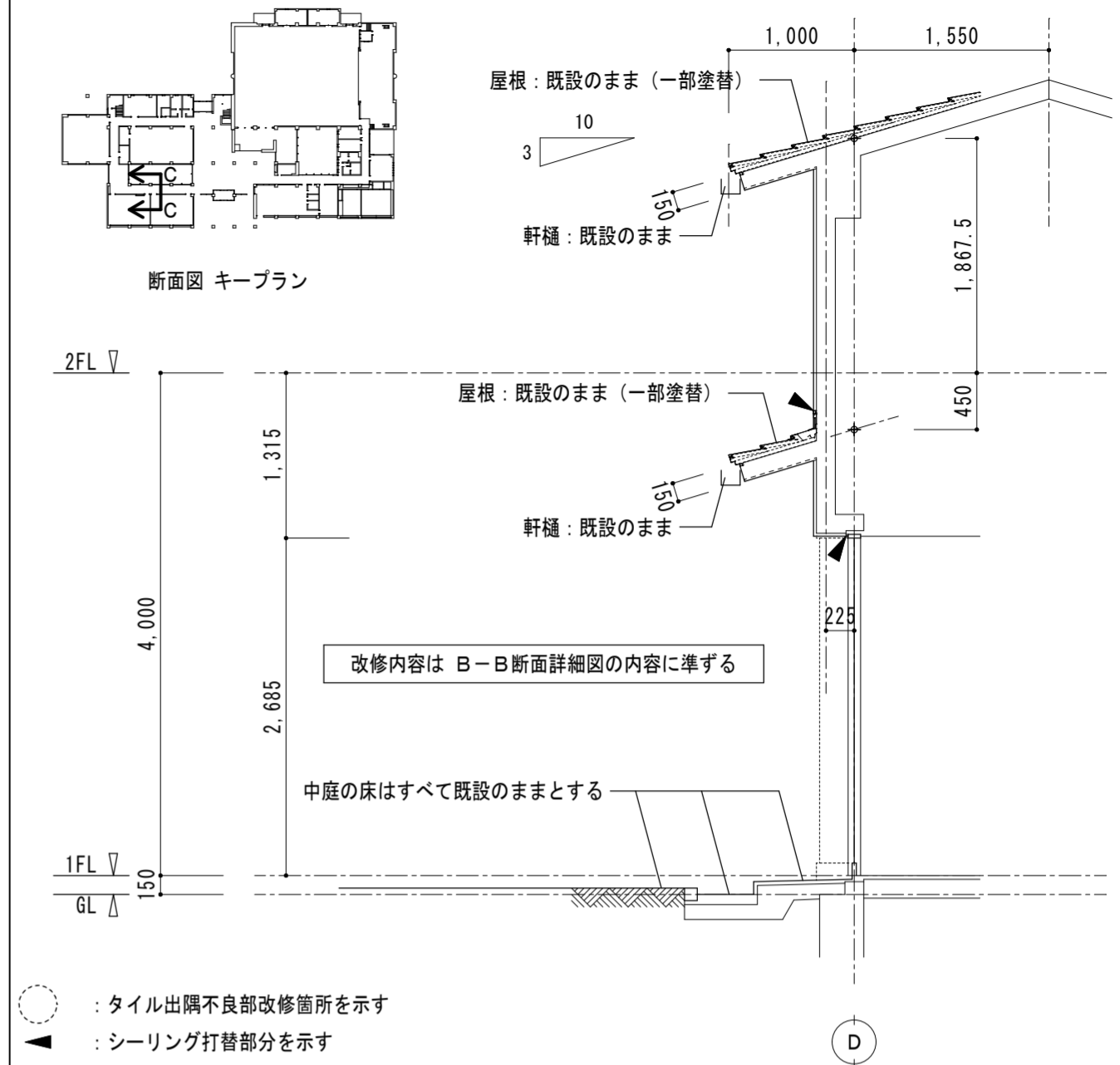
B-B 断面詳細図



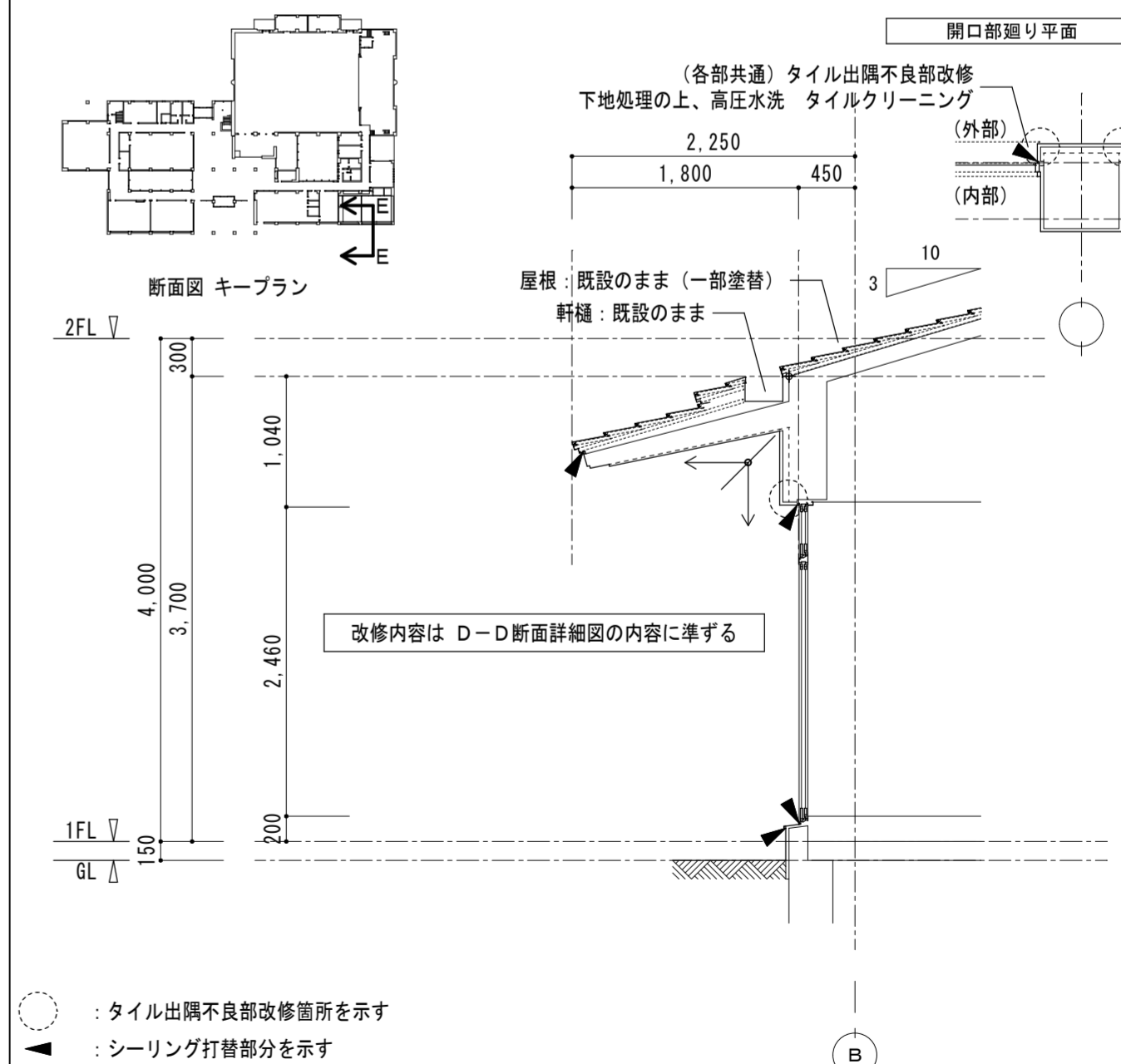
D-D 断面詳細図



C-C 断面詳細図

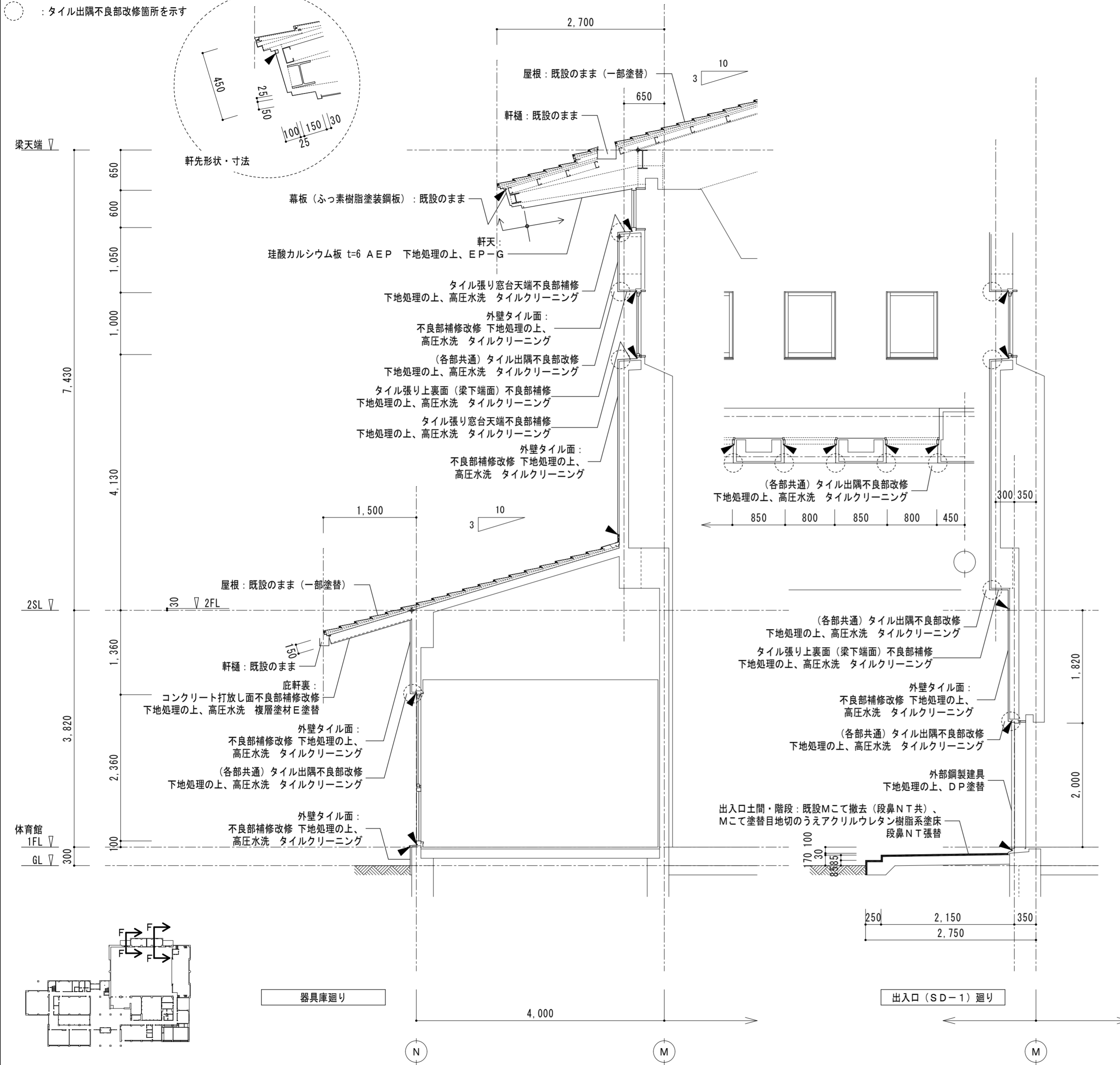


E-E 断面詳細図



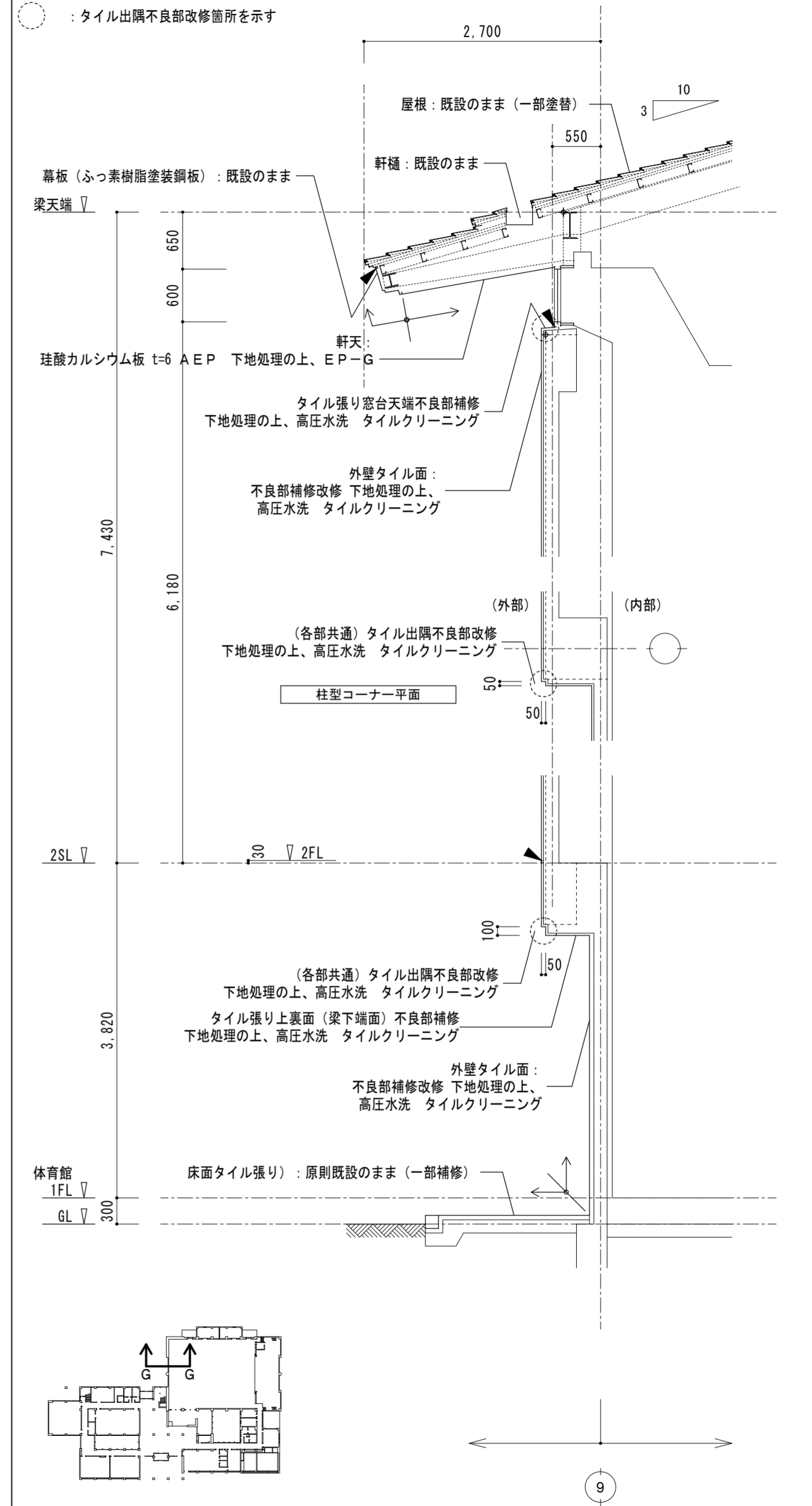
F-F 断面詳細図

- ▲ : シーリング打替部分を示す
- : タイル出隅不良部改修箇所を示す



G-G 断面詳細図

- ▲ : シーリング打替部分を示す
- : タイル出隅不良部改修箇所を示す



備考

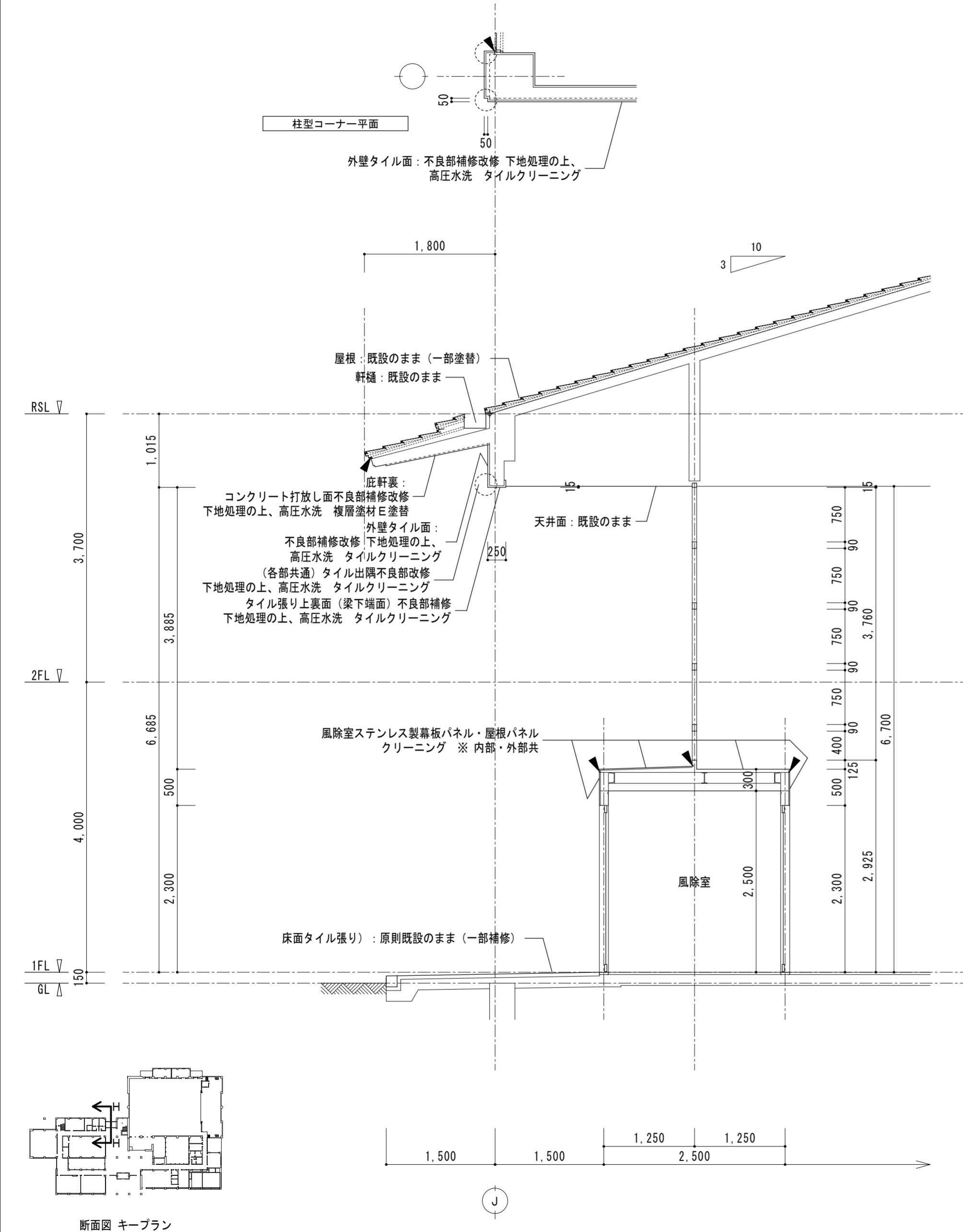
株式会社 三宅設計  
 TEL 0574 (62) 1881  
 FAX 0574 (62) 5432  
 1級建築士 三宅 晶 信 第68278号

承認 設計

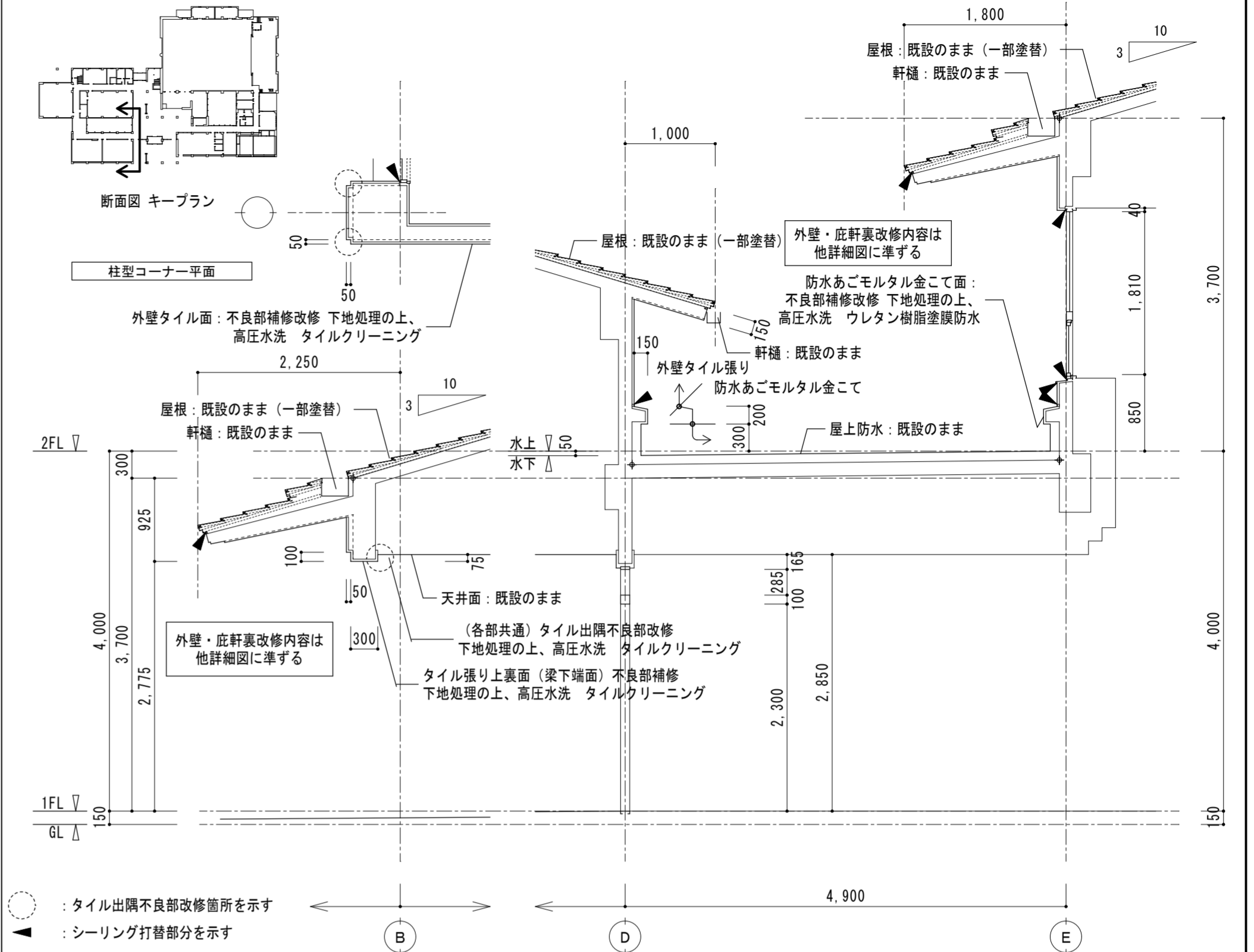
設計年月日 2021-01  
 NO. A-S14  
 工事名 桜ヶ丘地区センター外部改修工事  
 図面名 改修断面詳細図-2  
 工事設計図  
 scale A2 : 1/50

H-H 断面詳細図

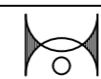
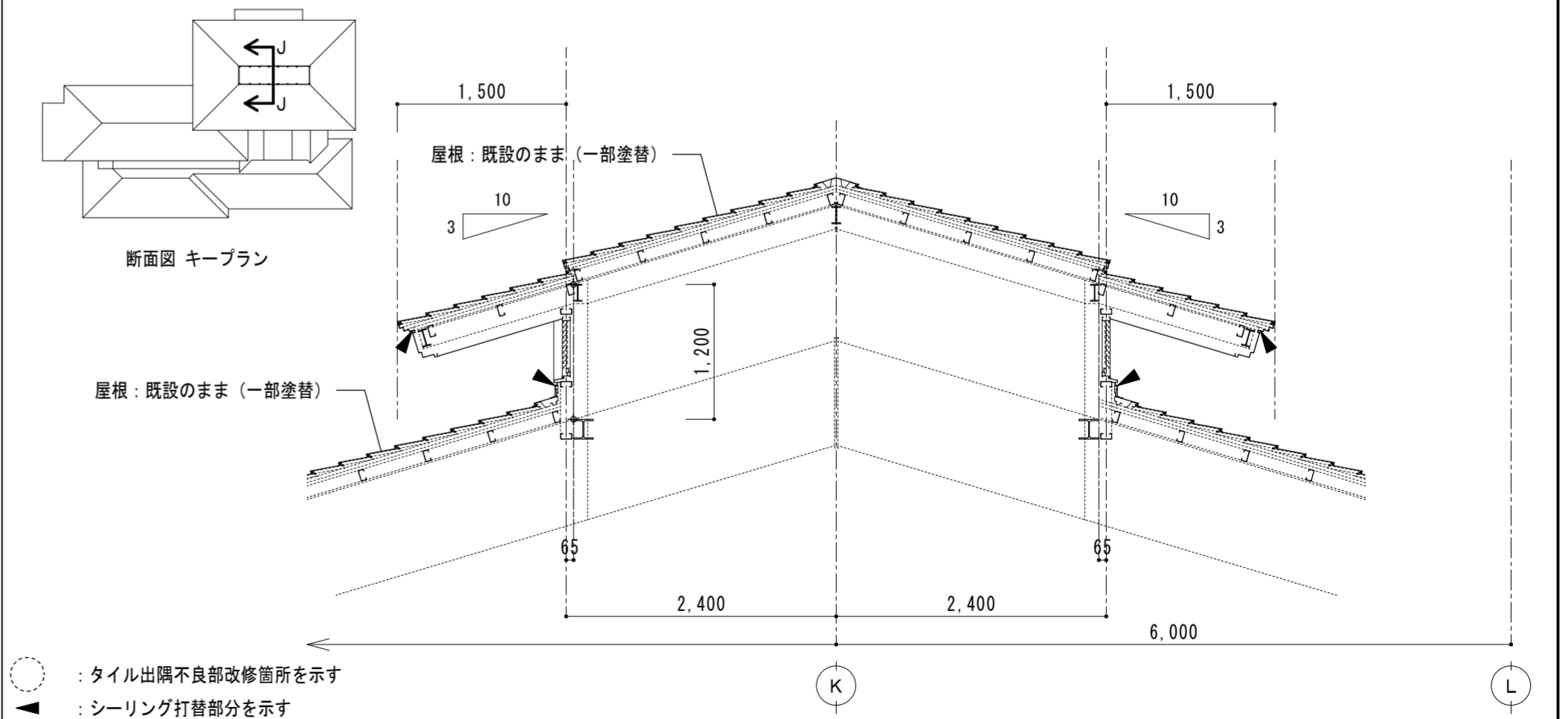
- ▲ : シーリング打替部分を示す
- : タイル出隅不良部改修箇所を示す



I-I 断面詳細図



J-J 断面詳細図（参考図）



株式会社 三宅設計

TEL 0574 (62) 1881  
FAX 0574 (62) 5432 1級建築士 三宅 晶 信 第68278号

承認

設計

設計年月日

2021-01

NO.

A-S15

工事名 桜ヶ丘地区センター外部改修工事

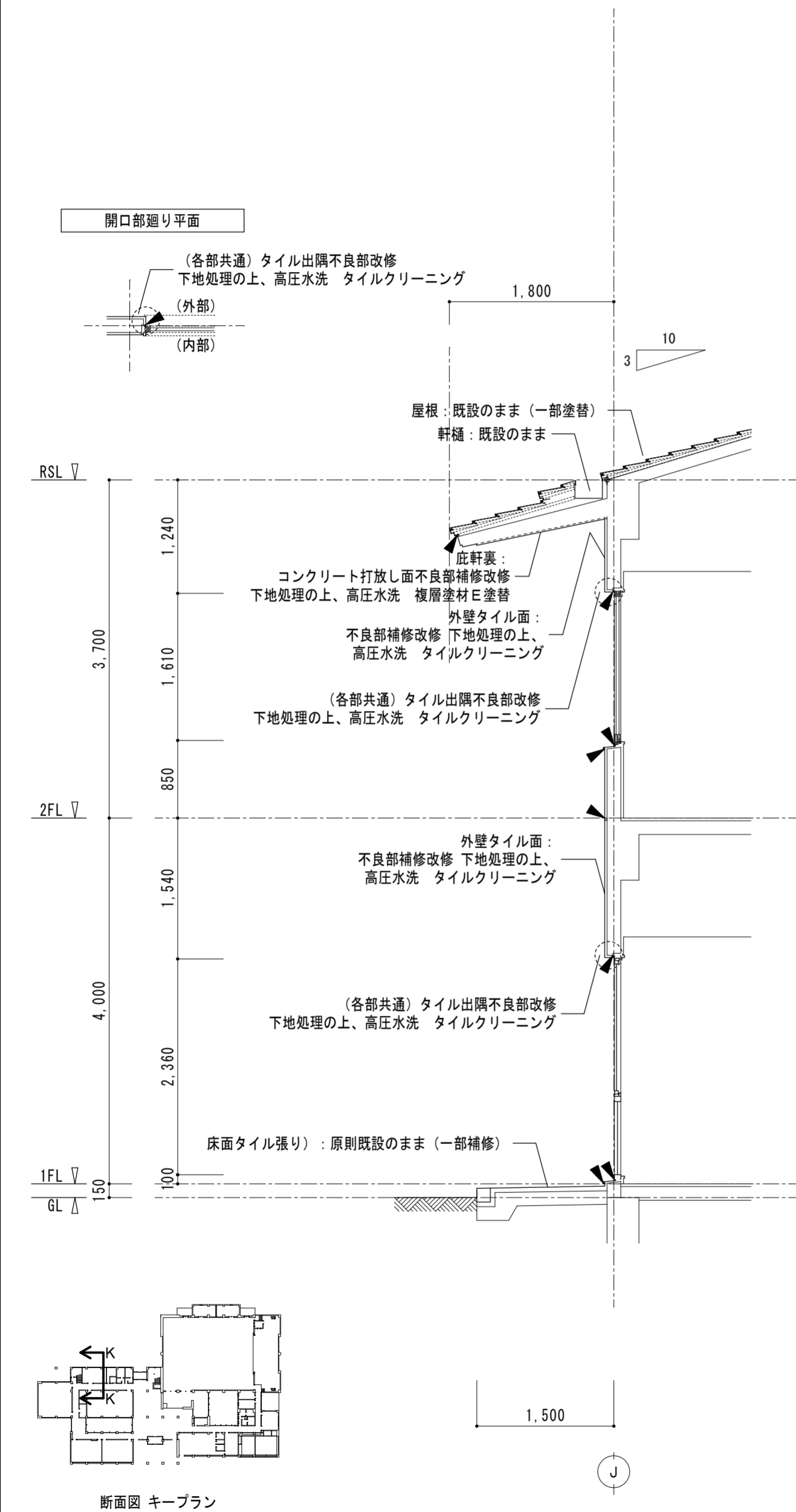
工事設計図

図面名 改修断面詳細図-3

scale A2 : 1/50

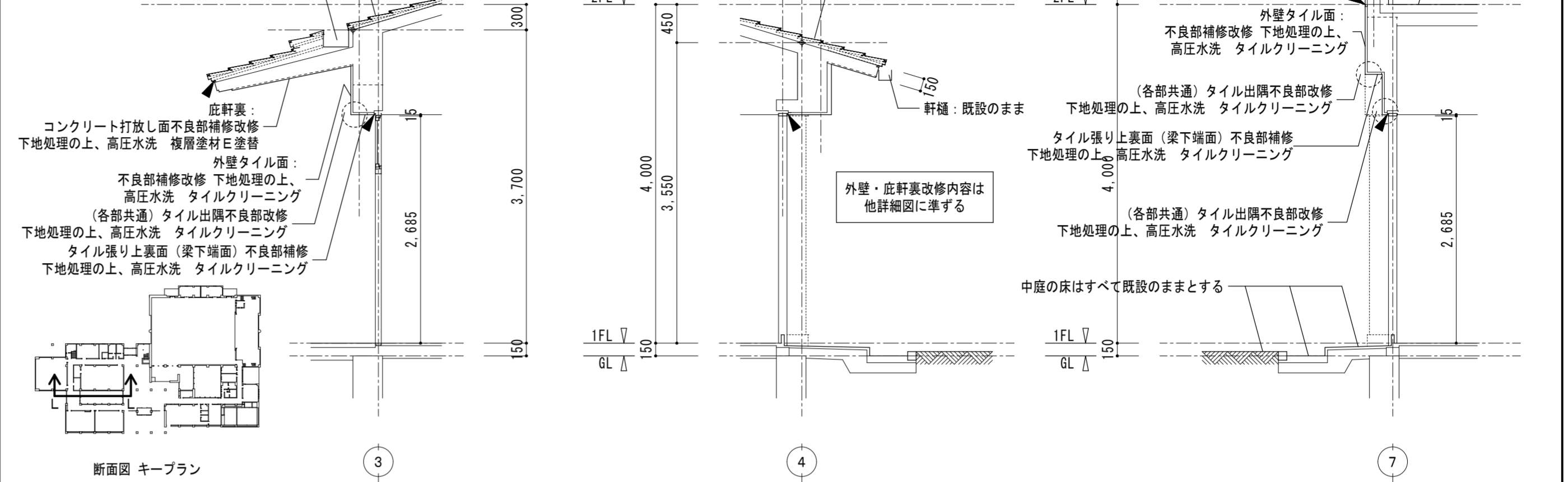
K-K 断面詳細図

- ▲ : シーリング打替部分を示す
- : タイル出隅不良部改修箇所を示す

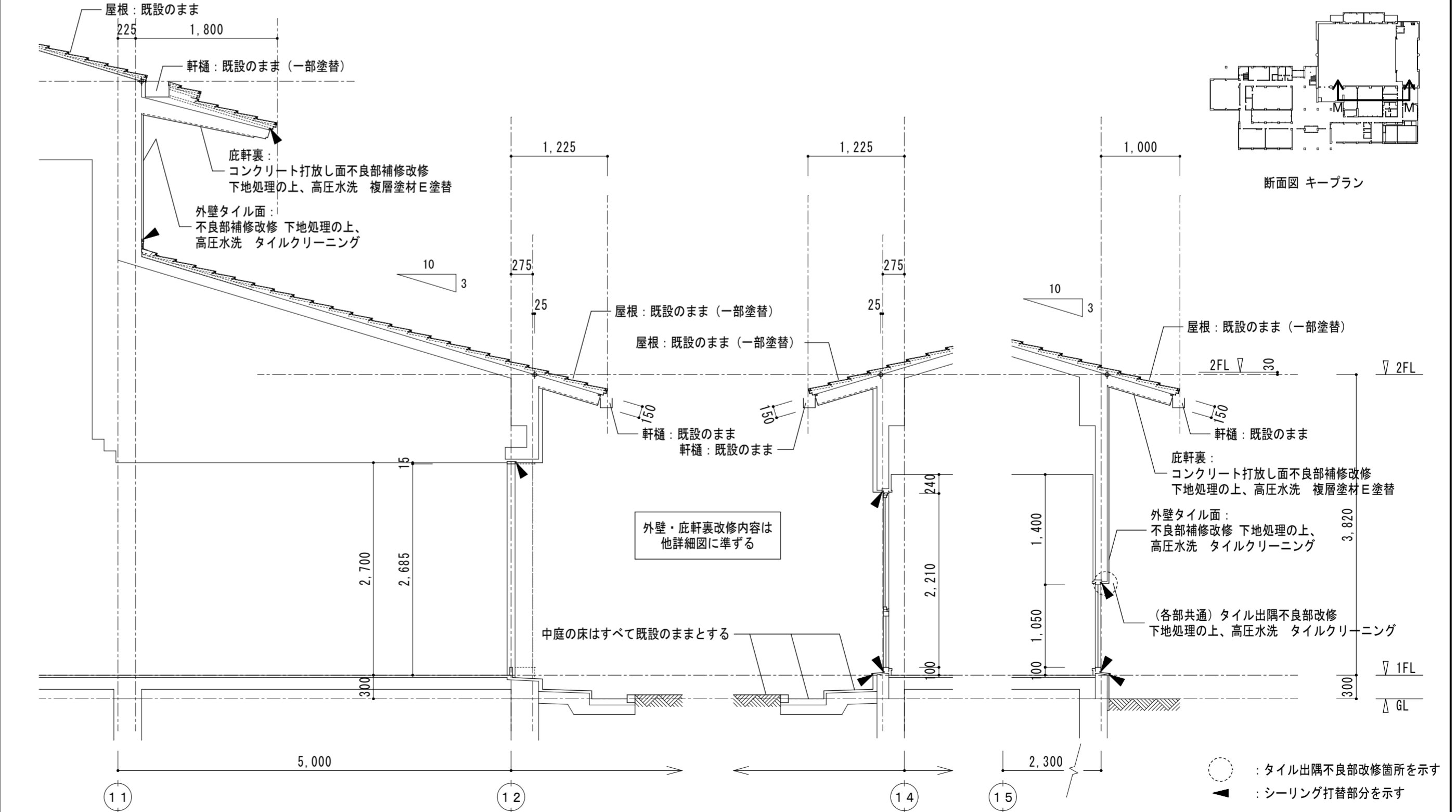



L-L 断面詳細図

- ▲ : シーリング打替部分を示す
- : タイル出隅不良部改修箇所を示す



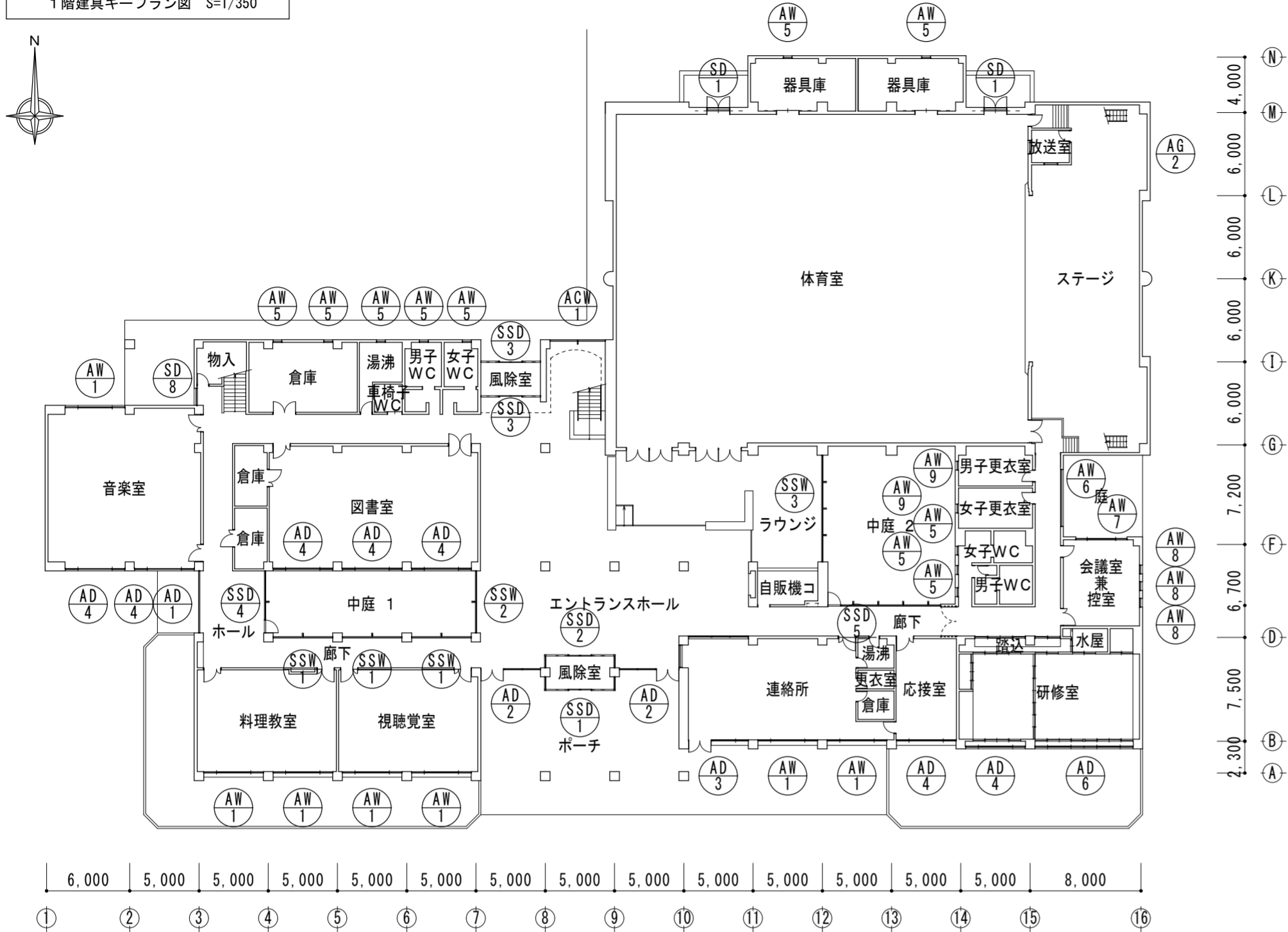
M-M 断面詳細図



備考	 <b>株式会社 三宅設計</b> TEL 0574 (62) 1881 FAX 0574 (62) 5432 1級建築士 三宅 晶 第68278号	承認	設計	設計年月日 2021-01	NO. A-S16	工事名 桜ヶ丘地区センター外部改修工事 図面名 改修断面詳細図-4 scale A2 : 1/50	工事設計図
----	--	----	----	------------------	--------------	---	-------

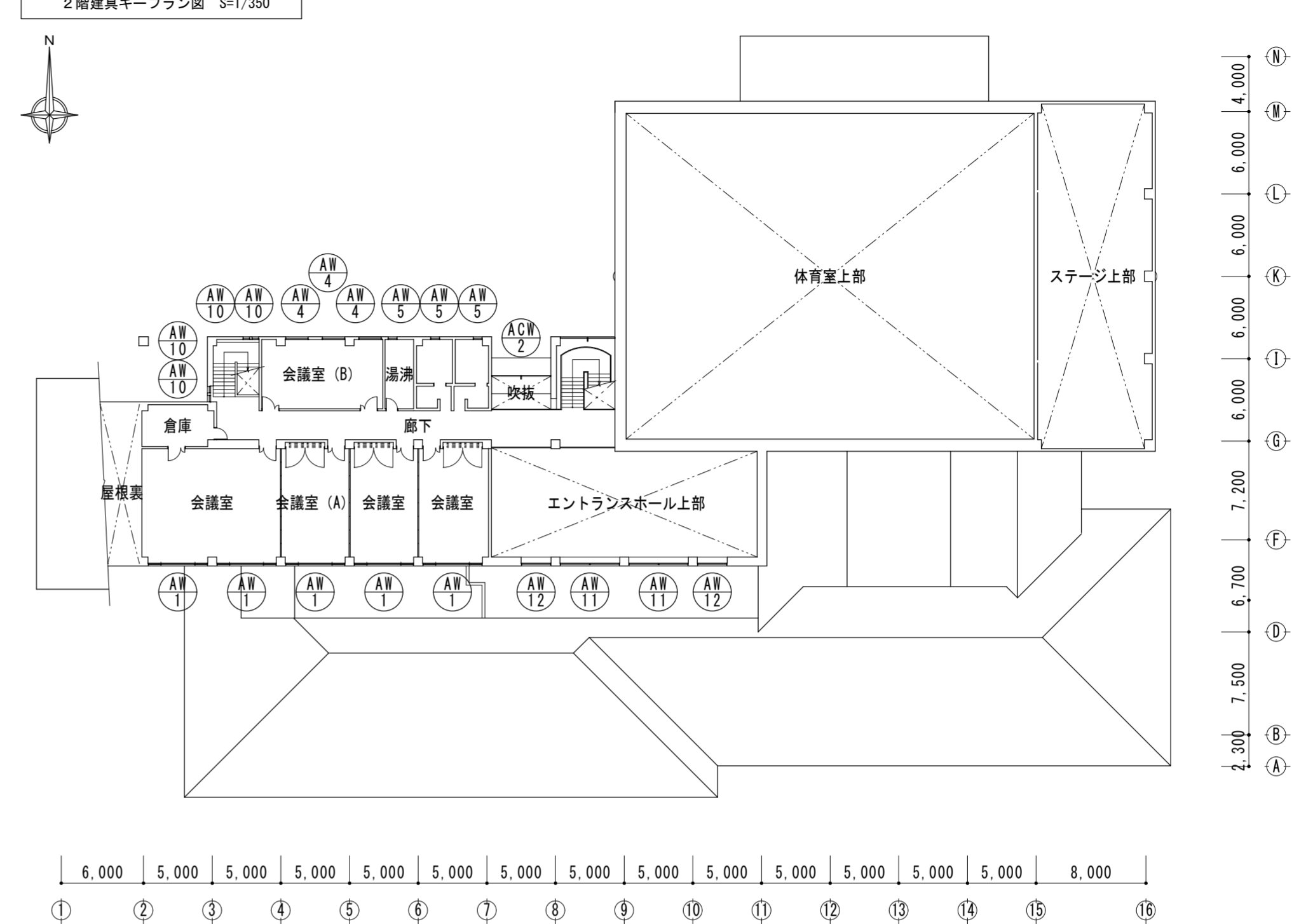
共通事項：各改修と合わせて既設外部建具ガラス面については、外部側のみクリーニングを合わせて行なう

1階建具キープラン図 S=1/350

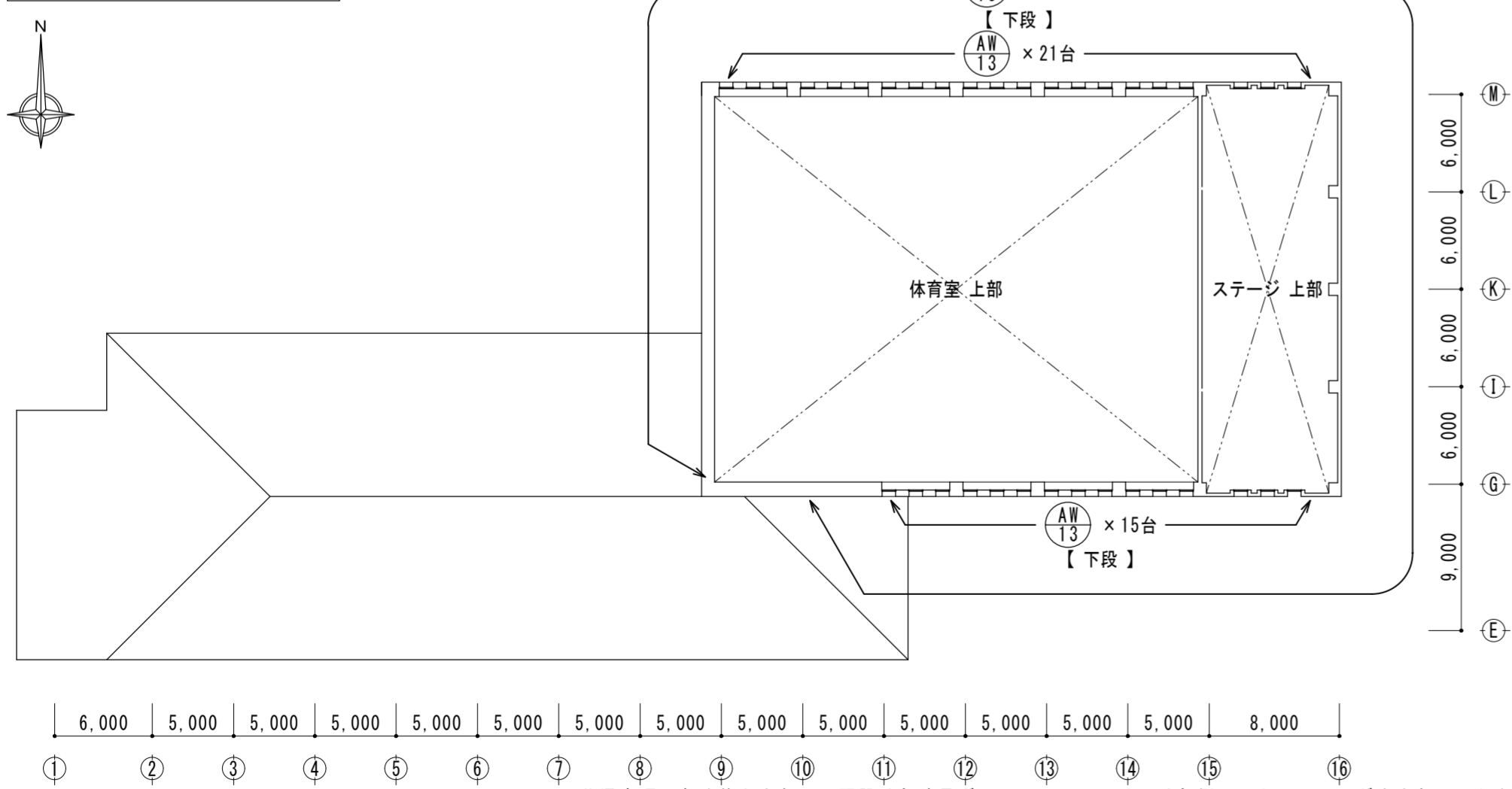


共通事項：各改修と合わせて既設外部建具ガラス面については、外部側のみクリーニングを合わせて行なう

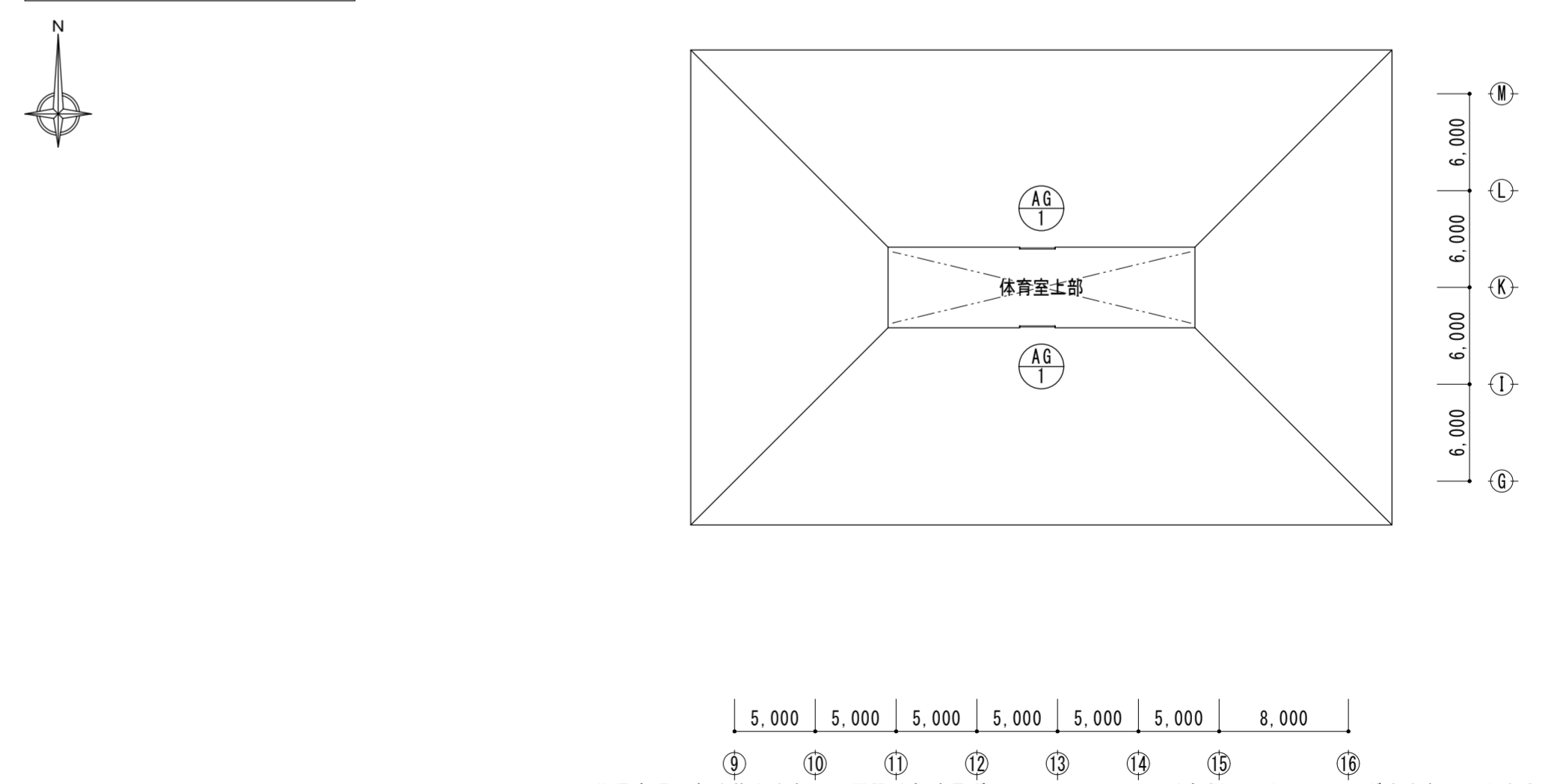
2階建具キープラン図 S=1/350



R階建具キープラン図 (1) S=1/350



R階建具キープラン図 (2) S=1/350



共通事項：各改修と合わせて既設外部建具ガラス面については、外部側のみクリーニングを合わせて行なう

共通事項：各改修と合わせて既設外部建具ガラス面については、外部側のみクリーニングを合わせて行なう

	既設建具 (AW・AD・ACW) (外部面建具周囲シーリング打替改修)	<p>株式会社 三宅設計</p> <p>TEL 0574 (62) 1881 FAX 0574 (62) 5432</p> <p>1級建築士 三宅 晶 信 第68278号</p>	承認	設計	設計年月日	NO.	工事名 桜ヶ丘地区センター外部改修工事 図面名 建具符号図	工事設計図 scale A2 : 1/350
	既設建具 (SD) (外部面建具周囲シーリング打替改修 + 仕上塗装塗替)		2021-01	A-S17				

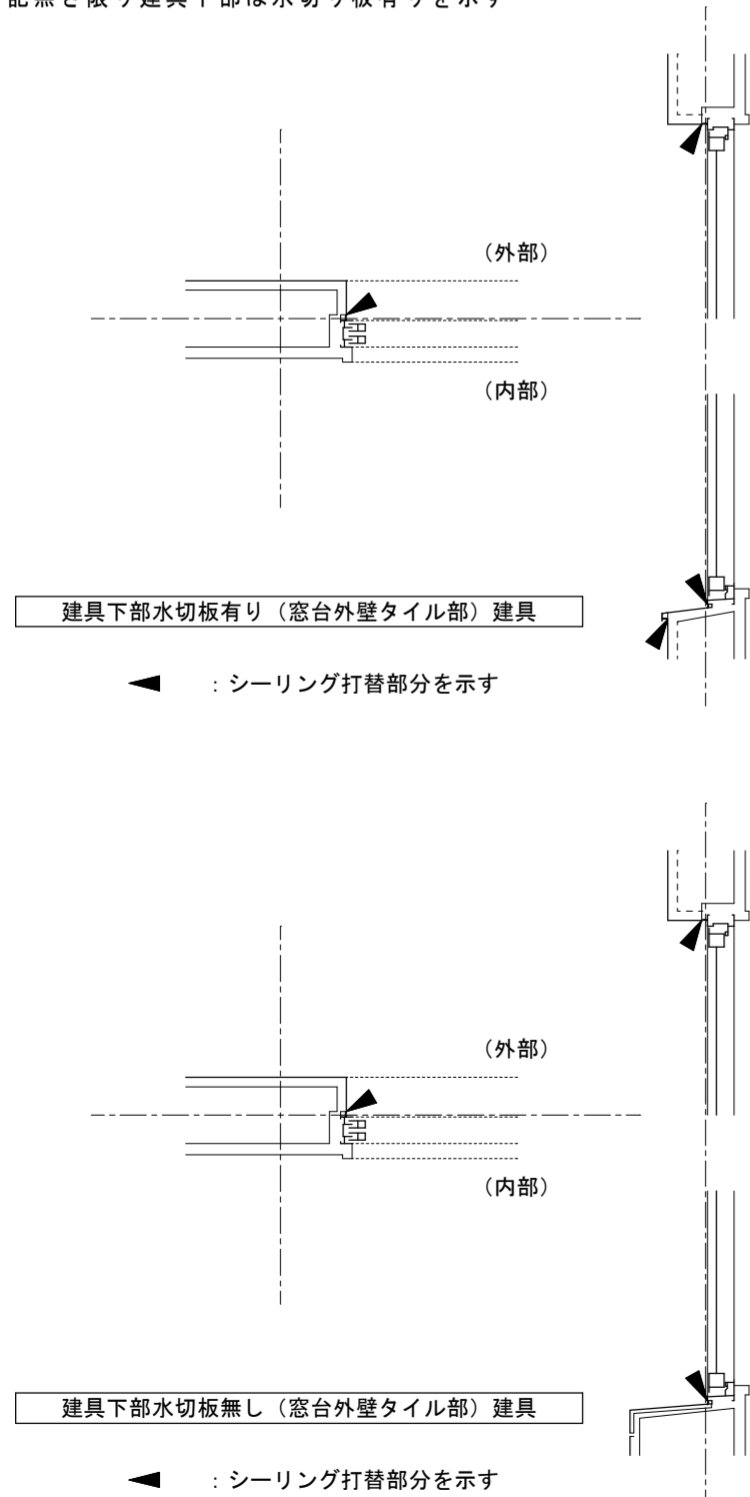




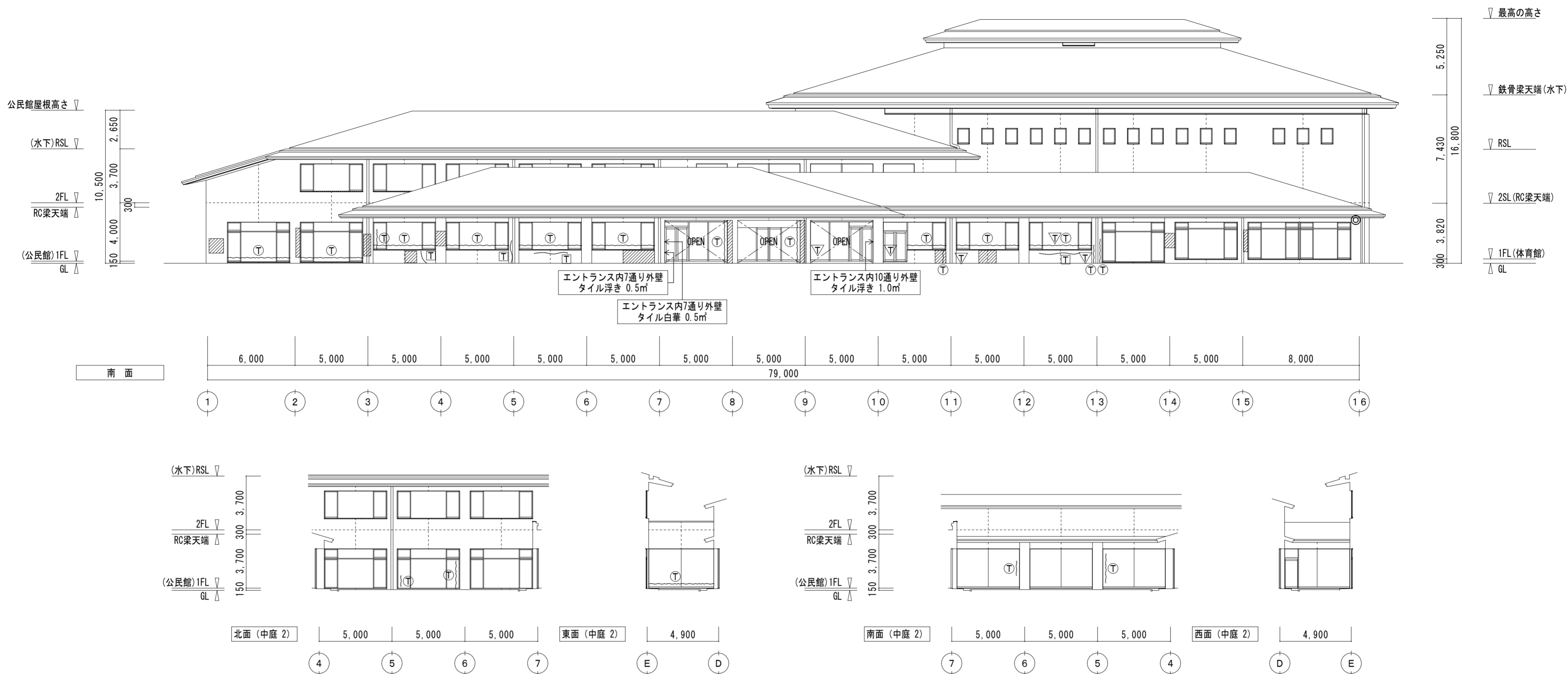
<p>SSD 5 ランマ外倒し窓片開き框扉付ステンレス製嵌め殺しガラススクリーン窓 (箇所数) 1</p>	<p>SSW 1 ステンレス製嵌め殺しガラススクリーン窓 (箇所数) 3</p>	<p>SSW 2 ステンレス製嵌め殺しガラススクリーン窓 (箇所数) 1</p>	<p>SSW 3 ステンレス製嵌め殺しガラススクリーン窓 (箇所数) 1</p>
<p>SD 1 鋼製両開きフラッシュ扉 (箇所数) 2</p>	<p>SD 8 鋼製親子開きフラッシュ扉 (箇所数) 1</p>	<p>AG 1 アルミニウム製固定ガラリ (箇所数) 2</p>	<p>AG 2 アルミニウム製固定ガラリ (箇所数) 1</p>

■ シーリング打替改修詳細

※特記無き限り建具下部は水切り板有りを示す



備考 特記無き限り1FLは公民館1FLを示す  
特記無き限り建具下部は水切り板有りを示す



注記事項) 以下の表に示す劣化部の数量は、下記1～3の調査範囲、調査条件範囲の数量であり、以下の数量をもとに算出した本工事にて補修の施工対象とする設計数量は、設計図面の立面図(A-S11)の表に示す数量とする

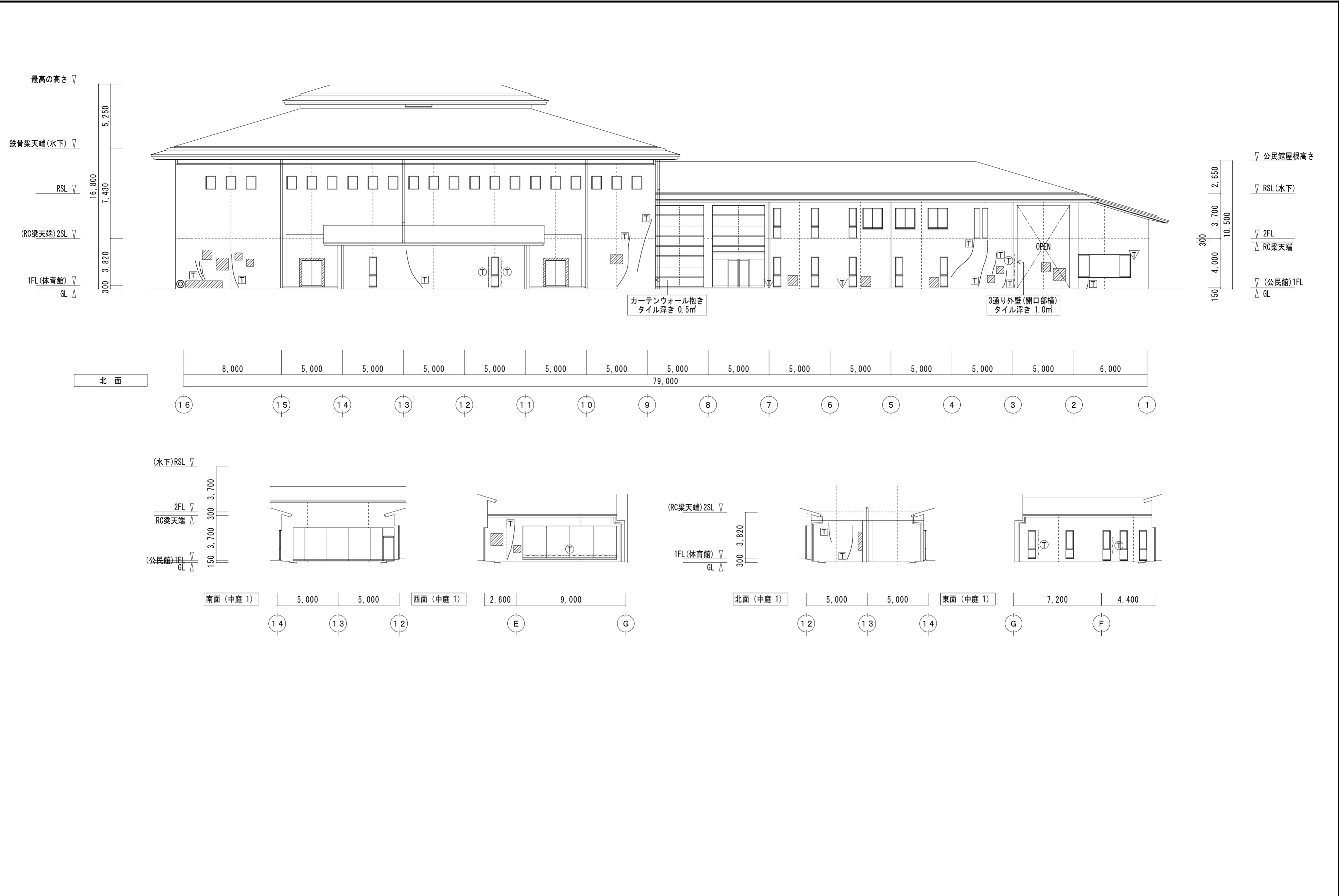
1. タイル張り面調査範囲は、地上から打診による調査が可能な範囲を対象とする(約550㎡程度)
2. モルタル面調査範囲は、打診による調査が可能な範囲を対象とする(約15㎡程度)
3. コンクリート打放し面調査範囲は、地上から目視による確認範囲を対象とする(約550㎡程度)

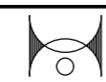
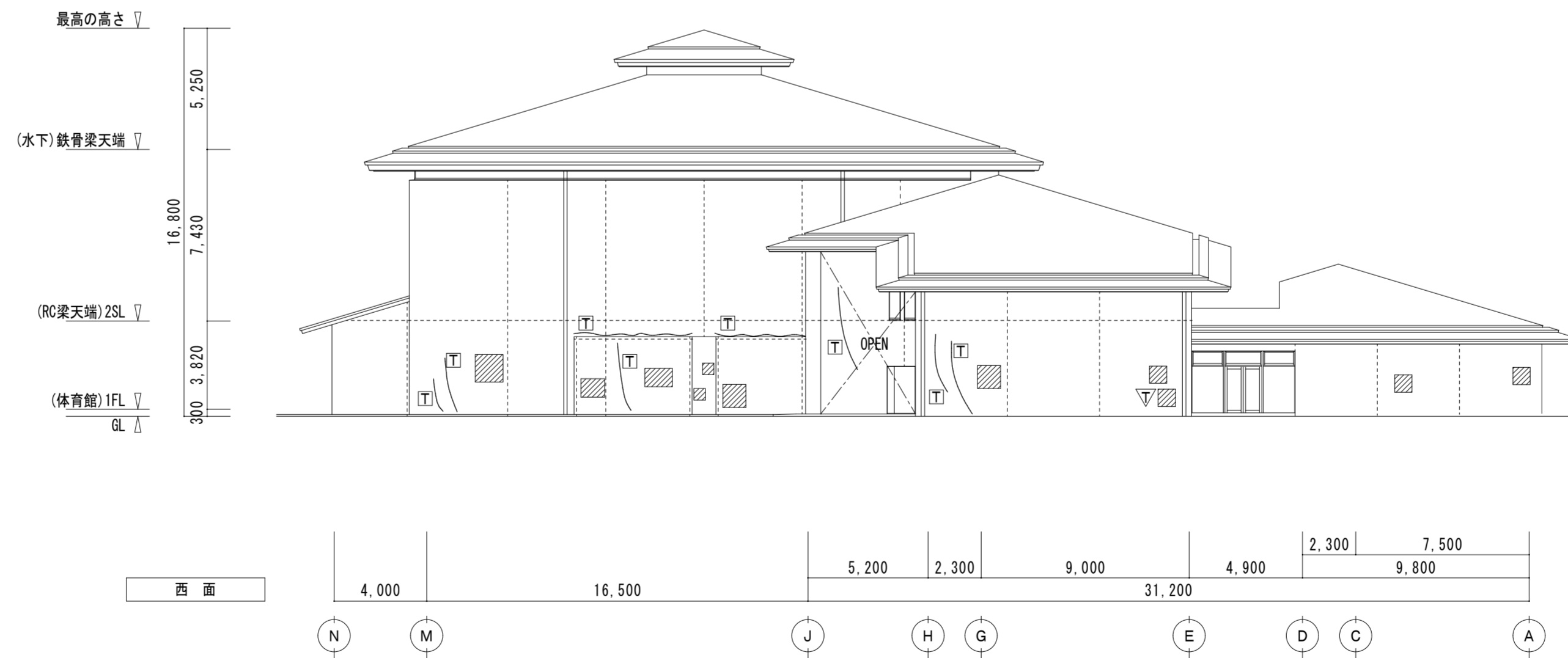
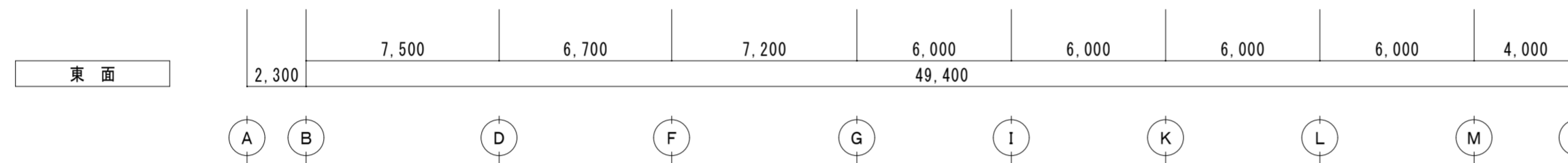
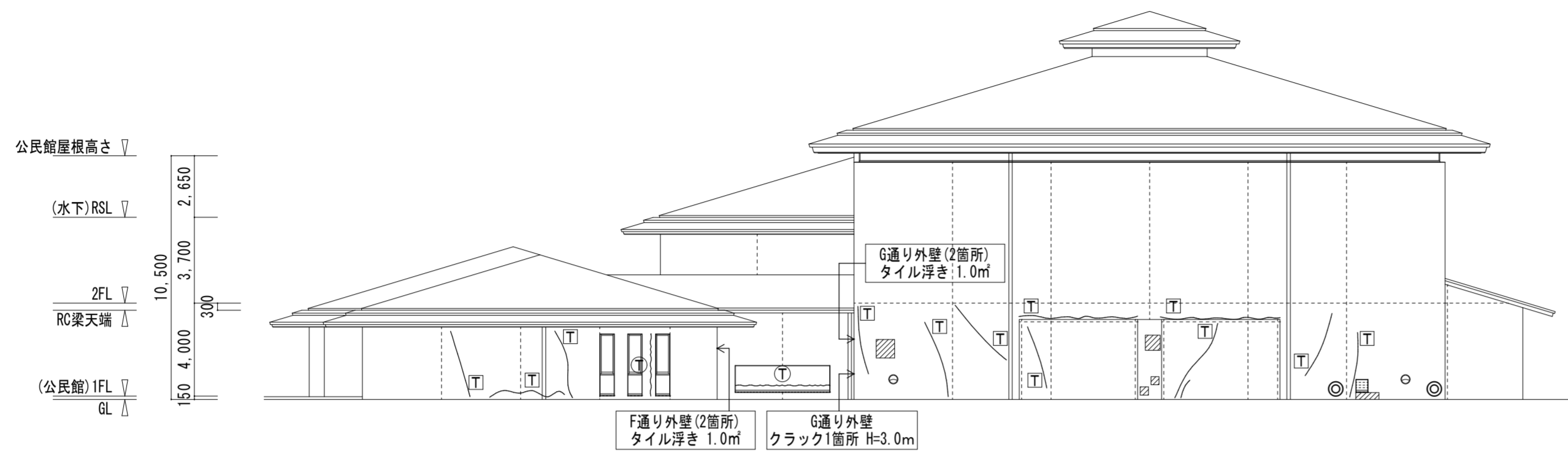
■ タイル張り面劣化部		
符号	内容	数量
	タイル浮き	31.5 ㎡
	タイル陶片浮き・欠損・欠け	1.0 ㎡
	タイルひび割れ	10.0 ㎡
■ 共通事項		
1. 南面各柱型タイル面には1箇所当たり3枚程度の陶片浮き有り		
2. 南面各窓台タイル面には1箇所当たり3枚程度の欠損有り		
3. 各スパン3枚程度の割れ、欠損有り		
4. 上裏(梁下端・建具抱き)タイル面については概ね50%程度の浮きが発生		
5. コーナー出隅部分については、全体の5%程度に浮き等の不良部が発生		

■ モルタル面劣化部		
符号	内容	数量
	モルタル面浮き	15.0 ㎡
■ 共通事項		
1. 2階屋外機械置場防水あご部分モルタル塗り面の全般に浮き発生		

■ コンクリート打放し面劣化部		
符号	内容	数量
	RC打放し面クラック(幅1.0mm超)	10.0 m
	RC打放し面クラック(幅0.2~1.0mm)	110.0 m
	RC打放し面クラック(幅0.2mm未満)	275.0 m
■ 共通事項		
1. 庇裏軒天部分については、[RU]が対象範囲内に合計で10.0m発生		
2. 同様に、庇裏軒天部分については、対象となる範囲の全般に、1スパンあたり[RC]が約2.0m程度(約0.2㎡/㎡)、[RS]が5.0m程度(約0.5㎡/㎡)発生		

■ 欠損・爆裂部		
符号	内容	数量
	欠損・爆裂(100x200程度)	4 箇所
	欠損・爆裂(100x100程度)	8 箇所
	欠損・爆裂(50x50程度)	30 箇所
■ 共通事項		
1. 庇裏軒天打放し面に100x100が8箇所発生(見上面・正面小口部分共)		
2. 庇裏軒天打放し面に50x50が30箇所発生(見上面・正面小口部分共)		





株式会社 三宅設計

TEL 0574 (62) 1881  
FAX 0574 (62) 5432 1級建築士 三宅 晶 信 第68278号

承認

設計

設計年月日

2021-01

NO.

A-S22

工事名 桜ヶ丘地区センター外部改修工事

工事設計図

図面名 既設外壁調査図-3【参考図】

scale A2 : 1/200